

特許庁委託事業

フィリピンにおける 商標制度・運用に係る実態調査

2022年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

バンコク事務所

(知的財産権部)

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

目次

第1章	はじめに	6
1.	調査の背景及び目的	6
2.	調査の概要	7
第2章	フィリピンにおける商標制度	8
1.	出願統計	8
(1)	出願件数の推移	8
(2)	国内出願件数とマドプロ出願件数の割合	9
(3)	審査期間	9
2.	商標法等の改正動向	10
(1)	商標に関する法律等の概要	10
(2)	改正の動向	10
3.	商標制度の特徴	13
(1)	使用宣言書の提出	13
(2)	非伝統商標	13
(3)	ディスクレーム制度	13
(4)	コンセント制度	14
(5)	優先審査制度	14
(6)	IPOPPLの執行権限	14
(7)	情報提供制度	15
4.	商標の保護対象	16
(1)	概要	16
(2)	文字商標	16
(3)	図形商標	17
(4)	結合商標	18
(5)	立体商標	18
5.	審査フロー等	19
(1)	出願・審査手続	19
(2)	審査フロー	23
(3)	早期／優先審査制度	24
6.	方式要件	25
(1)	出願書記載事項	25
(2)	代理人	26
(3)	標章見本の添付	27

(4)	出願日の付与.....	27
(5)	補正.....	28
7.	指定商品・役務の審査.....	29
(1)	概要.....	29
(2)	審査基準.....	29
(3)	商品・役務の「表示（明確性）」の審査手法.....	29
(4)	採択可能な商品・役務名のリストの公表の有無.....	30
(5)	商品・役務の「類否」の審査手法.....	30
8.	絶対的拒絶理由の審査.....	34
(1)	絶対的拒絶理由.....	34
(2)	識別性の審査手法.....	35
(3)	使用による識別力の取得.....	38
(4)	ディスクレーム制度.....	39
(5)	絶対的拒絶理由の審査に関する事例.....	40
(6)	日本法との比較.....	46
9.	相対的拒絶理由の審査.....	47
(1)	相対的拒絶理由.....	47
(2)	商標類否の審査手法.....	48
(3)	周知商標の保護.....	48
(4)	コンセンスト制度の有無.....	49
(5)	相対的拒絶理由の審査に関する事例.....	51
(6)	日本法との比較.....	60
10.	異議申立て及び取消請求.....	61
(1)	異議申立て.....	61
(2)	取消請求.....	66
(3)	申立件数・請求認容件数.....	67
11.	登録後の注意事項.....	69
(1)	使用宣言書の提出義務.....	69
(2)	商標権の譲渡.....	70
(3)	商標権のライセンス.....	71
12.	エンフォースメント.....	74
(1)	概要.....	74
(2)	罰則.....	77
(3)	権利行使手続.....	78
(4)	事例.....	87
13.	IPOPHL が提供するオンラインツール.....	106

(1) eTM File	106
(2) eDoc File.....	115
(3) Philippines Trademark Database.....	119
(4) IPOPHL Mobiliz (モバイルアプリ)	122
14. 料金	125
参考資料 1 商標出願書の様式.....	128
参考資料 2 優先審査申請書の様式.....	130
参考資料 3 使用宣言書の様式.....	132

第1章 はじめに

1. 調査の背景及び目的

本報告書は、独立行政法人日本貿易振興機構バンコク事務所からの委託を受け、TMI Associates (Thailand) Co., Ltd.が行ったフィリピン共和国（以下「フィリピン」という。）における商標制度・運用に係る実態調査（以下「本調査」という。）の結果を報告するものである。

フィリピンは、7,600余もの島から成る島嶼国家であり、1億強の人口を有している国である。平均年齢が20代と若く、労働人口が多いことや英語を公用語としていることから、製造拠点のみならず、ソフトウェアのオフショア開発やコールセンターの拠点としても注目されてきた。フィリピンは、ASEAN諸国の中でもとりわけ人口が多く、また2022年のGDP成長率見通しも約6%と高いことから、日本企業にとって依然市場としての潜在性が高い国と言え、既に多くの日本企業がフィリピンへ進出しており、将来的に進出を考えている日本企業も多い。

企業が外国へ事業展開する際、商標権は優先的に取得する知的財産権の一つであるが、フィリピンの商標制度・運用実態は複雑で不透明な部分も多い。フィリピンでは、登録主義が原則でありながらも、一部使用主義類似の制度が採用されている等、複雑な商標制度となっており、制度・運用の実態把握が困難な面がある。

そこで、同国における商標制度・運用に係る実態を調査し、把握することを目的として、本調査を実施することとした。

2. 調査の概要

本調査では、以下の項目を調査対象とし、フィリピンの商標に関する法律、下位規則、フィリピン知的財産庁（“Intellectual Property Office of the Philippines” 以下「IPOP HL」という。）の通達、統計資料、その他の公開資料等を精査した。

また、これらの資料から十分な情報が得られない項目については、IPOP HL や現地弁護士へのヒアリングを通じて、情報を入手した。

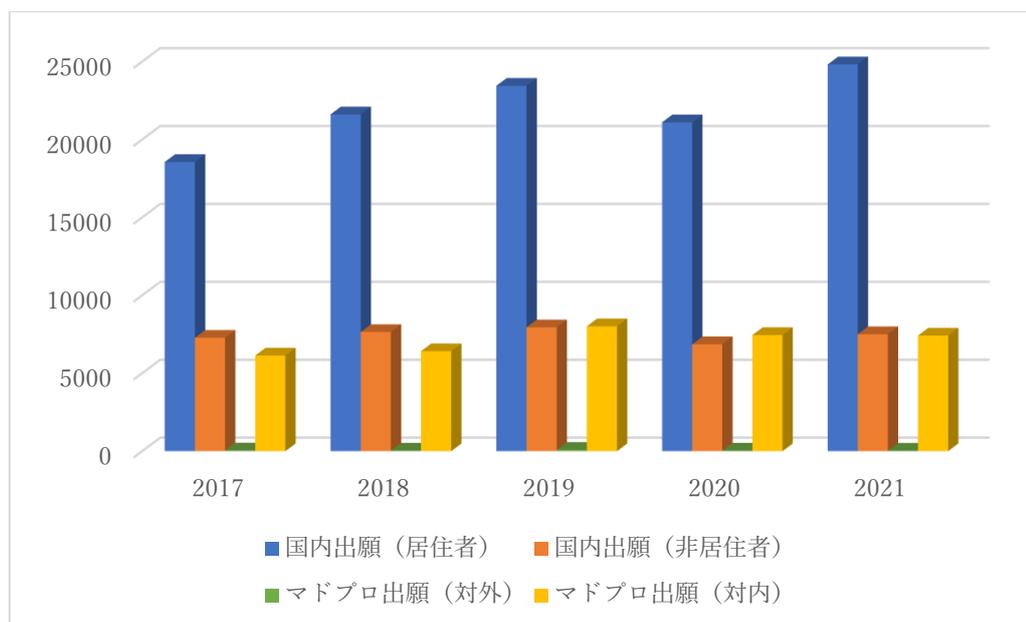
	調査項目
(1)	出願統計
(2)	商標法等の改正動向
(3)	商標制度の特徴
(4)	商標の保護対象
(5)	審査フロー等
(6)	方式要件
(7)	指定商品・役務の審査
(8)	絶対的拒絶理由の審査
(9)	相対的拒絶理由の審査
(10)	異議申立て及び取消請求
(11)	登録後の注意事項
(12)	エンフォースメント
(13)	IPOP HL が提供するオンラインツール
(14)	料金

第2章 フィリピンにおける商標制度

1. 出願統計

(1) 出願件数の推移

IPOP HL からのヒアリングによれば、フィリピンにおける過去5年間の商標出願件数の推移は、以下のとおりである。なお、フィリピンはマドリッド協定議定書の加盟国であるため、同協定に基づく国際出願を利用することも可能である。そこで、以下の統計では、①フィリピン居住者による IPOP HL への出願（以下のグラフ・表では「国内出願（居住者）」と表記する。）、②フィリピン非居住者による IPOP HL への出願（以下のグラフ・表では「国内出願（非居住者）」と表記する。）、③IPOP HL への出願を基礎出願とした他国知的財産庁への国際出願（以下のグラフ・表では「マドプロ出願（対外）」と表記する。）、④他国知的財産庁への出願を基礎出願とした IPOP HL への国際出願（以下のグラフ・表では「マドプロ出願（対内）」と表記する。）に分けて出願件数を集計した。



	2017	2018	2019	2020	2021 ¹
国内出願（居住者）	18,557	21,613	23,447	21,105	24,822
国内出願（非居住者）	7,277	7,647	7,948	6,858	7,505
マドプロ出願（対外）	48	41	83	34	30
マドプロ出願（対内）	6,135	6,416	8,014	7,450	7,417
合計	32,017	35,717	39,492	35,447	39,774

¹ 年換算。但し、マドプロ出願（対外）の出願件数は2021年10月末時点の件数。

2020 年は新型コロナウイルスの影響で出願件数が減少しているものの、過去 5 年間で順調に出願件数が増加している。また、マドプロ出願（対内）の件数もここ 3 年間は 8,000 件前後となっており、堅調な伸びを見せている。

(2) 国内出願件数とマドプロ出願件数の割合

IPOPHL への国内出願件数とマドプロ出願件数の割合は以下のとおりであり、フィリピン非居住者による IPOPHL への国内出願とマドプロ出願（対内）の件数はほぼ同数であった。なお、IPOPHL への出願を基礎出願とした他国の知的財産庁へのマドプロ出願の件数は非常に少ない件数に留まっている。

	2017	2018	2019	2020	2021
国内出願（居住者）	57.96%	60.51%	59.37%	59.54%	62.41%
国内出願（非居住者）	22.73%	21.41%	20.13%	19.35%	18.87%
マドプロ出願（対外）	0.15%	0.12%	0.21%	0.10%	0.07%
マドプロ出願（対内）	19.16%	17.96%	20.29%	21.01%	18.65%

(3) 審査期間

IPOPHL からのヒアリングによれば、商標出願の審査期間（出願日から登録証発行日までの期間）は、2021 年 10 月末時点における集計では、①国内出願の場合には 4.95 か月、②マドプロ出願（対内）の場合には 3.02 か月となっており、出願人がフィリピン居住者か非居住者かによって審査期間は異ならないとのことであった。なお、マドプロ出願（対内）の審査期間は、IPOPHL が、WIPO から出願書類を受領した日を起算日としている。

2. 商標法等の改正動向

(1) 商標に関する法律等の概要

フィリピンにおいて商標を規制する主な法律は“Republic Act No.8293, the Intellectual Property Code of the Philippines”（以下「知的財産法」という。）である。知的財産法は、1998年に施行された後、2001年、2008年及び2013年に改正され、現在の内容となっている。

また、商標に関する知的財産法の主な下位規則として、①“IPOPHL Memorandum Circular No.17-010, Rules and Regulations on Trademarks, Service Marks, Trade Names and Marked or Stamped Containers of 2017”（以下「商標規則」という。）、②“IPOPHL Memorandum Circular No.17-011, Philippine Regulations implementing the Protocol relating to the Madrid Agreement concerning the International Registration of Marks of 2017”及び③“Rules and Regulations on Inter Partes Proceedings”（以下「当事者間手続規則」という。）が存在する。

(2) 改正の動向

① 知的財産法

知的財産法は現在改正作業中であり、2018年11月にフィリピン代議院（“House of Representative”）に提出された改正案における、商標に関連する主な改正内容は以下のとおりである²。

改正条文	改正内容
121条1項	商標の定義から視認可能（visible）の要件の削除
121条8項(新設)	証明商標の新設
122条	商標出願の要件として、使用の意図があること又は実際に使用していることを追加
122A条(新設)	先願主義であることを明記
123条1項(e)(f)	商標の類否判断において、国内だけでなく国外の周知商標及び登録商標を考慮するよう規定を修正
123条3項 (現123条2項)	使用による識別力の取得のための要件を、過去5年間の使用から過去3年間の使用に短縮
124条2項	出願人の使用宣言書の提出期限を、出願後3年から3年半に延長

² <https://www.ipophil.gov.ph/news/proposed-amendments-to-the-ip-code/>

155 条 3 項(新設)	模倣品による商標権侵害を行った者から悪意で直接的・間接的に利益を得る行為も商標権侵害に該当することを追加
237 条(現 170 条)	<p>商標権侵害の刑事罰を、現行の 2 年以上 5 年以下の懲役及び 5 万フィリピンペソ以上 20 万フィリピンペソ以下の罰金から、以下に加重</p> <p>(1) 初犯の場合には、3 年以上 5 年以下の懲役及び／又は 10 万フィリピンペソ以上 40 万フィリピンペソ以下の罰金</p> <p>(2) 2 回目の場合には、5 年超 7 年以下の懲役及び／又は 40 万フィリピンペソ超 200 万フィリピンペソ以下の罰金</p> <p>(3) 3 回目以降の場合には、7 年超 10 年以下の懲役及び／又は 200 万フィリピンペソ超 400 万フィリピンペソ以下の罰金</p> <p>(4) 公衆衛生・安全を害する模倣品の場合には、7 年の懲役及び／又は 400 万フィリピンペソの罰金</p>

② 商標規則

上記の知的財産法の改正に併せ、商標規則も現在改正作業中であり、2020 年 8 月に改正案が公表され、パブリックコメントが募集された。公表された改正案における主な改正内容は以下のとおりである³。

改正条文	改正内容
500 条	出願料金が基本料金、色申請費用及び公告費用で構成され、場合によっては優先権主張費用、早期審査費用及び第 2 回公告費用が発生すること、並びに出願費用は理由を問わず出願登録が認められなかった場合にも返金されないことを明記
606 条	オフィスアクションに対する応答期間の延長が 1 か月ごとに行われ、最長 4 か月になることを明記
1205 条	更新申請は認められることが原則であることを明記

³ https://drive.google.com/file/d/1UJ9pyx11wQMqB_6HkGmk6UjdiiC402ob/view

③ 当事者間手続規則

当事者間手続規則は、手続きの迅速化を目的として、現在改正作業中であり、2020年6月に改正案が公表され、パブリックコメントが募集された。

改正案は、当事者間手続に関連するファイリング及び通知並びに IPOPHL の決定等の送達について、PDF 又はワード形式による電子メールで行うことを原則とし、申立書や証拠書類の原本は、電子メールでの送達後一定期間に、手交又は郵送で IPOPHL に提出させることを目的としており、該当する各条文に当該目的のための変更が加えられている⁴。

⁴ https://drive.google.com/file/d/1JBRPO_271R-BIZPZN-H1hKKNb1IM_vxe/view

3. 商標制度の特徴

(1) 使用宣言書の提出

現行の知的財産法では、商標登録の要件として、使用の実績や使用の意図があることは求められておらず、登録によって商標権が発生し、出願の先後によって権利者を確定する登録主義を採用している。

もっとも、その一方で、後記 11.(1)のとおり、①出願日から3年以内、②登録日から5年を経過した日から1年以内、③更新日から1年以内及び④更新日から5年を経過した日から1年以内に、使用宣言書（“Declaration of Actual Use”）を、実際に商標を使用していることを証する証拠とともに、IPOPHL に提出することが求められており、提出しない場合には登録が抹消される等⁵、一部使用主義類似の制度が採用されている点に注意が必要である。

また、前記 2.(2)のとおり、知的財産法の改正案では、使用の意図又は実際の使用実績があることを登録要件の一つとして加えることが検討されており、より使用主義に近い制度となる可能性がある。

(2) 非伝統商標

現行の知的財産法では、「商標」は、「企業の商品又は役務を識別できる視認可能な標章（“visible sign”）であって、標章が刻印又は表示された商品の容器を含む。」と定義されている⁶。したがって、音商標や匂い商標等の視認できない非伝統商標は保護の対象外である。また、動き商標やホログラムも保護の対象外となっている。

もっとも、前記 2.(2)のとおり、知的財産法の改正案では、「視認可能」という要件が削除される予定となっているため、改正法が施行された場合にはこれらの非伝統商標も保護対象となることが想定される。

(3) ディスクレーム制度

フィリピンでは、出願した標章の要素の一部に絶対的拒絶理由が含まれているものの、当該要素がなければ登録が認められるような場合、出願人が、当該要素に対する独占権を放棄することができるディスクレーム制度を採用している⁷。

⁵ 知的財産法 124 条 2 項、145 条、商標規則 204 条

⁶ 知的財産法 121 条 1 項

⁷ 知的財産法第 126 条

ディスクレームは、出願の際に自発的に行うことも、審査官の要求に応じて行うことも可能である。審査の過程で、出願された標章の一部に権利の部分放棄をしなければならない絶対的拒絶理由が含まれていると判断された場合は、審査官より出願人に対して、ディスクレームすべき旨の通知が行われる。

(4) コンセント制度

フィリピンでは、他の商標と類似する標章の出願に当たり、類似する他の商標の権利者等から当該標章を登録することについて異議なく同意する旨の書面（いわゆるコンセントレター）を提出することで、相対的拒絶理由に基づく拒絶査定を回避するコンセント制度は、法令上は規定されていない。

もともと、コンセントレターの提出は実務上一般的に利用されており、提出されたコンセントレターを考慮するか否かは審査官の裁量に委ねられているが、コンセントレターを一定程度重視して審査を行うのが実務上の取扱いとなっている。

(5) 優先審査制度

IPOPHL による商標出願の実体審査は、方式審査が完了し、出願日・出願番号が付与された順番に従って審査されるのが原則である⁸。しかしながら、更新手続の未履行又は使用宣言書の未提出によって取り消された商標の再出願等、一定の要件を満たした出願については、審査官の承認があることを条件として、出願日・出願番号にかかわらず優先的に審査が行われる優先審査制度が法律上明記されている⁹。したがって、要件を満たす場合には、優先審査制度を利用することで、早期の権利化を図ることが可能である。

(6) IPOPHL の執行権限

IPOPHL は、知的財産庁でありながら、知的財産法に違反する行為に対する執行権限を有しており、損害賠償金額が 20 万フィリピンペソ以上の申立てを受理し、5,000 フィリピンペソ以上 15 万フィリピンペソ以下の罰金を科すことや、捜査機関と協力して強制捜査を行うことができる¹⁰。したがって、権利者としては、権利行使の際に、警察等の捜査機関ではなく、知的財産権に関する専門的な知識を有している IPOPHL に申立てを行うことも選択でき、特に知的財産権侵害に該当するか否かの判断が難しい複雑な事案の際には有益となる。

⁸ 商標規則 601 条

⁹ 商標規則 601 条

¹⁰ 知的財産法第 10 条 2 項

(7) 情報提供制度

フィリピンでは、日本の情報提供制度のように¹¹、誰でも出願された商標について登録要件を満たしていない又は不登録事由に該当する等の情報を提供する制度は設けられていない。

¹¹ 日本の商標法施行規則 19 条参照

4. 商標の保護対象

(1) 概要

知的財産法では、商標を、「企業の商品又は役務を識別できる視認可能な標章（“visible sign”）であって、標章が刻印又は表示された商品の容器を含む。」と定義している¹²。したがって、音商標や匂い商標等の視認できない非伝統商標は保護の対象外である。また、動き商標やホログラムも保護の対象外である。もともと、前記 2.(2)のとおり、知的財産法の改正案では「視認可能」という要件が削除される予定となっているため、改正法が施行された場合にはこれらの非伝統商標も保護対象となることが想定される。

保護対象となる典型的な商標としては、①文字商標、②図形商標、③文字と図形の結合商標及び④立体商標であり、商標出願書の様式（参考資料 1）においても、出願する標章がこれらのうちのいずれの商標に該当するかを選択する欄が設けられている¹³。

(2) 文字商標

文字商標は、意味の有無にかかわらず、一つ若しくは複数の単語、文字、番号、数字、表意文字又はこれらの組み合わせで構成される商標を指し、拒絶事由に該当しない限りは保護の対象となる。フィリピンにおいて登録されている文字商標は以下のような商標であり、外国語や特別な形状で表示された文字も保護の対象となっている¹⁴。

3M

[4-2009-012889 号]

アポロ

[4-2011-006440 号]

雷利

[1338134 号]



[4-2016-500458 号]

8[∞]

[4-2019-000608 号]

¹² 知財財産法 121 条 1 項

¹³ 参考資料 1 の「Type」の項目参照

¹⁴ 商標は IPOPFL が提供する WIPO のデータベース (<https://www3.wipo.int/branddb/ph/en/>) から抜粋。商標の下に記載する番号は登録番号を意味する。以下同様。

(3) 図形商標

図形商標は、一つ又は複数の二次元の図形要素で構成される商標を指す。図形要素は、現存する生物（動物、花等）、実在若しくは架空の人物やキャラクター（肖像画、アニメキャラクター等）、実在若しくは架空の物や生物（太陽、星、ドラゴン等）等で表章され、空想的、抽象的、幾何学的な形状、図形、ロゴ等で構成することも可能である。図形商標も、拒絶事由に該当しない限りは保護の対象となる。フィリピンにおいて登録されている図形商標は、以下のような商標である。



[4-2021-514103 号]



[M-100-1599640 号]



[4-2020-004946 号]

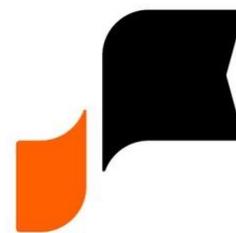
なお、フィリピンでは、特定の形状、輪郭、その他の定義要素又は特徴を持たない色彩のみからなる商標は、明確性、正確性、均一性の要件を満たさず、保護の対象とはならない。商標の保護対象とするためには、色が特定の形状で定義され、又は明確な輪郭を持つ必要がある。フィリピンにおいて登録されている色彩を中心的な構成要素とする図形商標は、以下のような商標である。



[M-1-1214203 号]



[M-1-1582633 号]



[4-2021-514882 号]

(4) 結合商標

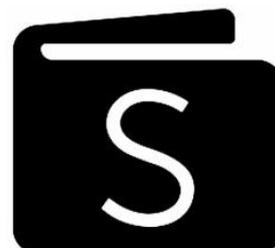
結合商標は、単語、文字、番号、数字又は表意文字と、図形又は文字以外の要素の組み合わせで構成される商標を指し、拒絶事由に該当しない限りは、保護の対象となる。フィリピンにおいて登録されている結合商標は、以下のような商標である。



[M-1-1567639 号]



[4-2021-515617 号]



[M-1-1570226 号]

(5) 立体商標

立体商標は、立体的な形状で表章される商標であり、商品又は役務に付随して使用される装置の形状、商品又は役務に関連して使用される附属品に具現された形状、商品の容器、包装又は梱包等の形状で表される。立体商標は、視認可能であり、図形的に表現できるため、原則として保護の対象となる。フィリピンにおいて登録されている立体商標は、以下のような商標である。



[4-2017-009274 号]



[4-1997-123133 号]



[4-1997-403218 号]

5. 審査フロー等

(1) 出願・審査手続

① 出願

フィリピンにおける商標の登録出願は、以下の所定の出願手数料を納付した上で、①必要事項を記入した出願書（参考資料 1）を IPOPHL の窓口へ提出するか、②IPOPHL が提供するオンラインツール（eTM File）¹⁵を利用して行う。

	小企業 ¹⁶	大企業 ¹⁷
出願料	1,200／区分	2,592／区分
分割出願	280	600
優先権主張	860	1,800
色・識別性の主張	280／区分	600／区分

通貨単位はフィリピンペソ

② 方式審査

出願書を受領した後、IPOPHL の審査官又は IPOPHL 商標局長が権限を与えるその他の職員は、当該出願書が方式要件（後記 6.に定義する。）を満たしているかについての方式審査を行う¹⁸。方式要件を満たしている場合には、出願日と出願番号を付与し、これを出願人に通知する¹⁹。

方式要件を満たしていない場合には、審査官は、出願人又は代理人に対してその旨を通知する²⁰。出願人は、当該通知を受領した日から 2 か月以内に、方式要件を充足させるための追完又は補正を行う必要があり、同期間内に追完又は補正を行わなかった場合には、当該出願は取下げられたものとみなされる²¹。

¹⁵ <https://tm.ipophil.gov.ph/sp-ui-tmefiling/wizard.htm?execution=e1s1>

¹⁶ 1 億フィリピンペソ以下の資産を有する個人又は法人を指す。

¹⁷ 1 億フィリピンペソ超の資産を有する個人又は法人を指す。

¹⁸ 知的財産法 132 条 1 項、商標規則 501 条

¹⁹ 知的財産法 132 条 2 項

²⁰ 知的財産法 132 条 1 項、商標規則 501 条

²¹ 知的財産法 132 条 1 項、商標規則 501 条

③ 実体審査

方式要件を満たした出願について、IPOP HL の審査官は、登録可能性の有無（絶対的拒絶理由（後記 8.参照）及び相対的拒絶理由（後記 9.参照）の有無等）を審査する実体審査を行う²²。

実体審査により登録可能性があるとして判断された場合、IPOP HL は、当該出願の出願人又は代理人に対して公告手数料（小企業の場合：900 フィリピンペソ、大企業の場合：960 フィリピンペソ）の納付を命じ、手数料が納付された後直ちに当該出願を IPOP HL の商標電子公報に公告する²³。IPOP HL の商標電子公報は、IPOP HL のウェブサイトで公開されており、誰でも確認することが可能である²⁴。

実体審査により登録可能性がないと判断された場合、IPOP HL はその理由を出願人に通知する²⁵。出願人は、当該通知を受領した日から 4 か月以内に、登録可能性を満たすための応答又は補正を行わなければならない²⁶。出願人による応答又は補正後、審査官は当該出願の再審査を行い、出願公告を認めるか、拒絶査定とするかの最終的な決定を下す²⁷。

なお、IPOP HL は、2018 年 3 月に成立した事業円滑化法（“Republic Act No. 11032, the Ease of Doing Business and Efficient Government Service Delivery Act”）を受け、商標審査の迅速化に取り組んでいる。IPOP HL によれば、2019 年 1 月から Joint Examination Track という枠組みを開始しており、提出された商標出願全件を上級審査官に配転し、上級審査官は方式審査と実体審査を同時に実施した上で、出願日から 5 日以内に最初のオフィスアクションを出すことを目標としているとのことである。これにより、審査官への配点が未了のまま放置される出願件数を相当程度削減することができたとのことである。

④ 拒絶査定に対する不服申立て

審査官の拒絶査定に対して不服のある出願人は、拒絶査定に係る書面の郵送日から 2 か月以内に IPOP HL 商標局（“Bureau of Trademarks”）の局長に対して

²² 知的財産法 133 条 1 項

²³ 知的財産法 133 条 2 項

²⁴ <https://onlineservices.ipophil.gov.ph/tmgazette/>

²⁵ 知的財産法 133 条 3 項

²⁶ 知的財産法 133 条 3 項

²⁷ 商標規則 608 条、609 項

不服を申し立てることができる²⁸。不服申立ての期間は、所定の手数料を納付し、書面によって請求することで2か月間延長を求めることができる²⁹。

申立書には不服申立ての理由を明記し、出願人又は代理人が署名しなければならない³⁰。更に、出願人は、不服申立ての日から2か月以内に不服申立ての論拠及び主張を記載した準備書面を提出しなければならないが、これを提出しない場合には不服申立ては却下される³¹。

商標局局長は、準備書面を受領した後に必要があれば、審査官に対して答弁書の提出を命じることができ、この場合審査官は1か月以内に答弁書を提出しなければならない³²。更に、出願人は、答弁書の写しを受領した日から1か月以内に、答弁書に記載された新たな事項についてのみの応答準備書面を提出することができる³³。商標局局長は、提出された各書面を検討した上で、出願公告を認めるか、拒絶査定とするかの決定を行う。商標局局長の決定に対して不服がある出願人は、商標局局長の決定を受領した日から30日以内に、IPOPHL 長官（“Director-General”）に対して不服を申し立てることができる³⁴。

長官に対する不服申立てがあった場合、長官は商標局に対して答弁書を提出するよう命じることができ、必要に応じて出願人又は商標局の審査官を召喚し、審問することができる³⁵。長官は、提出された各書面を検討し、必要に応じて審問を行った後に、出願公告を認めるか、拒絶査定とするかの決定を行うが、長官の決定に対して不服がある場合には、長官の決定を受領した日から15日以内に、更に控訴裁判所（“Court of Appeal of the Philippines”）に対して不服を申し立てることができる³⁶。

⑤ 異議申立て

公告された出願は30日間の異議申立期間に入り、この期間内に第三者から異議申立てがあった場合には、IPOPHL 法務局（“Bureau of Legal Affairs”）における異議申立手続の対象となる³⁷。異議申立手続の詳細については後記10.を参照

²⁸ 商標規則 1304 条

²⁹ 商標規則 1304 条

³⁰ 商標規則 1304 条

³¹ 商標規則 1305 条

³² 商標規則 1306 条

³³ 商標規則 1307 条

³⁴ 商標規則 1308 条

³⁵ Uniform Rules on Appeal, Order No. 12 (2002) 5 条、7 条

³⁶ Uniform Rules on Appeal, Order No. 12 (2002) 9 条

³⁷ 知的財産法 134 条

されたい。

⑥ 登録証発行

30 日間の異議申立期間内に第三者からの異議申立てがなかった場合又は異議申立手続において異議申立てが却下された場合には、IPOP HL は、当該出願の出願人又は代理人に対して登録証発行手数料（小企業の場合：570 フィリピンペソ、大企業の場合：1,200 フィリピンペソ）及び登録公告手数料（小企業の場合：900 フィリピンペソ、大企業の場合：960 フィリピンペソ）の納付を命じる³⁸。

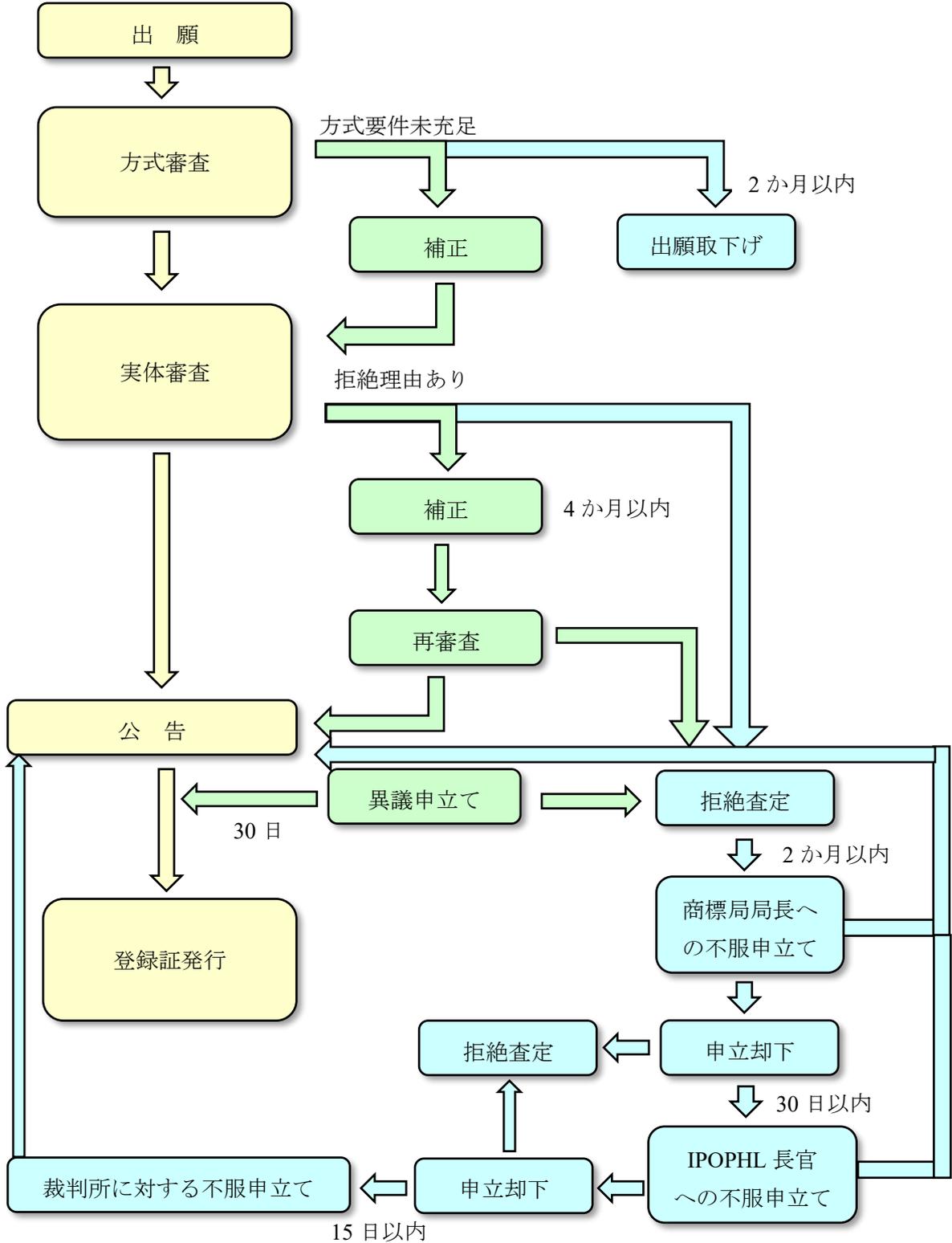
手数料が納付された後、当該商標の登録証が発行され、IPOP HL の商標電子公報で公告される³⁹。

³⁸ 知的財産法 136 条、商標規則 703 条

³⁹ 知的財産法 136 条、商標規則 703 条

(2) 審査フロー

フィリピンにおける商標出願の審査フローを図示すると以下のとおりである。



(3) 早期／優先審査制度

IPOP HL による商標出願の実体審査は、方式審査が完了し、出願日・出願番号が付与された順番に従って審査されるのが原則である⁴⁰。但し、以下の要件を満たした出願については出願人は所定の申請書（参考資料2）を提出することで、優先審査請求を行うことができ、審査官の承認が得られた場合には、出願日・出願番号にかかわらず優先的に審査が行われる⁴¹。

①	以前登録されていた商標で、(i)登録維持要件の未充足若しくは使用宣言書の未提出により取り消された商標、又は(ii)更新可能期間が満了した商標の登録人又は譲受人による再出願
②	以前出願した商標で、(i)放棄し、回復不能となった商標、又は(ii)使用宣言書の未提出によって拒絶された商標の出願人による再出願
③	いずれかの国、政府機関又は国際機関の標章、名称、略称又はロゴに係る登録出願
④	短期間又は定期的に行われるスポーツ競技について、当該スポーツ活動の開始前から宣伝広告等のために商標登録が必要な場合の標章、名称、略称又はロゴに係る登録出願
⑤	短期間に行われる国内外の貿易使節団又は博覧会で紹介され、又はこれに参加している出願人の製品及びサービスの標章、名称、略称又はロゴに係る登録出願
⑥	宗教活動、社会的若しくは慈善活動又は教育活動の標章、名称、略称又はロゴで、その活動の目的を達成するために早期登録が必要なものの登録出願
⑦	(サービスマークとしての) ドメイン名の登録
⑧	情報通信技術インフラにおいて使用されている又は使用される商標、サービスマーク及び商号の登録出願

⁴⁰ 商標規則 601 条

⁴¹ 商標規則 601 条

6. 方式要件

(1) 出願書記載事項

商標出願に係る出願書には、主に以下の事項を、英語又はフィリピン語で記入する必要がある⁴²。なお、フィリピンでは、一つの出願で、複数の区分に属する商品及び役務を指定する多区分出願が認められている⁴³。

①	出願人の名称・住所又は居所・宛先・連絡先
②	出願人が個人である場合：国籍 出願人が法人である場合：当該法人の事業所が存する国 ⁴⁴
③	(出願人がフィリピン国内に居住していない場合又は外国企業の場合) フィリピン国内の代理人の名称及び書類送達場所等
④	(優先権主張する場合には) 基礎出願の国名、出願日及び出願番号
⑤	(商標の識別上の特徴として色を請求する場合には) 色を請求する旨並びに請求する色の名称及び色が付される商標の主要部分の表示
⑥	(立体商標の場合には) 立体商標である旨
⑦	登録を求める標章の見本
⑧	(商標又はその一部が外国語である場合) 翻訳又は翻字
⑨	指定商品・役務及び「ニース国際分類」に基づく区分
⑩	(団体商標の場合) 団体商標である旨
⑪	出願人若しくは代理人の署名又は当該人を特定する他の表示

商標出願は、自然人及び法人のいずれも行ふことが認められているが、出願人が複数の場合には出願人全員の氏名・名称を出願書に記載する必要がある⁴⁵。

また、登録を企図する標章の権利が譲渡された場合、当該権利の譲受人の氏名において出願をすることができ、譲受人が法人である場合には当該法人の役員の氏名を出願書に記載することができる。但し、標章の権利が共有されている場合には、共有者全員の氏名を出願書に記載しなければならない⁴⁶。

⁴² 知的財産法 124 条 1 項、商標規則 400 条

⁴³ 知的財産法 128 条、商標規則 407 条

⁴⁴ 出願人が法人である場合、当該法人の設立の基礎となる法律の記載も含む。

⁴⁵ 商標規則 300 条。但し、出願人の 1 人が、出願人全員のために、かつ、その代理として出願書類に署名することは認められている (同条)。

⁴⁶ 商標規則 301 条

(2) 代理人

① 代理人の要否

商標の登録出願は、自己又は代理人のいずれによっても行うことができるが、出願人がフィリピン国内に居住していない場合又は（外国企業の場合で）フィリピン国内に商業上の事業所を有していない場合には、出願に際して、フィリピン国内の代理人を選任する必要がある⁴⁷。

なお、出願人が死亡した場合又は心神喪失等により法律行為の制限が課されることになった場合は、当該出願人の遺言執行人、遺産管理人、後見人、管財人又は代理人が、出願人の相続人又は出願人から権利を承継した者の代理として、出願を遂行することが認められている⁴⁸。

② 委任状の要否

代理人によって出願を行う場合、代理人に対する委任状又は授權証は、出願時には提出する必要はないが、出願日から2か月以内に IPOP HL に提出しなければならない⁴⁹。なお、提出する委任状又は授權書には、公証人による公証や大使館による認証等は不要である⁵⁰。

③ 代理人の変更

選任した代理人に関する変更があった場合（代理人自体の変更の他に、代理人の連絡先の変更を含む。）は、IPOP HL に対して書面で提出するとともに、所定の手数料を納付する必要がある⁵¹。

⁴⁷ 知的財産法 125 条、商標規則 302 条

⁴⁸ 商標規則 305 条

⁴⁹ 商標規則 304 条

⁵⁰ 知的財産法 130 条 3 項、商標規則 306 条

⁵¹ 商標規則 302 条

(3) 標章見本の添付

商標出願の際には、登録を求める標章の見本を添付する必要がある。添付する標章の見本は、明瞭かつ判読可能な状態であり、黒色のインク又は色彩が請求されている場合は当該色彩に沿って印刷され、かつ、IPOP HL による電子公報において公告される際に明瞭に複製可能なものである必要がある⁵²。

なお、標章見本の複製は電子複製の方法又は印刷複製の方法を選択することができ、電子複製の場合には JPEG 形式で 1 メガバイト以内の容量に収めなければならない。タイプされた商標見本は、文字商標の場合又は図案、レタリング様式、色彩、発音記号若しくは通常でない句読付合のように特殊な特徴を示す必要がない場合には、IPOP HL は、タイプされた見本を商標見本として受理することができる⁵³。また、出願人は、指定商品・役務において実際に使用している、又は使用を企図しているラベルを提出することもできる⁵⁴。

(4) 出願日の付与

商標出願の出願日は、出願人により出願手数料が納付され、IPOP HL が以下の各事項を受理し、審査官がその内容に不備がないこと（以下「方式要件」という。）を確認した日となる⁵⁵。

①	商標登録を求める旨の明示的又は黙示的な表示
②	出願人の特定
③	出願人（代理人による出願の場合、代理人）の連絡先
④	登録を求める商標の見本
⑤	商標を使用する指定商品及び指定役務

IPOP HL の審査官は、商標出願を受理した場合には、当該出願が方式要件を満たしているかの方式審査を行い⁵⁶、方式要件を充足した出願については、出願日及び出願番号を付与し、出願人に対して通知する⁵⁷。

⁵² 商標規則 402 条

⁵³ 商標規則 402 条

⁵⁴ 商標規則 403 条

⁵⁵ 知的財産法 127 条、商標規則 500 条

⁵⁶ 知的財産法 132 条 1 項、商標規則 501 条

⁵⁷ 知的財産法 132 条 2 項

(5) 補正

出願が方式要件を満たしていない場合、IPOP HL の審査官は、出願人又は代理人に対してその旨通知する⁵⁸。

出願人は、当該通知を受領した日から 2 か月以内に、方式要件を充足させるための追完又は補正を行う必要があり、同期間内に追完又は補正を行わなかった場合には、当該出願は取下げられたものとみなされる⁵⁹。この応答期限は、所定の手数料を支払うことで、最長で 2 か月間の延期を申請することができるが、いかなる場合であっても応答期間の合計が応答を要求する審査官の処分通知の郵送日から 4 か月を超えてはならない⁶⁰。

なお、出願した商標又はその内容が実質的に変更されるような補正は認められないが、当初指定した商品若しくは役務に関連し、かつ、同一の区分に属する商品若しくは役務の追加又は削除は認められる⁶¹。

⁵⁸ 知的財産法 132 条 1 項、商標規則 501 条

⁵⁹ 知的財産法 132 条 1 項、商標規則 501 条

⁶⁰ 商標規則 606 条

⁶¹ 商標規則 617 条

7. 指定商品・役務の審査

(1) 概要

フィリピンは、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に加盟していないものの、知的財産法及び商標規則には、商品・役務の区分の分類に関して、ニース国際分類に基づく審査を前提とした規定が存在しており⁶²、IPOP HL はニース国際分類に従って採択の可否を判断することとなっている。

また、出願人は、出願書に WIPO が発行した最新版のニース国際分類に基づく区分を記載しなければならない⁶³。

(2) 審査基準

上記のとおり、IPOP HL は、ニース国際分類に従って指定商品及び役務の採択の可否を審査しているが、商標出願の審査においては、知的財産法及び商標規則に定められている事項の他に、ASEAN 各国の知的財産庁で構成された知的財産協力のためのワーキンググループ（“ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation (AWGIPC)”）が作成した“ASEAN Common Guidelines for the Substantive Examination of Trademark”（以下「ASEAN 共通審査ガイドライン」という。）を審査基準として採用している⁶⁴。

なお、IPOP HL は、ASEAN 共通審査ガイドラインに加えて、独自の審査ガイドライン（“Guidelines for Trademark Examination – (Manual for Trademark Examination) First Edition”）（以下「IPOP HL 審査ガイドライン」という。）を作成し、同ガイドラインも審査基準として用いているが、IPOP HL 審査ガイドラインは、現在は公表されていない。

(3) 商品・役務の「表示（明確性）」の審査手法

IPOP HL は、商品・役務の表示について、広義の用語を使用することは認めず、明瞭かつ具体的な商品及び役務の記述を要求している⁶⁵。例えば、「本区分に属するその他全ての商品（“all other goods in this class”）」という記述は、あまりにも広義であるという理由で認められない⁶⁶。

⁶² 知的財産法 124 条 1 項、144 条、商標規則 400 条、405 条等

⁶³ 知的財産法 124 条 1 項、商標規則 400 条、405 条

⁶⁴ [https://www.aseanip.org/Portals/0/ASEAN%20Common%20Guidelines%20for%20the%20Substantive%20Examination%20of%20Trademarks%20\(Second%20Edition%202020\).pdf?ver=2020-04-27-165835-007](https://www.aseanip.org/Portals/0/ASEAN%20Common%20Guidelines%20for%20the%20Substantive%20Examination%20of%20Trademarks%20(Second%20Edition%202020).pdf?ver=2020-04-27-165835-007)

⁶⁵ 商標規則 406 条

⁶⁶ ASEAN 共通審査ガイドライン第 2 部 2.2.3.1

また、パリ条約に基づいて優先権を主張する国内出願の場合、優先権の基礎となる本国出願の指定商品又は指定役務が、国内出願の指定商品又は指定役務より狭義の記述となっているときは、本国出願の指定商品又は役務の範囲内に限定する必要があり、より広義の記述で登録を得るためには、出願人はパリ条約による優先権を主張せずに、国内出願を行なう必要がある⁶⁷。

(4) 採択可能な商品・役務名のリストの公表の有無

IPOPHL が採択可能な商品及び役務に関するリストは公表されていないものの、前記のとおり、商標出願に際しては、ニース国際分類に従った指定商品・役務の記載が求められているため、出願人は、ニース国際分類に従って指定商品・役務を記載する必要がある。

ニース国際分類は、ニース協定に基づき作成された標章登録のための商品・役務に関する加盟国共通の分類表であり、最新の分類表（国際分類第 11-2021 版）においては、商品・役務の大枠を示す区分として 45 分類（商品：34 分類、役務：11 分類）及び各商品・役務の具体的な表示をアルファベット順に列挙した項目として、10,124 項目が規定されている。

なお、IPOPHL は、採択可能な指定商品・役務を明確化し、国際的な商標出願基準との調和を図るため、EU の Harmonized Database of goods and services (“HDB”) を使用している⁶⁸。HDB は、商品・役務に関する世界最大の多言語データベースであり、EU 圏内における各知的財産局が、標章に係る商品・役務を示す用語として承認している 78,000 語を超える用語が登録されている。また、HDB は、ニース国際分類の最新版を統合しており、出願人は、自己が出願する商標について、いかなる指定商品・役務を選択するか、HDB のデータベースを参照しつつ確認することが可能である。

(5) 商品・役務の「類否」の審査手法

商品・役務の類比は、同一・類似の商標が使用される場合に出所混同のおそれが生じるか否かで判断される。

① 同一性の審査

ある出願商標における指定商品・役務が、特定の先行商標における指定商品・役

⁶⁷ 知的財産法 124 条 1 項(f)、商標規則 400 条(f)

⁶⁸ <https://www.ipophil.gov.ph/news/ipophil-adopts-cu-trademark-database-ensuring-certainty-and-ease-in-application/>

務との間で、以下の関係が認められる場合には、両商標間における指定商品・役務が同一であると判断される可能性がある⁶⁹。

- (i) 先行商標における全ての指定商品・役務と同一文言・同義語の商品・役務が指定されている場合
例：「ベビーフード」と「幼児食品」は、同義語によって商品が指定されている場合にあたる。
- (ii) 先行商標における全ての指定商品・役務の大分類が、出願商標における指定商品・役務を包含している場合
例：「医薬品」と「抗生物質製剤」である場合は、前者が後者を包含する場合にあたる。
- (iii) 先行商標における全ての指定商品・役務が、出願商標における指定商品・役務よりも広い範囲をカバーしている場合
例：「生物学的除草剤及び肥料」と「農林業において使用される化学物質」は、前者があらゆる産業において使用される除草剤・肥料をカバーする概念であり、後者は前者によってカバーされる範囲に含まれる場合にあたる。
- (iv) 先行商標における指定商品・役務と部分的に重複する商品・役務が指定される場合
例：「産業用人工樹脂」と「産業用化学物質」は部分的に重複する場合にあたる。

② 類似性の審査

指定商品・役務が同一でない場合であって、具体的な指定商品・役務間において一定の特性や関連性が認められる場合、「類似」と見なされる。この特性や関連性の有無については、以下のような要素を総合考慮した上で審査が行われる⁷⁰。

- (i) 商品・役務の性質
商品・役務の性質は、当該商品・役務が属する大分類を参照した上で決定される特製、性質、品質等から判断される。例えば、ドライバーはハンドツールの性質を有し、帽子はヘッドギアの性質を有する。

⁶⁹ ASEAN 共通審査ガイドライン第2部 2.2.3.3

⁷⁰ ASEAN 共通審査ガイドライン第2部 2.2.3.4

もつとも、類似性の判断は他の要素も考慮した上で判断される必要がある。例えば、床磨き機、溶接機、バリカン及び電気自動車はいずれも電気機器の性質を有するが、その他の要素（使用方法、生産者、流通経路等）が異なるため、最終的には非類似と判断される。

(ii) 使用目的及び使用方法

「使用目的」とは、当該商品が発明・製造された理由であり、実際に意図される機能又は用途を意味する。例えば、エンジンオイルの目的はエンジン内部の潤滑であり、菜種油やオリーブオイルの目的とは異なる。また、使用目的は、当該製品の使用方法によって変化することはない。例えば、ナイフの使用目的は「物を切ること」であり、例えナイフが装飾品として使用されたとしても当該使用目的は変わらない。

「使用方法」とは、使用目的を実現するために商品がどのように使用されるかを意味し、当該商品の使用目的に関連する。例えば、液体、クリーム又は化粧品は同じ方法で人の身体に塗布されるが、これらの商品はその使用目的が異なるため、類似の関係にないと判断され得る。

(iii) 相補関係

商品・役務が、その使用目的を達成するために、他の商品・役務と補い合いながら使用される場合、当該商品・役務の性質・提供者等が異なっても、類似していると判断される可能性がある。例えば、歯磨き粉と歯ブラシ、教材と教育サービス等は異なる性質を有する商品・役務であるが、相補関係にあるため、類似する商品・役務にあたりと判断され得る。

もつとも、商品・役務が適切に機能するために不可欠ではない組み合わせによる使用の場合、相補関係にあるとはいえず、類似性を否定する要素となり得る。例えば、ゴム長靴と傘は、互いに雨の日に使用されることがあるが、必ず双方を使用しなければならない関係性にはないため、相補関係が認められない。

(iv) 競争関係

異なる性質を有する商品・役務が、同一又は類似の使用目的を有し、同一分野の消費者を対象としている場合、これらの商品・役務は事実上、相互に代替品又は交換可能である場合があり、競争関係が認められる可能性がある。競争関係が認められる商品・役務については、商業上の同等物であり、商標の目的上類似性が認められる要素となり得る。競争関係が認められる例としては、豆乳と牛乳、電気ストーブとガスストーブ、剃刀と電気シェーバー等がある。

(v) 流通経路

類似する商品・役務は、多くの場合同様の流通経路（又は同一の店舗や販売拠点）を通じて販売・提供されていることが多いため、それらの商品・役務に接する消費者において出所の混同を生じる可能性がある。そのため、流通経路が同じであるとの事実は、類似性を肯定する要素となる。例えば、石鹼、香水、化粧品、歯磨き粉、ビタミン剤、食品サプリメント等は、薬局やスーパーマーケット等、同じタイプの店舗で販売されることが多く、これらの商品は販売場所が共通している限り、類似していると判断される可能性がある。

(vi) 消費者の関連性

類似する商品・役務は同一の消費者をターゲットとしている場合が多く、特定の商品・役務が対象とする消費者層が一致する場合、当該商品・役務について、消費者が出所を混同する可能性がある。そのため、このような商品・役務については類似性が認められる可能性がある。

(vii) 商品・役務の生産者又は提供者

ある商品・役務が同種の事業者等により生産、提供されている場合、これらの商品・役務には類似性が認められる可能性がある。かかる同種性には、事業者の種類の一貫性（例：医薬品、手術用具、石鹼はヘルスケアに関連する企業によって製造される。）の他に、製造に用いられる製法（例：カーテンと船帆は異なる種類の事業者ではあるが、同一の製法で作られる。）、取引・マーケティングに関する慣行の一貫性（例：衣料品事業者は皮革小物に関する商品・役務を提供することが慣行上認められる。）及び役務と提供商品の関連性（例：スポーツジムを運営する事業者は、サプリメントやジム用品を提供しており、役務と提供商品の関連性が認められる。）等の要素が含まれる。

8. 絶対的拒絶理由の審査

(1) 絶対的拒絶理由

フィリピンでは、以下の拒絶理由（以下「絶対的拒絶理由」という。）に該当する標章については、登録が認められない⁷¹。

①	反道徳的、欺瞞的若しくは中傷的な事柄、又は個人（存命中か故人かを問わない）、団体、宗教若しくは国の象徴を傷付け、それらとの関連を誤認させるよう示唆し若しくはそれらに侮辱若しくは汚名を与えるおそれがある事柄からなる標章
②	フィリピン、フィリピンの政治上の分権地若しくは外国の国旗、紋章その他の記章又はそれらに類似したものからなる標章
③	存命中の特定の個人の名称、肖像若しくは署名からなる標章（但し、その者の承諾を得ている場合を除く）又はフィリピンの故大統領の名称、署名若しくは肖像からなる標章（但し、未亡人がいる場合は、その存命中に限る。また、未亡人の書面による承諾を得ている場合を除く）
④	商品又はサービスの特に性質、品質、特性又は原産地について公衆を誤認させるおそれがある標章
⑤	指定する商品又は役務に特有の標識のみからなる標章
⑥	日常の言語又は誠実なかつ確立された商業上の慣行において商品又は役務を示すために通例又は普通になっている標識又は表示のみからなる標章
⑦	商品又は役務の種類、質、量、意図されている目的、価格、原産地、商品の製造又は役務の提供の時期その他の特性を示すために商業上用いられる標識又は表示のみからなる標章
⑧	技術上の要因、商品自体の性質又は商品の固有の価値に影響する要素により必要とされる形状からなる標章
⑨	色彩のみからなる標章（但し、形状により定義される場合は除く）
⑩	公の秩序又は善良の風俗に反する標章

⁷¹ 知的財産法第 123 条 1 項(a)乃至(c)、(g)乃至(m)

(2) 識別性の審査手法

前記(1)⑤乃至⑨記載のとおり、識別力を有さない標章は登録が認められず、ASEAN 共通審査ガイドラインでも、登録商標として認められるためには、当該標章が特定の商品又は役務に関する取引において使用されているものであることを峻別できるだけの識別力を有している必要があるとされている。

そして、識別性に関する審査は、対象となる標章に関連する一般的な消費者による当該標章に対する認識を考量し、以下の観点から検討が行われる。

- ① 当該標章を商標として使用した場合に、関連する一般消費者が、当該標章の構成上の特徴から、特定の商品や役務を意味するものであるとの理解又は認識することの可否
- ② 標章が使用される法的、社会的又は経済的文脈における、当該標章と使用される商品又は役務との関係性

ASEAN 共通審査ガイドラインでは、以下のような標章については、個別具体的な事案によるものの、一般的には識別性を有さず、商標として登録することが認められないとされている。

a. 単純な図形

例：△、□、×、○、→

b. 複雑又は難解な標識

例：



c. 抽象的な単色

例：



d. 単一の文字又は数字

例：



※ 但し、以下の標章のように、特有の形状、スタイル、色又は色の組合せで表示される文字や数字は、識別性があるとみなされる。



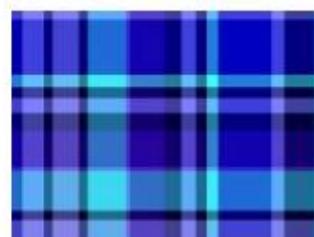
e. 指定商品・役務に一般的に利用される立体形状

例：

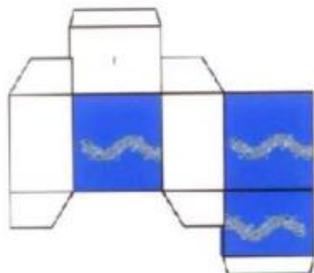


f. デザインパターン又は模様

例：



- g. 一般的なラベル
例：



- h. 単純な宣伝文言
例：WE DELIVER BEST!

YOUR HEALTHY CHOICE, YOUR FAMILY'S CHOICE, YOUR BEST
CHOICE
SOLUTION TO MAN'S POLLUTION

- i. 当該商品・役務に関する一般的又は慣習的な文言・形状のみから成る標章
例：COTTON
VASELINE



- j. 特定の商品・役務の種類・品質・数量・目的等を記述するのみの記述的標章
例：SOFTER
FRESH

organic water

Perfect

(3) 使用による識別力の取得

前記のとおり、識別力を有さない標章は登録が認められないのが原則であるが、以下のような標章については、フィリピンにおける商業上の使用の結果として登録を求める商品又は役務との関連において識別力を有するに至った場合には、例外的に登録が認められる⁷²。

①	商品又は役務の種類、質、量、意図されている目的、価格、原産地、商品の製造又は役務の提供の時期その他の特性を示すために商業上用いられる標識又は表示のみからなる標章
②	技術上の要因、商品自体の性質又は商品の固有の価値に影響する要素により必要とされる形状からなる標章
③	色彩のみからなる標章

使用による識別力の取得については、関連する一般消費者（潜在消費者を含む。）の実際の又は推測される認識を考慮した上で、登録を求める指定商品又は役務に関連するその地域の消費者の大部分が、当該標章がその商品又は役務を識別する標章であると考えている場合に認められる⁷³。

知的財産法では、出願人が、出願日の5年前からフィリピンで当該標章を商業上実質的に独占的かつ継続的に使用していたことを証明した場合には、IPOP HL は、当該標章が指定商品又は役務に関して使用によって識別力を取得したことの一応の証拠（“prima facie evidence”）として認めることができるとされている⁷⁴。なお、前記 2.(2)のとおり、知的財産法の改正案においては、使用によって識別力を取得できる期間を5年から3年に短縮することが検討されている。

使用によって識別力を取得したことを証明する証拠について、ASEAN 共通審査ガイドラインでは、以下のものを例として挙げている⁷⁵。

①	その国での取引高・売上金額
②	その国において利用した宣伝・広告費用
③	消費者・市場調査

⁷² 知的財産法第 123 条 2 項、商標規則 102 条

⁷³ ASEAN 共通審査ガイドライン第 1 部 2.6.2

⁷⁴ 知的財産法第 123 条 2 項、商標規則 102 条

⁷⁵ ASEAN 共通審査ガイドライン第 1 部 2.6.2

④	業界団体・消費者団体のレポート
⑤	宣伝キャンペーンの種類・範囲・対象のレポート
⑥	メディアにおいて宣伝・広告キャンペーンを行ったことを証する書類
⑦	カタログ・価格表・請求書
⑧	管理レポート

(4) ディスクレーム制度

出願した標章の要素の一部に絶対的拒絶理由が含まれており、当該要素がなければ登録が認められるような場合には、出願人は、当該要素に対する独占権を放棄（ディスクレーム）することができる⁷⁶。ディスクレームは、出願した区分又は指定商品若しくは役務の一部のみに限定して行うことも可能である⁷⁷。

ディスクレームは出願の際に自発的に行うことも、審査官の要求に応じて行うことも可能である。審査の過程で、出願された標章の一部に権利の部分放棄をしなければならない登録不可能な事項が含まれていると判断された場合は、審査官より出願人に対して、ディスクレームすべき旨の通知が行われる。

⁷⁶ 知的財産法第 126 条

⁷⁷ 商標規則 604 条

(5) 絶対的拒絶理由の審査に関する事例

フィリピンにおける絶対的拒絶理由の審査に関する重要な事例は、以下のとおりである。

① 2020年12月18日付け商標登録拒絶査定に対する不服申立に関する IPOPHL 長官決定 (Nissan Jidosha Kabushiki Kaisha v. Director of Bureau of Trademarks (Appeal No. 04-2018-0017))

(i) 当事者

申立人 : 日産自動車株式会社

被申立人 : IPOPHL 商標局長

(ii) 事案の概要

申立人が以下の商標の出願を行ったところ、当該商標は「Pedal」という一般用語に「e」という語が付加されているものの、「e」という語は普遍的なものであり、その結果消費者は当該商標の「e」の部分についての意味を理解していなくとも加減速のためのペダルであると認識できることから、当該商標は記述的商標であり、識別力を有しないという理由で拒絶査定を受けた。

e-Pedal

指定区分：第12類

指定商品：スイッチ、アクセルペダル、車速センサー、アクセルペダルセンサー、モータートルクコントローラ、ブレーキコントローラ、メーターディスプレイで構成され車両と一体化して販売される加速・減速制御のための運転支援システム、自動車用アクセルペダル、自動車用ブレーキペダル、自動車用部品

申立人は、拒絶査定に対して、当該商標は、指定商品を直接かつ即座に伝達又は記述するものではなく、記述的商標であるとはいえないとして、IPOPHL 商標局長に対して不服申立てを行ったが却下された。そこで、申立人は、IPOPHL 長官に対して不服申立てを行った。

(iii) 決定の要旨

IPOP HL 長官は、「e-Pedal」という商標が記述的ではなく、示唆的であるという点について、以下の理由から、申立人の主張を認め、当該商標の登録を認めた。

- 「Pedal」という用語は、機械や動作を示唆するものであるが、名詞であれば足で操作するレバーを意味し、動詞であれば足で操作すること又は推進することを意味するものであることから、商品や役務の性質を明確に示すものではない。
- 「Pedal」と「e」という語を組み合わせることで、購買者の想像力・思考力・知覚力を刺激し、当該商標が付された商品・役務を特定させることにつながる。

② 2020年12月16日付け商標登録拒絶査定に対する不服申立に関する IPOPHL 長官決定 (Ginebra San Miguel, Inc. v. Director of Bureau of Trademarks (Appeal No. 04-2018-0012))

(i) 当事者

申立人 : Ginebra San Miguel, Inc.

被申立人 : IPOPHL 商標局長

(ii) 事案の概要

申立人が以下の商標の出願を行ったところ、「GINEBRA」がジンという意味する一般用語であることからディスクレームすることを要求された。申立人は、当該用語は二次的意味を取得しているとしてディスクレームに応じなかったため、拒絶査定を受けた。



指定区分：第 33 類

指定商品：ジン

申立人は、拒絶査定に対して、当該用語は申立人が 1834 年から使用しており、二次的意味を取得し、識別力を有しているとして、IPOPHL 商標局長に対して不服申立てを行ったが却下された。そこで、申立人は、IPOPHL 長官に対して不服申立てを行った。

(iii) 決定の要旨

IPOPHL 長官は、以下の理由から、申立人の主張を認め、当該商標の登録を認めた。

- 申立人が登録を求めているのは、「GINEBRA」という一般・記述的用語のみではなく、「GINEBRAS. MIGUEL」であり、「GINEBRA」という用

語を独占的に登録するのではないから、知的財産法 123 条 1 項(h)にいう登録が禁止される商標（当該商標が指定する商品又は役務に特有の標識のみからなる標章）に該当しない。

- 別件において、一般的又は記述的な「GINEBRA」という用語が、申立人及びその商品を想起させるものとして識別力を有するに至っていることが立証されている。

③ 2014年7月21日付け不正競争等に関する最高裁判所判決 (Shang Properties Realty Corporation v. St. Francis Development Corporation (G.R. No. 190706))

(i) 当事者

上告人 : Shang Properties Realty Corporation
Shang Properties, Inc.

被上告人 : St. Francis Development Corporation

(ii) 事案の概要

上告人が、「THE ST. FRANCIS TOWERS」という商標（以下「上告人出願商標」という。）の出願を行ったところ、被上告人は、自らの不動産開発案件において「ST. FRANCIS」の標章を継続的に使用している結果（1992年頃に建設された「St. Francis Square Commercial Center」、ショッピングモール「St. Francis Square」、「St. Francis Towers」を含む複合目的プロジェクトの計画等）、消費者及び関係事業者は、不動産事業において、「ST. FRANCIS」の標章が被上告人の不動産事業を示すものとして認識しており、被上告人が当該標章について業務上の信用（“Goodwill”）を得ているところ、上告人出願商標は当該標章に類似しているとして、IPOP HL に対して、上告人出願商標に対する異議申立て及び不正競争に基づく使用差止め等の申立てを行った。

IPOP HL 長官は、異議申立てについては、上告人出願商標は被上告人が貿易産業省 (DTI) に登録している「ST. FRANCIS」という標章と混同のおそれがある程度に類似しており、かつ、被上告人が当該標章の継続的使用により、当該標章にかかる優先的権利を有するとして、被上告人の主張を認め、上告人出願商標の登録は認められないとした。

一方で、不正競争については、「ST. FRANCIS」は、両者の不動産開発案件又は不動産事業において、物件の所在地又は事業の実施される場所（具体的には、オルティガスセンターの「St. Francis Avenue」及び「St. Francis Street」）を示す意図で用いられていることから、地理的な記述的商標にとどまり、被上告人が独占的使用を主張できるものではないとして、上告人出願商標の使用は不正競争には当たらないと判断した。

被上告人は、不正競争を否定した IPOP HL 長官の決定を不服として、控訴裁判所に訴えを提起したところ、控訴裁判所は、①「ST. FRANCIS」は地理的な記述的商標ではなく、被上告人が10年以上にわたり継続的に使用した

こと等により当該標章について業務上の信用を獲得している、②仮に「ST. FRANCIS」が地理的な記述的商標であるとしても、被上告人による二次的意味の取得が認められるとして、被上告人の主張を認め、上告人による上告人出願商標の使用は不正競争にあたるとして、上告人に対して当該商標の使用差止め及び罰金の支払いを命じた。上告人は、当該判決を不服として最高裁判所に上告した。

(iii) 最高裁判所判決の要旨

最高裁は、以下の点を指摘し、上告人出願商標の利用は不正競争に該当しないとして、控訴裁判所の判断を覆し、IPOPFL 長官の決定を維持するべきであると判示した。

- 記述的地理的用語は、全ての販売者がその製品の出所を消費者に示すために使用することができるものであり、いわゆるパブリックドメインに属するものである。
- 二次的意味の取得は、一般大衆において、記述的商標が、商品が特定の場所（産地等）に由来することを意味せず、特定の出所（製造者）と結びつくものとして認識されている場合に認められる。この点、特定の場所を意味する語は、その地理的範囲が抽象的であり又は遠隔地である場合には、地理的な記述的商標ではないと考える余地があるが、地理的な意味が主たる要素であり、地理的範囲が抽象的であり又は遠隔地であるといった事情がない場合には、一般大衆は、当該語は当該商品が由来する場所を意味するものと認識すると推定されるべきである。
- 被上告人は、次の理由から「ST. FRANCIS」の標章について二次的意味を取得したとはいえない。
 - 被上告人はオルティガスセンターという特定の場所における不動産開発案件に関して当該標章を使用していたにとどまり、当該標章について全国的に商業的利用をしていたとは認められない。
 - 購入者において、「ST. FRANCIS」の標章が特定の出所、すなわち被上告人の事業に関するものを意味すると認識するとの関係があることを示す証拠がない。

(6) 日本法との比較

フィリピンにおける絶対的拒絶理由は、特定の標章について商標権付与による独占的使用を認めるべきでないと判断する根拠として、以下の2つに峻別できる。

- ① 当該要素を含む標章は識別性を有さず、業務上の信用を化体することができない場合（前記 8.(1)⑤乃至⑨）
- ② 当該要素を含む標章について識別性は認められるものの、特定人に独占させることが不適当な場合（前記 8.(1)①乃至④及び⑩）

日本の商標法上も、上記①に対応する規定として、3条1項各号が、上記②に対応する規定として4条1項各号が規定されており、登録を受けることができない商標について、両国間における規定は概ね一致している。

もともと、日本では、「特許法等の一部を改正する法律」（2015年4月1日施行）により、音商標等⁷⁸の非視覚的標章の登録が可能となったが、フィリピンでは、視覚的要素を伴わない標章の登録は認められていないという差異が存在する⁷⁹。視覚的要素を伴わない標章の登録可否については、TRIPS協定上、WTO加盟各国の法整備に委ねられており⁸⁰、フィリピンの知的財産法が改正された場合には、非視覚的標章の登録が可能となる可能性がある。

⁷⁸ 音商標の例として、「正露丸」のCMで用いられている大幸薬品株式会社を出願人とするラッパ音等が存在する。

⁷⁹ 知的財産法121条1項

⁸⁰ TRIPS協定15条1項

9. 相対的拒絶理由の審査

(1) 相対的拒絶理由

フィリピンでは、以下の拒絶理由（以下「**相対的拒絶理由**」という。）に該当する標章については、登録が認められない⁸¹。

①	<p>【登録商標との類似】 他の権利者に帰属する登録された商標又は先の出願日若しくは優先日を有する商標と同一であって、かつ、次のいずれかに係る標章</p> <p>(i) 同一の商品又は役務 (ii) 密接に関連する商品又は役務 (iii) 欺瞞するか若しくは混同を生じさせるおそれがある程に類似している場合</p>
②	<p>【(指定商品・役務が類似している) 周知商標との類似】 フィリピンにおいて登録されているか否かを問わず、フィリピンの権限のある当局により出願人以外の者の標章として国際的に、かつ、フィリピンにおいて広く認識されていると認められた標章と同一であるか若しくは混同を生じさせる程に類似しているか、又はそのような標章の翻訳であり、かつ、同一又は類似の商品又は役務に使用する標章</p>
③	<p>【(指定商品・役務が類似していない) 登録周知商標との類似】 上記②に従って広く認識されていると認められ、かつ、登録が求められている商品又は役務と類似していない商品又は役務についてフィリピンにおいて登録されている標章と同一であるか若しくは混同を生じさせる程に類似しているか又はそのような標章の翻訳である標章</p>

なお、上記②の（指定商品又は役務が類似している）周知商標との類似に関し、標章が広く認識されているか否かを決定するにあたっては、一般消費者の有する知識ではなく、関連する消費者の有する知識（当該標章の普及の結果として獲得されたフィリピンにおける知識を含む。）が考慮される⁸²。

また、上記③の（指定商品又は役務が類似していない）登録周知商標と類似していると判断されるのは、類似していない指定商品又は役務についての当該標章の使用が、当該類似していない指定商品又は役務と登録された登録周知商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の権利がその使用により害されるお

⁸¹ 知的財産法第 123 条 1 項(d)乃至(f)

⁸² 知的財産法第 123 条 1 項(e)

それがある場合に限るとされている⁸³。

(2) 商標類否の審査手法

相対的拒絶理由の一つである先願商標との類否については、商標規則の規定に加えて、IPOP HL 審査ガイドライン及び ASEAN 共通審査ガイドラインを参照して審査される。

この点、出願された商標と対象となる他の商標の標章自体及び指定商品・役務の両方が同一である場合（Double identity）には、混同のおそれを検討する必要はなく、審査官は当該出願に対して職権で異議を出すことができ、第三者の異議申立ては認められるべきであるとされる。

他方、標章自体及び指定商品・役務の両方が類似している場合、標章自体が同一かつ指定商品役務が類似している場合、又は標章自体が類似かつ指定商品役務が同一の場合には、出願された商標が登録され、使用された場合に、関連する消費者が、対象となる他の商標であると直接混同する可能性がある場合、又は対象となる他の商標の指定商品又は役務の商業的な出所との間に何らかの経済的な関連性があると間接的に混同する可能性がある場合に認定される。類否審査において、審査官は、関連する商品又は役務、標章及び関連する消費者の類否並びにその他全ての要素を考慮しなければならない⁸⁴。

また、ASEAN 共通審査ガイドラインでは、標章自体を比較する際には、①視覚的、②音声的及び③概念的な類否の有無について検討し⁸⁵、商品及び役務を比較する際にはニース国際分類に基づく区分のみを比較するのではなく、指定された商品及び役務自体の関連性を比較すべきとされている⁸⁶。

(3) 周知商標の保護

前記(1)②のとおり、未登録の商標であっても、フィリピンの権限のある当局により国際的に、かつ、フィリピンにおいて広く認識されていると認められた周知商標は保護の対象となり、周知商標に類似している商標の登録は認められない⁸⁷。

周知商標か否かは、以下の基準を考慮した上で、一般消費者の有する知識ではな

⁸³ 知的財産法第 123 条 1 項(f)、商標規則 102 条(f)

⁸⁴ ASEAN 共通審査ガイドライン第 2 部 2.2.1

⁸⁵ ASEAN 共通審査ガイドライン第 2 部 2.2.2.2

⁸⁶ ASEAN 共通審査ガイドライン第 2 部 2.2.3.1

⁸⁷ 知的財産法第 123 条 1 項(e)、商標規則 102 条(e)

く、当該商標に関連する消費者にとって周知か否かで判断される⁸⁸。

①	当該標章が使用された期間、程度及び地域（特に、当該標章が適用される商品及び／又は役務の展示会又は博覧会における広告又は宣伝及び発表を含む標章の販売促進の期間、程度及び地域）
②	当該標章が適用される商品及び／又は役務のフィリピン及び他国における市場占有率
③	当該標章に固有の又は獲得した識別力の度合
④	当該標章が獲得した品質についてのイメージ又は評判
⑤	当該標章が世界で登録されている程度
⑥	当該標章が達成した世界における登録の排他性
⑦	当該標章が世界で使用されている程度
⑧	当該標章が達成した世界における使用の排他性
⑨	当該標章に帰せられる世界における商業的価値
⑩	当該標章に係わる権利が有効に保護された記録
⑪	当該標章が周知商標であるか否かの争点を扱う訴訟の結果
⑫	同一又は類似の商品又は役務について有効に登録され又は使用され、かつ、自己の標章を周知商標であると主張する者以外の者に所有される同一の又は類似の標章の有無

フィリピンにおいて周知商標としての保護を受けるためには、フィリピン国内において登録又は使用されることは必要ではないものの、フィリピン国内における周知性が必要である⁸⁹。したがって、フィリピン以外の国において周知されているが、フィリピン国内では周知されていない標章については、フィリピンでは周知商標とは認められない。

なお、フィリピンでは、周知商標の登録制度は設けられておらず、政府が周知商標と認めた標章のリスト等は存在しない。

(4) コンセント制度の有無

⁸⁸ 知的財産法第 123 条 1 項(e)、商標規則 102 条(e)、商標規則 103 条

⁸⁹ 知的財産法第 123 条 1 項(e)、商標規則 102 条(e)

フィリピンにおいては、他の商標と類似する標章の出願に当たり、類似する他の商標の権利者等から当該標章を登録することについて異議なく同意する旨の書面（いわゆるコンセントレター）を提出することで相対的拒絶理由に基づく拒絶査定を回避するコンセント制度は、法令上は規定されていない。

もっとも、コンセントレターの提出は、実務上一般的に利用されている。コンセントレターが提出された場合に、これを考慮するか否かは審査官の裁量に委ねられているが、コンセントレターを一定程度重視して審査を行うのが実務上の取扱いである。

また、実体審査の結果、相対的拒絶理由がある旨のオフィスアクションを受領した場合、出願人は、当該通知を受領した日から4か月以内に応答又は補正を行わなければならないのが原則であるが⁹⁰、第三者とコンセントレターの取得について交渉を行う必要がある場合には、所定の手数料を納付することで、合理的な期間、審査を停止するよう IPOP HL に申請することができる⁹¹。

⁹⁰ 知的財産法 133 条 3 項

⁹¹ 商標規則 613 条

(5) 相対的拒絶理由の審査に関する事例

フィリピンにおける相対的拒絶理由の審査に関する重要な事例は、以下のとおりである。

① 2019年12月23日付け商標登録拒絶査定に対する不服申立に関する IPOPHL 長官決定 (Ginebra San Miguel, Inc. v. Director of Bureau of Trademarks (Appeal No. 04-2018-0014))

(i) 当事者

申立人 : Ginebra San Miguel, Inc.

被申立人 : IPOPHL 商標局長

(ii) 事案の概要

申立人が以下の商標の出願を行ったところ、Pernod Ricard Korea Imperial Co. Ltd. (以下「PRKI 社」という。)によって以下の商標 (登録番号: 4-2007-500433) (以下「先行商標」という。)が先行して登録されており、申立人の商標は先行商標と視覚的、音声的、概念的に混同されるほど類似しており、指定商品も密接に関連しているとして、拒絶査定を受けた。

申立人の商標	先行商標
 指定区分: 第 33 類 指定商品: ブランデー	 指定区分: 第 33 類 指定商品: ウイスキー

申立人は、拒絶査定に対して、指定商品であるアルコール飲料の消費者はブランドに対する意識が強いことから、申立人の商標と先行商標が誤認のおそれがあるほどに類似しているとはいえ、また、ブランデーはウイスキーとは本質的に異なるものであることから、誤認混同のおそれはないとして、IPOPHL 商標局長に対して不服申立てを行ったが却下された。そこで、申立人は、IPOPHL 長官に対して不服申立てを行った。

(iii) 決定の要旨

IPOPHL 長官は、誤認混同には①商品又は役務自体の誤認混同と②商品又は役務の出所の誤認混同の2つがあるところ、申立人の商標により、申立人の商品が PRKI 社の事業に関連し、あるいは PRKI 社の商品であると一般消費者が誤認する可能性があり、上記②の出所の誤認混同のおそれがあると認め、商標局の判断を支持し、拒絶査定を維持した。

② 2017年3月22日付け商標登録拒絶査定に対する不服申立に関する最高裁判所判決（Wilton Dy v. Koninklijke Philips Electronics, N.V. (G.R. No. 186088)）

(i) 当事者

上告人 : Wilton Dy
Philites Electronic & Lighting Products

被上告人 : Koninklijke Philips Electronics, N.V.

(ii) 事案の概要

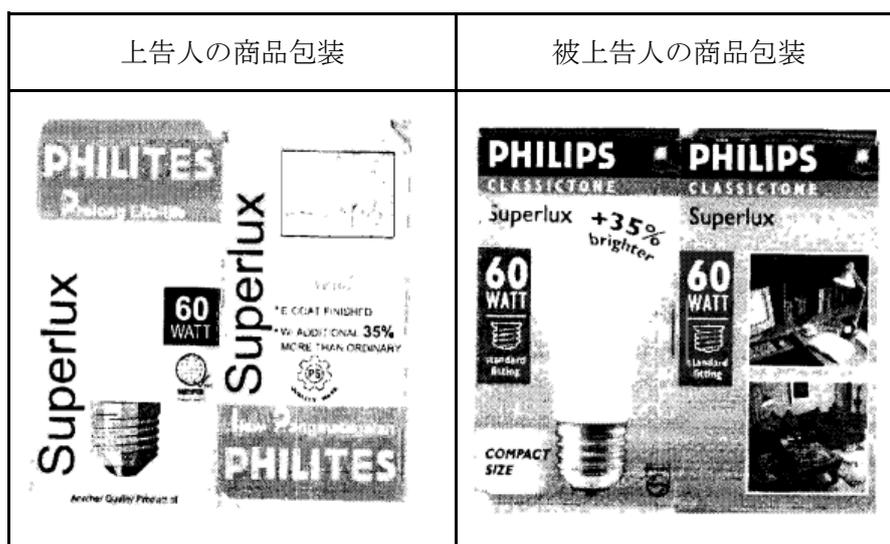
本件は、上告人が、上告人の下記の出願商標（以下「上告人出願商標」という。）について、被上告人の下記の登録商標（以下「被上告人商標」という。）と類似していることを理由に、登録を拒絶した控訴裁判所判決を不服として、最高裁判所に上告した事案である。

上告人出願商標	被上告人商標
 <p>指定区分：第11類 指定商品：蛍光灯、白熱灯、点燈管、安定器</p>	 <p>指定区分：第11類等 指定商品：電灯等</p>

被上告人は、上告人出願商標の出願公告に際し、上告人出願商標が被上告人商標と誤認混同のおそれのある類似商標であること等を理由に、IPOP HL 法務局に対して異議申立てを行った。これに対し、IPOP HL 法務局及びIPOP HL 長官は、両者の商標には視覚的にも聴覚的にも類似性が認められないとして、当該異議申立てを棄却した。

被上告人がこれを不服として控訴裁判所に訴えを提起したところ、控訴裁判所は、次の点を指摘して被上告人の主張を認めて IPOP HL 長官の判断を覆し、上告人出願商標の登録を拒絶した。

- 上告人出願商標の外観は、現実には上告人が使用している商品の包装の外観と異なっている。当該包装は、被上告人の登録商標及び商品の包装と誤認のおそれがある程度に類似していると認められる。



- 上告人がその電灯について商標を考案するに当たり、同種の商品（電灯）にかかる既存の商標である「PHILIPS」と最初の 5 文字が同一である「PHILITES」をあえて選択したことは奇妙であるというべきであり、これを「Philippines」と「lights」からなる造語であるとする上告人の主張はご都合主義であると認められる。

(iii) 最高裁判所判決の要旨

最高裁判所は、以下の理由から、上告を棄却し、上告人出願商標の拒絶を命じた控訴裁判所の判決を維持した。

- 被上告人商標が登録商標であり、かつ、周知性を有するものであることは、当該商標が 1922 年に登録され、フィリピン及び世界において周知性を有することを判示した判例（“Philips Export B.V. v. CA, G.R. No. 96161, February 21, 1992”）に照らしても明白である。
- 商標が誤認のおそれがある程度に類似しているか否かについては、判例上確立された手法として、主要部分テスト（“dominancy test”）と全体評

価テスト (“holistic test”) の2つがある。これらのいずれに照らしても、上告人出願商標は被上告人商標と誤認のおそれがある程度に類似している。

- 主要部分テストによる検討

主要部分テストは、両商標について、購買者が混乱し、誤解し及び欺瞞される可能性のある、特定又は支配的な特徴に注目する手法である。一方が他方の模倣や複製であることは必須ではなく、模倣の意図が認められることも要しない。商標が商品の購入者に対して与える聴覚的及び視覚的な印象に重きを置き、価格、品質、販売方法や販売対象は重視しない。

本件においてこの手法を用いるにあたっては、上告人出願商標が実際に使用されている状況のみを検討すべきであり、また、購買者の意識に影響する聴覚的及び視覚的印象を重視すべきである。そうであれば、控訴裁判所の、下記の点を指摘して上告人出願商標と被上告人商標との間には不自然なほどの類似性があり、誤認のおそれのある類似性が認められるとした判断は、正当なものである。

- ✓ 両商標の特定又は支配的な特徴として、最初の 5 文字が「PHILI」である。これが視覚的に購入層の注目を得る結果、購入者が欺瞞され又は混乱を生じ得る。
- ✓ 両商標は、通常の購買者であれば両者の間に関連性があると考えられる程度に類似している（通常の消費者は、両者の厳密な違いを吟味するほどの時間的余裕を有しない。）。
- ✓ 最も重要な点として、両商標は電灯という同一商品について用いられている。

- 全体評価テストによる検討

全体評価テストは、誤認のおそれのある類似性の有無の判断に当たり、ラベルや包装を含む商品に付された商標の全体を考慮する。用いられている語のみに着目せず、両者のラベルに表れている特徴をも観察し、誤認を生じるほどに一方が他方に類似しているかどうかを判断する。

この手法を用いて、本件において両者の商品の包装を含む全体を観察した場合、両商標が誤認のおそれがある程度に類似していることはより明白である。この点、上告人が実際に包装に用いているマークの外観が、上告人出願商標と大きく異なることにも留

意すべきである。

したがって、下記の控訴裁判所の判断は、是認すべきものである。

- ✓ 被上告人の「PHILIPS」と上告人の「PHILITES」がそれぞれの電灯商品の包装に用いられている態様を比較すると、両者の間には購入者における誤認混同を惹起するであろう、強度の類似性が認められる。
- ✓ 包装の態様における、両者の相違（若干異なった字体や色が用いられていること）は、全体を観察した結果誤認混同のおそれが認められることに鑑み、意義を有しない。

③ 2009年1月29日付け異議申立てに関する IPOPHL 長官決定 (Barrio Fiesta Manufacturing Corporation v. UFC Philippines, Inc. (IPO Appeal No. 14-2008-0024))

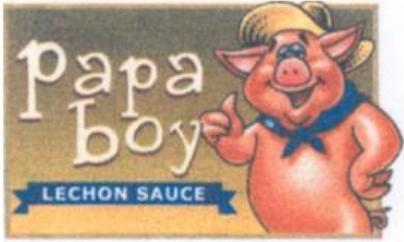
(i) 当事者

申立人 : Barrio Fiesta Manufacturing Corporation

被申立人 : UFC Philippines, Inc.

(i) 事案の概要

本件は、申立人が、2002年4月4日、レチョンソースに使用するために以下の「PAPA BOY and Device」という商標の登録出願を行い、2006年9月8日に同商標出願が公告されたところ、被申立人が、2006年12月11日に、自己の以下の登録商標に類似していることを理由に、IPOPHL 法務局に対して異議申立てを行った事案である。

申立人の出願商標	被申立人の登録商標
 <p>指定区分：第 30 類 指定商品：レチョンソース</p>	 <p>指定区分：第 30 類 指定商品：バナナケチャップ</p>

被申立人は、主に以下の理由により、申立人による商標出願に対する異議申立てを行った。

- 被申立人は、バナナケチャップ、チリソース等の商品に、上記の各商標を（譲渡や失効後の再登録を経て）保有、使用しており、これらの商標は、Neri Papa 氏の苗字に由来する。
- 申立人による上記の商標の出願は、被申立人が保有する上記の各商標と同一であり、かつ、同一又は関連する商品に関するものであるから、知的財産法 123 条 1 項(d)に基づき、登録を受けることができない。

- 申立人の商標はその支配的部分が、被申立人の商標に含まれる「PAPA」であることから、出所について誤認混同を生じさせる可能性が高い。
- 被申立人は、申立人と同じ食品業界に従事する企業として、前任者とあわせて過去 50 年以上におよんで「PAPA」及びその関連商標を使用しており、その姉妹会社である Southeast Asia Food, Inc., も同様に、過去 40 年以上にわたり、これらの商標を用いてソース類の製造・販売事業に従事していた。

一方、申立人は、主に以下のとおり反論を行った。

- 被申立人による上記の商標の使用権は、登録証に記載されたバナナケチャップ関連の商品に限定される。
- 申立人の商標の支配的な特徴は「PAPA BOY」の文字と豚のキャラクターであるのに対し、被申立人の商標の支配的な特徴は「Papa」の文字ではなく、「Papa」と「Ketsarap」の文字であり、「Ketsarap」の文字は、「Papa」の文字よりも前面に目立つように表示されている。
- 申立人と被申立人の商標は、全体的な音、綴り、意味、スタイル、構成、表示及び外観等が異なるため、混同の可能性は極めて低い。
- 被申立人の商標は単純な文字商標であるのに対し、申立人の商標はより複雑かつ特徴的な商標である。
- 申立人の商標はレチョンソースを対象としている一方で、被申立人の商標はバナナケチャップを対象としており、対象商品が明らかに異なるため、消費者の誤認混同が生じるおそれは小さい。

IPOPHL の法務局局長は、申立人の出願商標と被申立人の登録商標が類似しており、関連商品に関するものであること等を理由として、被申立人による異議申立てを認めた。これに対して、申立人は、IPOPHL 長官に対して不服申立てを行った。

(ii) 決定の要旨

IPOPHL 長官は、商標が欺瞞や混同を生じるような類似性を有するかどうかについて、混同可能性は相対的な概念であり、関連する事実関係を総合的に評価する必要があると前置きした上で、以下の点を指摘し、本件では混同可能性が生じることを認定した。

- 被申立人と申立人の商標の特徴は、(豚のキャラクターではなく)「PAPA」の文字であり、この支配的な「PAPA」という文字によって、それぞれの商品が他方から派生したものであり、一方当事者が他方当事者の商品に

「PAPA」という文字を使用することを許可したか、あるいは両当事者間に関係があるかのような視覚的印象が作出されている。

- 両者の商品は、いずれも調味料であり、同じ分類に属し密接に関連していることからすれば、商品の混同が生じる可能性は高い。

その上で、被申立人が1954年からテーブルソースに「PAPA」という商標を使用している一方で、申立人は、当該著名な商標を付した商品が市場に流通していることを認識していたにもかかわらず、あえて「PAPA」の文字を商標に採用した理由を十分に説明することが出来なかったことから、申立人による不服申立て却下した。

(6) 日本法との比較

フィリピンにおける相対的拒絶事由においては、出願商標と先願商標・未登録周知商標との間における出所混同のおそれの有無という観点から、類似性が判断される。日本における商標法4条1項10号及び同項11号などの相対的拒絶理由においても類似の概念が採用されており、出願商標が他人の先願商標・未登録周知商標と、①商標又は②指定商品・役務が同一又は類似の場合に、商標登録を認めない建付けとなっている。

もっとも、需要者の間に広く認識されている商標の保護について、日本法上は防護標章としての登録制度（商標法64条）なども存在するものの、フィリピンにおいては同様の登録制度は存在しない。

また、日本法上は、未登録周知商標の保護（商標法4条1項10号）においては、「需要者の間に広く認識されている商標」について、「全国的に認識されている商標のみならず、ある一地域で広く認識されている商標」なども含むものとしており、これに類似する商標及び指定商品・役務に関して商標登録を防止している。他方で、フィリピン知的財産法上の「周知商標」とは、「フィリピンの権限のある当局により国際的に、かつ、フィリピンにおいて広く認識されていると認められた商標」をいうところ⁹²、ある一地域で広く認識されている未登録の商標について、商標及び指定商品・役務が同一又は類似する標章が出願された場合の扱いについて、両国間で取扱いが異なる可能性がある点に留意が必要である。

⁹² 知的財産法第123条1項(e)、商標規則102条(e)

10. 異議申立て及び取消請求

(1) 異議申立て

① 概要

ある商標の登録によって損害を受けるおそれがあると考える者は、当該商標の出願が公告された日から 30 日以内に、IPOP HL に異議申立書を提出することで、当該商標出願に対しての異議申立てを行うことができる⁹³。

② 異議申立手続

(i) 異議申立書の提出

商標出願に対して異議申立てを行う者（以下「**異議申立人**」という。）は、当該商標の出願が公告された日から 30 日以内に、IPOP HL 法務局に所定の手数料（小企業の場合：10,000 フィリピンペソ、大企業の場合：14,600 フィリピンペソ）⁹⁴を納付し、異議申立書を提出しなければならない⁹⁵。なお、異議申立人に正当な理由があり、かつ、所定の手数料（小企業の場合：800 フィリピンペソ、大企業の場合：1,700 フィリピンペソ）を納付した場合には、法務局局長は、異議申立書の提出期間の 30 日間の延長を 3 回まで認めることができるが、公告日から 120 日を超えて延長を認めることはできない⁹⁶。

異議申立書には、(i)異議申立人及び異議申立ての対象となる商標出願の出願人（以下「**被申立人**」という。）の氏名及び住所、(ii)異議申立ての対象となる商標出願の出願番号及び出願日、並びに(iii)異議申立ての理由を構成する事実及び求める救済手段を記載し、フォーラム・ショッピング⁹⁷が行われていないことの証明書（“certification of non-forum shopping”）、証人の宣誓供述書並びにその他の文書及び物証を添付して、法務局に提出すると同時に、被申立人に対しても送達しなければならない⁹⁸。

なお、他国において登録された商標の登録証の写し等、英語でない立証資料を提出する場合には、英語による翻訳文を添付する必要がある⁹⁹。また、

⁹³ 知的財産法 134 条

⁹⁴ <https://www.ipophil.gov.ph/services/schedule-of-fees/inter-partes-case-ip-rights-violations/>

⁹⁵ 知的財産法 134 条

⁹⁶ 知的財産法 134 条、当事者間手続規則・規則 7 第 2 条

⁹⁷ 「フォーラム・ショッピング」とは、原告が自己に有利な判断がされる見込みのある国の司法機関に対して、訴訟を提起するなどして司法判断を仰ぐことをいう。

⁹⁸ 当事者間手続規則・規則 2 第 7 条(a)、(b)

⁹⁹ 知的財産法 134 条、当事者間手続規則・規則 2 第 7 条(b)

フォーラム・ショッピングが行われていないことの証明書、署名権限を示す証明書、宣誓供述書及びその他の関連書類は、これらが外国で作成され、公証されている場合には、フィリピンの外交官又は領事館によって認証されなければならない¹⁰⁰。

(ii) 異議申立書の受理

異議申立書が提出された場合、法務局は、申立書の要式が適正であるか否かを点検し、適正でないと判断した場合には、異議申立人に対して、申立書の補正を命じ、異議申立人は当該命令を受領した後 5 日以内に不備を補正しなければならない¹⁰¹。異議申立人が当該期間内に不備を補正しない場合には、申立ては却下される¹⁰²。

異議申立書が所定の要件を満たしている場合又は異議申立人が法務局の命令にしたがって不備を補正した場合、法務局は、直ちに応答通知を発行し、被申立人又はその代表者若しくは代理人に対して送達しなければならない¹⁰³。

(iii) 被申立人の答弁

被申立人は、応答通知の受領日から 30 日以内に、申立てに対する答弁書を書面で作成し、証人の宣誓供述書並びにその他の文書及び物証とともに法務局に提出すると同時に、異議申立人に対しても送達を行わなければならない¹⁰⁴。なお、異議申立書の添付書類と同様に、署名権限を示す証明書、宣誓供述書及びその他の関連書類は、これらが外国で作成され、公証されている場合には、フィリピンの外交官又は領事館によって認証されなければならない¹⁰⁵。

正当な理由があり、所定の手数料が支払われた場合には、法務局は、被申立人に対し、答弁書提出の期限について、30 日の延長を最大 3 回認めることができるが、応答通知の受領日から 120 日を超えて延長を認めることはできない¹⁰⁶。

¹⁰⁰ 当事者間手続規則・規則 2 第 7 条(b)

¹⁰¹ 当事者間手続規則・規則 2 第 8 条(c)

¹⁰² 当事者間手続規則・規則 2 第 8 条(c)

¹⁰³ 当事者間手続規則・規則 2 第 8 条(d)

¹⁰⁴ 当事者間手続規則・規則 2 第 9 条(a)

¹⁰⁵ 当事者間手続規則・規則 2 第 9 条(a)

¹⁰⁶ 当事者間手続規則・規則 2 第 9 条(b)

また、被申立人は、答弁書の期限の延長に係る手数料が不足していた場合や、書類の原本の添付に不備があった場合等は、当該不備に関する補正に関する命令を受領してから 5 日間、答弁書の不備を追完し又は是正するための機会が与えられる¹⁰⁷。

(iv) 調停

答弁書が提出された後、異議申立手続は、IPOP HL の調停局 (“Mediation Office”) による調停に付託される¹⁰⁸。

調停手続では、まず調停前審理が開かれ、両当事者はこれに参加しなければならない。調停前審理において、異議申立手続を調停に付すことについて両当事者の確認が取られ、調停期日が決定される¹⁰⁹。調停前審理後、両当事者は、調停費用として、それぞれ 4,000 フィリピンペソを IPOP HL に対して支払う¹¹⁰。なお、4,000 フィリピンペソは、2 時間の調停期日 2 回分の費用であり、3 回目以降の調停期日が開かれる場合には各調停期日について追加でそれぞれ 2,000 フィリピンペソを支払わなければならない¹¹¹。

調停は全て非公開で行われ、その内容は全て秘密として扱われるため、調停以外の手続においてその内容を用いることはできない¹¹²。

調停人は、調停に付託されてから 60 日以内に、当事者で和解に至らない場合には、調停の不成立を宣言し、調停手続を終了する¹¹³。但し、両当事者が書面で要請した場合には、当該期間を 30 日間延長することができる¹¹⁴。

期間内に当事者間で和解が成立した場合、調停人は、両当事者が和解合意書を提出してから 5 日以内に、当該和解合意書を法務局局長に送付し、法務局局長は、和解合意書が法律又は公序良俗に反しない限り、和解合意書の受領後 3 日以内に当該和解合意書を承認しなければならない¹¹⁵。

¹⁰⁷ 当事者間手続規則・規則 2 第 9 条(d)

¹⁰⁸ 当事者間手続規則・規則 2 第 11 条、“Rules of Procedure for IPO Mediation Proceedings, IPO Office Order No. 154-10” (以下「調停規則」という。) 1 条、2 条

¹⁰⁹ 調停規則 3 条

¹¹⁰ 調停規則 7 条

¹¹¹ 調停規則 7 条

¹¹² 調停規則 9 条

¹¹³ 調停規則 6 条

¹¹⁴ 調停規則 6 条

¹¹⁵ 調停規則 5 条

承認を受けた和解合意は、異議申立てに関する裁判所の決定又は判決と同等の効力を有し、関連規則に従って執行される¹¹⁶。

(v) 仲裁

調停が不調に終わった場合には、事件を仲裁に付託することが奨励されている¹¹⁷。両当事者が仲裁に付託することに合意した場合には、事件は、仲裁手続のために IPOPHL の仲裁事務所¹¹⁸に付託される。但し、両当事者の合意が成立しない場合には、当該事件は、仲裁手続を経ずに法務局による裁定手続に進むこととなる。この点、仲裁手続は、実務的にはあまり利用されていないとのことである¹¹⁸。

(vi) 法務局による裁定手続

被申立人が答弁書を提出しない場合又は調停及び仲裁（仲裁に付託された場合。以下同じ。）が不成立となった場合には、当該異議申立手続は、それぞれ以下のとおり、法務局による裁定手続に入る。

被申立人が答弁書を提出しない場合には、当該異議申立手続を担当する担当官は、事件記録の受領後直ちに、被申立人の不履行命令を発し、必要がある場合には、異議申立人に対し、10 日以内に、宣誓供述書、証拠書類及び物証の原本及び／又は認証謄本を提出又は提示するよう要求し、提出された書類等に基づいて裁定を行う¹¹⁹。

調停及び仲裁が不成立となった場合、担当官は、事件記録の受領後直ちに、問題点の明確化や解決促進を目的として、予備協議に付する命令を発する¹²⁰。予備協議には、弁護士によって代理されている場合を除き、当事者本人が出席する必要がある¹²¹。

¹¹⁶ 調停規則 5 条

¹¹⁷ 調停規則 6 条

¹¹⁸ <https://www.ipophil.gov.ph/news/ipophil-revitalizes-arbitration-service-to-declog-court-ipophil-dockets/>

¹¹⁹ 当事者間手続規則・規則 2 第 14 条(b)

¹²⁰ 当事者間手続規則・規則 2 第 14 条(c)

¹²¹ 当事者間手続規則・規則 2 第 14 条(c)

(vii) 最終主張書面の提出

担当官は、予備協議の終了後、公開の法廷において、両当事者に対し、10日以内にそれぞれの最終主張書面の提出を求める命令を発する¹²²。最終主張書面では、異議申立書及び答弁書において主張された事項、証拠並びに予備協議において決定された事項のみを取り上げるものとし、新たな事項や問題を提起したり、意見書に含めたりすることは認められない¹²³。なお、当事者が予備協議に欠席した場合や、(予備協議に出席した) 代理人が必要な委任状又は適切な権限を有しない場合には、最終主張書面を提出する権利を放棄したものとみなされる。

(viii) 法務局の決定

当事者が最終主張書面を提出したか否かにかかわらず、最終主張書面を提出するための所定の期間が経過した後、当該異議申立手続は、法務局の最終決定手続に入る¹²⁴。担当官は、最終決定手続に入った日から60日以内に、当該異議申立手続に対する決定又は最終命令を発しなければならない¹²⁵。

(ix) 決定に対する不服申立

法務局の決定に対して不服がある当事者は、法務局による決定の受領後10日以内に、一定の手数料を支払い、法務局局长に対して不服申立てを行うことができる¹²⁶。期限内に不服申立が行われなかった場合、当該決定又は最終命令は最終的かつ執行可能となる¹²⁷。

不服申立てがあった場合、法務局局长は、10日以内に、相手方当事者に対して不服申立てに係る意見を提出するよう命じ、当該期間の経過後30日以内に、不服申立てについての決定を行う¹²⁸。

法務局局长の決定に対して不服がある場合、当事者は、法務局局长の決定の受領後30日以内に、IPOP HL 長官に対して不服申立てすることができる¹²⁹。

¹²² 当事者間手続規則・規則2第14条(c)

¹²³ 当事者間手続規則・規則2第14条(c)

¹²⁴ 当事者間手続規則・規則2第16条

¹²⁵ 当事者間手続規則・規則2第16条

¹²⁶ 当事者間手続規則・規則9第2条(a)

¹²⁷ 当事者間手続規則・規則9第3条

¹²⁸ 当事者間手続規則・規則9第2条(a)

¹²⁹ 当事者間手続規則・規則9第2条(a)

IPOPHL の決定に対して不服がある場合には、当事者は、控訴裁判所に上訴することができ¹³⁰、控訴裁判所の決定に対しては、「移送命令のための再審請求」(“petition for review on certiorari”)を提出することにより、最高裁判所 (“Supreme Court of the Philippines”) に上訴することができる¹³¹。

(2) 取消請求

① 概要

ある商標の登録によって損害を受けている者又は損害を受けるであろうと考える者は、当該商標登録の取消しを請求することができる¹³²。

② 取消請求の理由及び期間

商標登録の取消請求は、その請求理由に応じて、以下の期間内に申立てることができる¹³³。なお、登録商標が一般名称化しているか否かについては、一般消費者の購入動機ではなく、関連する公衆にとっての当該商標の主要な意味が基準になるものとされ、当該登録商標が、ある特定の商品若しくは役務の名称として、又はある特定の商品若しくは役務を特定するために使用されているということのみを理由として、商品又は役務の一般名称であるとはみなされない¹³⁴。

取消請求理由	期間	知的財産法 該当条文
当該登録商標が登録に係る商品若しくは役務又はそれらの一部について一般名称化している場合又は放棄されている場合	いつでも	151 条 1 項(b)
当該登録商標が不正に得られた又は本法の規定に反してなされた場合	いつでも	151 条 1 項(b)
商標権者により又は商標権者の承認のもとに当該登録商標が商品又は役務の出所を偽って表示するように使用されている場合	いつでも	151 条 1 項(b)

¹³⁰ Rules of Civil Procedure (以下「裁判所規則」という。) 43 条 1 項、3 項

¹³¹ 裁判所規則 45 条 1 項

¹³² 知的財産法第 151 条 1 項、当事者間手続規則・規則 8 第 1 条

¹³³ 知的財産法第 151 条 1 項、当事者間手続規則・規則 8 第 2 条

¹³⁴ 知的財産法第 151 条 1 項(b)、当事者間手続規則・規則 8 第 2 条(b)

商標権者が正当な理由なくして3年以上継続してフィリピンにおいて当該登録商標を使用しなかったか又はライセンスによりフィリピンにおいて使用させることをしなかった場合	いつでも	151条1項(c)
前記以外	商標登録日から5年以内	151条1項(a)

③ 取消請求手続

取消請求手続は、異議申立手続と同一の手続で行われるため¹³⁵、前記 10.(1)②を参照されたい。

(3) 申立件数・請求認容件数

① 法務局への申立て

IPOPHL からのヒアリングによれば、フィリピンにおける過去5年間の法務局に対する異議申立て及び取消請求の申立件数及び申立てが認められた件数の推移は以下のとおりである。

異議申立て

	2017	2018	2019	2020	2021 ¹³⁶
申立件数	617	653	665	54	445
認容件数	735	789	757	463	351

取消請求

	2017	2018	2019	2020	2021
申立件数	44	56	54	48	29
認容件数	40	40	65	26	18

法務局での審理期間は事案によって様々であるが、単純な事案の場合には6か月程度で、複雑な事案の場合には2年から3年程度で審理が終了している。

¹³⁵ 知的財産法第153条、134条、135条

¹³⁶ 2021年9月末時点の件数。以下本項の統計資料について同じ。

② 法務局局長への申立件数・請求認容件数

IPOPHL からのヒアリングによれば、フィリピンにおける過去 5 年間の法務局の異議申立て及び取消請求の決定に対する法務局局長への不服申立ての申立件数及び不服申立が認められた件数の推移は以下のとおりである。

	2017	2018	2019	2020	2021
申立件数	45	67	72	42	データなし
認容件数	36	40	234	67	データなし

法務局局長による審理期間も事案によって様々であるが、一般的な事案で 1 年から 2 年程度で審理が終了している。

11. 登録後の注意事項

(1) 使用宣言書の提出義務

全ての商標出願人又は商標権者は、商標の出願、登録又は更新後、一定期間以内に使用宣言書を IPOPHL に提出しなければならない。

使用宣言書の様式は参考資料 3 のとおりであり、公証人による公証を付し、使用に係る証拠を添え、以下の手数料を納付した上で、以下の提出期限までに IPOPHL に提出する必要がある¹³⁷。

なお、下記①の使用宣言書の提出期限については、出願人又は商標権者が IPOPHL に対して延長申請を行い、所定の手数を納付したことを条件として、6 か月間の延長が認められる¹³⁸。また、前記 2.(2)のとおり、知的財産法の改正案において下記①の提出期限を 3 年半に延長することが検討されている。

	提出期限	手数料（1 区分あたり） ¹³⁹
①	出願日から 3 年以内	小企業：900 ペソ 大企業：1,920 ペソ
②	登録日から 5 年を経過した日から 1 年以内	小企業：1,100 ペソ 大企業：2,400 ペソ
③	更新日から 1 年以内	小企業：1,100 ペソ 大企業：2,400 ペソ
④	更新日から 5 年を経過した日から 1 年以内	小企業：1,100 ペソ 大企業：2,400 ペソ

使用宣言書と同時に提出することが求められている使用に係る証拠について、商標規則では以下のものを列挙しており、これらについては証拠として受理することが明記されている¹⁴⁰。

①	使用されている商標のラベル
②	フィリピンにおいて、商品が販売され、又は役務が提供されていることを明確に示すウェブサイトのダウンロードページ

¹³⁷ 知的財産法 124 条 2 項、145 条、商標規則 204 条

¹³⁸ 商標規則 205 条

¹³⁹ <https://www.ipophil.gov.ph/services/schedule-of-fees/trademark-related-fees/>

¹⁴⁰ 商標規則 210 条

③	実際に使用されている商標の付いた商品、又は商品のスタンプやマークが付いた容器、及び役務が提供されている施設・設備の写真（普通紙に印刷されたデジタル写真を含む）
④	フィリピンにおいて販売されている商品や、提供されている役務に商標が実際に使用されていることを示すパンフレットや広告資料
⑤	商品がフィリピン国内の市場に出回っていること、又は役務がフィリピンにおいて利用可能であることを示す、商品の販売や役務の提供に係る領収書や請求書、又はその他の類似の使用の証拠
⑥	商標の使用を示す役務に係る契約書の写し

使用宣言書を提出しなかった場合には、当該商標に係る出願は拒絶され、登録簿上から抹消される¹⁴¹。なお、商標を使用していない場合で、以下のいずれかの不可抗力事由に該当し、IPOP HL の許可を得た場合には、使用宣言書の提出が免除され、代わりに前記の使用宣言書の提出期限と同じ期限までに不使用宣言書（“Declaration of Non-Use”）を提出することで、商標権の抹消を免れることができる¹⁴²。

①	出願人又は商標権者が、商品を市場に出すこと又は役務を提供することに先立って別の政府機関によって課せられた要件のために、商標を商業上使用することを禁止される場合
②	禁止命令又は差止めが、法務局、裁判所又は商標の使用を禁止する準司法的団体によって発せられた場合
③	商標が、異議申立て又は取消事件の対象となっている場合

(2) 商標権の譲渡

商標権の出願又は登録は、当該商標を使用する事業の移転が行われるか否かを問わず、譲渡又は移転することができる¹⁴³。但し、譲渡又は移転により、当該商標に関する商品若しくは役務の性質、出所、製造方法又は特性等について公衆を誤認させるおそれがある場合は、当該譲渡又は移転は無効とされる¹⁴⁴。

¹⁴¹ 知的財産法 124 条 2 項、145 条、商標規則 204 条

¹⁴² 商標規則 211 条

¹⁴³ 知的財産法 149 条 1 項、商標規則 1100 条

¹⁴⁴ 知的財産法 149 条 2 項、商標規則 1100 条

商標権の出願又は登録の譲渡は、当事者が署名し、公証を受けた書面で申請する必要があり、所定の手数料を納付することで IPOPHL において記録され¹⁴⁵、当該記録がなされるまでは、第三者に対して効力を有しない¹⁴⁶。なお、合併その他の形式の承継による移転は、合併証書又は当該移転を裏付ける書類により証明することができる¹⁴⁷。

(3) 商標権のライセンス

商標権のライセンスは、ライセンス契約を IPOPHL に提出し、登録を行わなければ、第三者に対して効力を生じない¹⁴⁸。IPOPHL は、提出を受けたライセンス契約の内容を秘密に保ちつつ、当該契約を記録するとともに提出があった旨を公示する¹⁴⁹。

ライセンス契約には、当該商標に係るライセンシーの商品又は役務の質に関して、ライセンサーによる効果的な管理について定めなければならない、管理について定めていない場合又は質の管理が効果的に規定されていない場合、当該ライセンス契約は無効となる¹⁵⁰。また、ライセンス契約には、以下の条項を含めてはならない¹⁵¹。

禁止される条項	知的財産法 該当条文
許諾者が指定する資本財、中間製品、原材料及びその他の技術又は常雇用従業者を特定の者から入手する義務を実施権者に課す条項	87 条 1 項
ライセンスに基づいて製造する物の販売価額又は再販売価額を定める権利を許諾者が留保することを定める条項	87 条 2 項
生産の量及び構成に関する制限を含む条項	87 条 3 項
非排他的技術移転取決めにおいて競合する技術の使用を禁止する条項	87 条 4 項

¹⁴⁵ 知的財産法 149 条 3 項、4 項、商標規則 1101 条、1102 条

¹⁴⁶ 知的財産法 149 条 5 項、商標規則 1102 条

¹⁴⁷ 知的財産法 149 条 3 項、商標規則 1101 条

¹⁴⁸ 知的財産法 150 条 2 項

¹⁴⁹ 知的財産法 150 条 2 項

¹⁵⁰ 知的財産法 150 条 1 項

¹⁵¹ 知的財産法 87 条、商標規則 1107 条。但し、高度な技術的内容、外国との取引における収益、雇用の創出、産業の広域的普及、国内の原材料への置換若しくは国内の原材料の使用における増加又は投資委員会の場合における先駆者の地位を有する登録団体の増加等の国内の経済に対して重要な利益をもたらす特別な又は価値のある事案においては、IPOPHL は、事案の評価の後、事案ごとに免除を認めることができる（知的財産法 91 条）。

許諾者に有利になるように全体の又は部分的な購入の選択を定める条項	87条5項
ライセンスされた技術の使用によって達成することができる発明又は改良を許諾者に無償で移転することを実施権者に義務づける条項	87条6項
使用されない特許について特許権者に実施料を支払うことを要求する条項	87条7項
ライセンスされた物を製造し又は頒布する排他的ライセンスが既に与えられている国への輸出等の許諾者の正当な利益の保護のために正当である場合を除くほか、実施権者がライセンスされた物を輸出することを禁止する条項	87条8項
実施権者の責に帰する理由によって技術移転取決めが早期に終了する場合を除くほか、技術移転取決めの終了後における提供された技術の使用を制限する条項	87条9項
特許その他の工業所有権に対する支払をそれらの権利の満了又は終了の後において要求する条項	87条10項
技術の提供者が所有する特許の有効性について技術の受取者が争わないことを要求する条項	87条11項
移転される技術を吸収し及び国内の状況に適合させるための実施権者の研究開発活動を制限し又は新しい物、方法若しくは設備に関連して研究開発計画を開始することを制限する条項	87条12項
許諾者が定める品質基準を損なわない限りにおいて実施権者が輸入される技術を国内の状況に適合させ又はその技術に新機軸を導入することを妨げる条項	87条13項
技術移転取決めに基づく許諾者の責務を満たさないことの責任又はライセンスされた物若しくはライセンスされた技術の使用により提起される第三者の訴訟から生じる責任について許諾者を免責する条項	87条14項
その他同等な効果を有する条項	87条15項

更に、ライセンス契約には、次の条項を含めなければならない¹⁵²。

含める必要のある条項	知的財産法 該当条文
準拠法はフィリピン法で、かつ、管轄裁判所は、使用権者が主たる事業所を有する地域を管轄する裁判所とする条項	88 条 1 項
ライセンス契約の期間中、使用権者がライセンス技術及び方法の改良を常に利用することができることとする条項	88 条 2 項
仲裁について規定する場合は、フィリピン仲裁法の仲裁手続又は国際通商法に関する国際連合委員会仲裁規則（UNCITRAL）若しくは国際商工会議所（ICC）の調停及び仲裁の規則を適用し、かつ、仲裁地はフィリピン又は中立国とする条項	88 条 3 項
ライセンス契約に基づく支払についてのフィリピンの税金をライセンサーが負担することとする条項	88 条 4 項

¹⁵² 知的財産法 88 条

12. エンフォースメント

(1) 概要

① 商標権侵害の定義

知的財産法において、商標権侵害とは、実際の商品の販売又は役務の提供の有無に関係なく、商標権者の同意を得ずに行う以下の行為を意味する¹⁵³。

①	使用することによって混同を生じさせ、錯誤を生じさせ、若しくは欺瞞するおそれがある商品又は役務の販売、販売の申出、頒布、宣伝、その他販売を行うために必要な準備段階に関連して、登録商標の複製、模造、模倣若しくは紛らわしい模倣若しくは同一の容器又はそれらの主要な特徴を商業上使用すること
②	登録商標又はその主要な特徴を複製、模造、模倣若しくは紛らわしく模倣し、かつ、使用することによって混同を生じさせ、錯誤を生じさせ、若しくは欺瞞するおそれがある商品又は役務の販売、販売の申出、頒布又は宣伝に関連して、商業上使用するための貼紙、標識、印刷物、包装用容器、包装紙、貯蔵用容器又は宣伝に、そのような複製、模造、模倣又は紛らわしい模倣を適用すること

また、最高裁判所は、その判決において、商標権侵害の要件について以下のとおり判示しており¹⁵⁴、実務上、商標権侵害の有無は、以下の要件に沿って判断される。

①	侵害されている商標が IPOPHL に登録されていること
②	商標が、侵害者によって複製、模造、模倣又は色彩的に模倣されていること
③	侵害している標章が、商品、事業又は役務の販売、販売の申出若しくは広告に関連して使用されていること、又は侵害している標章が、商品、事業若しくは役務又はこれらに関連して使用されることを意図したラベル、サイン、印刷物、パッケージ、包装物、容器又は広告に使用されていること

¹⁵³ 知的財産法第 155 条 1 項、2 項

¹⁵⁴ Diaz v. People of the Philippines (G.R. No. 180677, 18 February 2013)

④	侵害している標章の使用又は利用が、商品若しくは役務若しくは役務の出所、又は事業の同一性に関して、誤認混同を引き起こすか、購入者又は他人を欺く可能性が高いこと
⑤	侵害している標章の使用又は利用が、商標権者又はその譲受人の同意なく行われていること

なお、近年では、フィリピンにおいても、Lazada や Shopee 等の EC プラットフォームを通じたオンライン取引が活発に行われている。オンライン取引では、他人の商標と同一又は類似した標章を EC サイト上で用いるだけで、実際に販売する商品にはこれらを使用しない模倣業者も増えてきている。この点、前記 11.(1)のとおり、「フィリピンにおいて、商品が販売され、又は役務が提供されていることを明確に示すウェブサイトのダウンロードページ」が使用に係る証拠として認められており¹⁵⁵、ウェブサイト上で他人の商標や類似標章を用いて商品を販売する行為は商標の「使用」にあたると考えられるため、このような行為が商標権者の同意なしに行われた場合には、フィリピンでは商標権侵害に該当する可能性が高い。

② 未登録商標の侵害

フィリピンにおいて商標登録を行っていない場合でも、ある標章を公衆に対して、自己が製造し若しくは取扱う商品又は自己の事業若しくは役務を、他人のそれらから区別して特定している者は、当該商品、事業又は役務の信用において当該標章について所有権を有し、当該所有権は登録された知的財産権と同一の方法で保護される¹⁵⁶。

したがって、上記のような標章を使用している者は、当該標章を登録していない場合であっても、欺瞞その他善意に反する手段を用いることにより、自己の商品、事業又は役務と偽り、又はそのような結果を生じさせることを意図した行為を行う者に対して、不正競争の責任を問うことができる¹⁵⁷。

¹⁵⁵ 商標規則 210 条(b)

¹⁵⁶ 知的財産法 168 条 1 項

¹⁵⁷ 知的財産法 168 条 2 項

知的財産法では、具体的に、以下のような者が不正競争の責任を負うと列挙している¹⁵⁸。

①	自己が販売する商品、その商品を入れる容器の包装紙又はそれらに付す図案若しくは文字、その他の外観上の特徴に、当該商品が実際の製造者若しくは販売者以外の者の商品であると購入者に思わせるおそれがあるような外観を与え、又はそのような目的をもって公衆を欺瞞し、かつ、他人からその者の正当な取引を詐取し、販売者から当該商品を詐取し若しくは当該商品の販売に携わる販売者を詐取するような外観を自己の商品に与える者
②	ある特定の役務を提供している他人の役務を、自己が提供しているものと公衆に誤って信用させることを意図した術策、策略その他の手段を用いる者
③	取引の場において、虚偽の陳述をし、又は他人の商品、事業若しくは役務の信用を傷付けることを意図するような性質の、善意に反するその他の行為を行う者

③ 商標権侵害の例外

形式的に商標権侵害に該当する場合であっても、例外的に以下の場合には、商標権侵害に該当しないこととされている¹⁵⁹。

①	侵害者が、登録商標の出願日又は優先日の前に、善意で自己の営業又は事業において当該標章を使用していた場合 ¹⁶⁰
②	他人のために標章その他の侵害物品を印刷する業務にのみ携わる侵害者が、悪意でない場合（この場合は、当該侵害者に対して、それ以後の印刷に対する差止のみを行うことができる） ¹⁶¹
③	侵害行為が新聞、雑誌その他の定期刊行物又は電子的通信における宣伝又はその一部に係る場合であって、当該新聞等の発行者又は販売者が悪意でない場合（この場合は、発行者又は販売者に対して、当該新聞等のそれ以後の発行、伝達における、当該宣伝の掲載の差止のみを行うことができる） ¹⁶²

¹⁵⁸ 知的財産法 168 条 3 項

¹⁵⁹ 知的財産法 159 条

¹⁶⁰ 知的財産法 159 条 1 項

¹⁶¹ 知的財産法 159 条 2 項

¹⁶² 知的財産法 159 条 3 項

④	知的財産法 72 条 1 項に基づいて輸入及び販売が許可された薬剤及び特許満了薬剤の場合 ¹⁶³
---	---

④ フェアユース

標章の登録は、商標権者に対して、第三者が善意で自己の名称、住所、若しくは居所、地理的名称又は自己の商品・役務の種類・質・量・用途・価格・原産地あるいは製造又は提供の時期に関する正確な表示を使用することを妨げる権利を与えるものではない。

但し、当該使用は、単なる特定又は情報を目的とするものに限られ、商品・役務の出所について公衆を誤認させるものでないことを条件とする¹⁶⁴。

(2) 罰則

① 刑事罰

商標権侵害を行った場合の刑事罰は、「2 年以上 5 年以下の懲役及び 5 万ペソ以上 20 万ペソ以下の罰金」である¹⁶⁵。

なお、前記 2.(2)のとおり、知的財産法の改正案において、刑事罰を以下に加重することが検討されている。

- 初犯の場合には、3 年以上 5 年以下の懲役及び／又は 10 万フィリピンペソ以上 40 万フィリピンペソ以下の罰金
- 2 回目の場合には、5 年超 7 年以下の懲役及び／又は 40 万フィリピンペソ超 200 万フィリピンペソ以下の罰金
- 3 回目以降の場合には、7 年超 10 年以下の懲役及び／又は 200 万フィリピンペソ超 400 万フィリピンペソ以下の罰金
- 公衆衛生・安全を害する模倣品の場合には、7 年の懲役及び／又は 400 万フィリピンペソの罰金

② 民事責任

商標権侵害を行った場合には、上記の刑事罰に加えて民事上の責任を問うことも可能である¹⁶⁶。民事上の責任として典型的なものは損害賠償であるが、知

¹⁶³ 知的財産法 159 条 4 項

¹⁶⁴ 知的財産法 148 条

¹⁶⁵ 知的財産法 170 条

¹⁶⁶ 知的財産法 156 条 1 項

的財産法では、民事上の損害賠償について、①侵害者が権利者の権利を侵害しなかったならば権利者が得たであろう合理的な利益、又は②侵害者が侵害行為によって実際に得た利益のいずれかとし、③損害の大きさを確定することが容易ではない場合には、裁判所は、損害賠償として、侵害者の総売上高又は被侵害商標が使用された営業の価値に基づく適切な割合を裁定することができる¹⁶⁷。更に、裁判所は、公衆を誤認させ、又は商標権者から詐取する意思が立証された場合、裁量により損害額を2倍にすることができる¹⁶⁸。

また、裁判所は、商標権者が適切な立証を行った場合には、損害賠償に加えて、侵害品の没収、破棄及び販売の差止め等を命じることもできる¹⁶⁹。

(3) 権利行使手続

① 商標権者自らによる権利行使

商標権者は、自己の保有する商標権を侵害している者（以下「侵害者」という。）に対して、刑事、民事及び行政上の措置をとることが可能である。これらの対抗措置をとる場合、警察、裁判所又は行政機関等に対して対抗措置の申立てを行うのが原則であるが、その前段階として商標権者自ら証拠収集等を行う必要があり、また公的機関の関与外で侵害者と和解等を行うことも多い。このように商標権者自らで行う権利行使手続としては、主に以下のものが考えられる。

(i) テスト購入・鑑定

自己の商標権を侵害している疑いのある侵害疑義品を発見した場合には、まず当該侵害疑義品が自己の商標権を侵害しているか否かを確認するために、当該侵害疑義品をテスト購入した上で、侵害疑義品に用いられている標章と自己の商標を比較し、商標権侵害に該当するか検討しなければならない。

検討にあたっては、必要に応じて外部業者に委託して、鑑定を行うことも有益である。これは、将来的に裁判所や警察等に対して証拠書類として提出する場合には、社内の鑑定結果よりも外部の専門家による鑑定結果の方が一般的に証拠能力が高いためである。なお、フィリピンにおいては、商標権侵害の鑑定は、法律事務所等の民間企業に委託することが一般的である。

¹⁶⁷ 知的財産法 156 条 1 項

¹⁶⁸ 知的財産法 156 条 3 項

¹⁶⁹ 知的財産法 156 条 4 項、157 条 1 項

(ii) 調査・証拠収集

テスト購入及び鑑定により侵害疑義品が自己の商標権を侵害していることが確認できた場合には、後記の対抗措置をとるべき侵害者を特定し、かつ、対抗措置をとる際に必要となる証拠を収集するため、法律事務所や調査会社を利用して、模倣品の製造場所、流通ルート、販売規模等について調査するとともに、販売・製造場所の写真撮影、販売・製造の期間、数量及び金額等の情報収集、販売者・製造者のウェブサイトや模倣品を販売している EC サイトの保存、侵害者の法人登記情報の取得等の証拠収集を行う必要がある。

(iii) 侵害停止要求書・警告状の送付

調査・証拠収集により対抗措置をとるべき侵害者を特定でき、必要な証拠が収集できた場合には、当該侵害者に対して、侵害停止要求書（“Cease and Desist Letter”）や警告状（“Warning Letter”）を送付し、模倣品の製造及び／又は販売を止めるよう求めることとなる。

後記の各種対抗措置をとる場合にはある程度の時間と費用を要するが、侵害停止要求書又は警告状の送付によって模倣品の製造や販売を止めることができれば、時間と費用の節約になる。もっとも、当然のことながら、侵害停止要求書や警告状には強制力がないため、侵害者が要求に応じない場合には実効性が認められず、一方で侵害者が証拠隠滅や逃亡し、後記の対抗措置をとることの支障になるおそれもあるため、侵害停止要求書や警告状の送付を行うか否かは慎重に検討しなければならない。

なお、侵害停止要求書や警告状では、侵害行為の詳細（侵害対象となっている商標権の詳細、侵害疑義品の詳細、製造又は販売行為の詳細等）を明記した上で、侵害者に対して要求する内容（製造又は販売行為の中止のみか、（侵害者が販売者の場合には）仕入先・輸入元等の開示を求めるか、損害賠償を求めるか等）を具体的に明記することが重要である。また、回答・対応期限を明記し、期限内に回答や対応がない場合には、法的手段を採る旨の記載も必要である。通常、侵害停止要求書や警告状は権利者名義で送付することが多いが、侵害者がある程度の規模の企業・組織である場合には、弁護士名義で送付することも考えられる。

(iv) 和解

侵害停止要求書や警告状を受領した侵害者が和解交渉に応じる場合には、侵害者との間で侵害行為の停止に係る条件（現在保有している模倣品の破棄、

損害賠償金額等)の交渉を行う。

和解交渉は、当事者のみで行う場合も、弁護士が関与して行う場合もあるが、侵害者が弁護士を選任している場合には、商標権者側も弁護士を選任することが望ましい。なお、和解交渉に入った場合であっても、和解が成立するとは限らないため、和解成立前に早急に模倣品の製造又は販売の停止や破棄を求めるとともに、引き続き証拠収集を行い、模倣品の製造や販売が継続されていないか確認すべきである。

和解条件が合意された場合には、侵害者が商標権侵害を行った旨並びに合意した和解条件(模倣品の製造・販売停止、模倣品の破棄、破棄の期限、賠償金額、具体的な支払方法(一括か分割か)、謝罪広告の内容等)を明記した和解合意書を作成し、締結することとなる。もっとも、フィリピンにおいては、日本のように和解条件に執行力を付与するために利用される強制執行認諾文言付き公正証書に相当する制度は存在しない。したがって、和解合意書を締結し、公証を得ておいたとしても、当該和解合意書のみでは執行が認められず、裁判等において勝訴判決を得る必要がある点に注意が必要である。

② 刑事措置

前記の商標権者自らによる権利行使を行ったものの、侵害者がこれに応じない場合、侵害の程度や頻度等を考慮した結果侵害者に対して刑事罰を科す必要があると考える場合、刑事措置をとることによって他の模倣業者に対する抑止効果を狙う場合等には、刑事措置をとることが多い。

刑事措置の最大のメリットは、侵害者に対して刑事罰を科すことができる点であり、更に刑事罰を科すことができた場合には当該侵害者のみではなく、他の模倣業者に対しても大きなインパクトを与えるため、抑止効果が期待できる。

その一方で、有罪判決が下されるためには、刑事裁判において侵害行為の存在等について合理的な疑いの余地のないほどに立証する必要があり、民事裁判に比べて立証のハードルが高く、かつ、刑事措置は権利者ではなく、警察及び検察が主導することとなるため、権利者の裁量によって手続における対応を決定することが難しい点がデメリットとして挙げられる。

もっとも、フィリピンにおける捜査手続や刑事裁判手続では、証拠の収集等において権利者の協力・参加が不可欠であるため、これらの手続中に侵害者側

と和解交渉を行い、合意に至った場合には、権利者がこれらの手続への参加を取り止めることによって、実質的に手続を中止又は中断させることができるため、刑事措置を執った上で侵害者側と和解交渉を行うことも有益なアプローチである。

フィリピンにおける商標権侵害に対する刑事措置の流れは以下のとおりである。

(i) 告訴・捜査

フィリピンにおいて、知的財産権の刑事措置を執り行う機関は主として国家警察（“Philippine National Police”）（以下「PNP」という。）と司法省国家捜査局（“National Bureau of Investigation”）（以下「NBI」という。）である。商標権者が刑事措置をとる場合には、原則として、侵害行為が特定の行政区のみで行われている場合には PNP に、複数の行政区にわたる場合には NBI に対して告発することとなる。

告発を受けた PNP 又は NBI は、商標権者からの告発内容及び提出された証拠を精査し、商標権侵害の疑いが強いと判断した場合には、裁判所に対して捜索差押令状の申請を行う。裁判所から捜索差押令状が発行された場合には、PNP 又は NBI は、権利者立会いのもと、対象の場所に対する強制捜査（レイド）を実施し、模倣品及び模倣行為の証拠を押収する。

(ii) 予備調査手続

レイドによって証拠品が押収でき、商標権侵害の容疑が固まった場合には、司法省又は検察庁による予備調査（“Preliminary Investigation”）が行われる。

予備調査手続では、担当検察官が、商標権侵害の有無や刑罰の要否等を検討した上で、申立てから 10 日以内に、当該申立てを棄却するか、容疑者側からの反論・答弁を受け付けるかを決定し、容疑者側からの反論及び証拠の提出後 10 日以内に、当該事件に関して裁判所での刑事裁判を行うべきか否かの決定を行う。なお、担当検察官は、必要と認める場合には、当事者の審問を行うこともできる。

(iii) 刑事裁判手続

上記の検察庁による予備調査を経て、刑事裁判を行う旨の決定が下された場合には、刑事裁判手続が開始する。なお、知的財産権侵害に関する刑事裁

判の管轄は各地域の商事裁判所が有しているため、同事件は当該地域の商事裁判所に係属することとなる。

裁判開始後 30 日以内に罪状認否及び（必要がある場合には）事前審理が行われる。その後、法廷における審理が行われるが、審理手続は最長 60 日間と定められており、審理終了後 30 日以内に当事者による最終弁論が行われ、その後 60 日以内に判決が下される。

当該判決に不服がある場合には、当事者は控訴裁判所へ上訴することができ、更に最高裁判所へ上訴することができる。

③ 民事措置

商標権者自らによる権利行使を行ったものの、侵害者がこれに応じない場合、前記の刑事措置に代えて又はこれに加えて、民事措置を執ることもできる。

民事措置と刑事措置の大きな相違点は、刑事措置の場合には侵害者に対して刑事罰を科すことができるものの、権利者は何らの経済的補償も受けることができない一方、民事措置の場合には刑事罰を科すことはできないが、権利者が損害賠償という形で経済的補償を受けることができる点である。この点が民事措置の最大のメリットと言えるが、侵害者が資産を有していない場合には実効性を欠くとともに、民事措置には刑事措置に比べてより多くの費用と時間を要するというデメリットが存在する。

フィリピンにおける商標権侵害に対する民事措置の流れは以下のとおりである。

(i) 訴訟提起

商標権の侵害行為があった場合、商標権者は、損害賠償等を求めて、各地域の商事裁判所に民事訴訟を提起することができる。商標権者によって民事裁判が提起された場合、裁判所は 5 日以内に、召喚状と訴状（添付書類を含む。）を被告に送達する。被告は、召喚状等の受領から 15 日以内に答弁書を裁判所に送付し、かつその写しを原告に送付しなければならない。なお、当事者は、相手方が保有している文書の検査及び開示等を求めるディスカバリーの実施を裁判所に申請することもできる。

(ii) 民事裁判手続

裁判所は、答弁書の受領又はディスカバリーの実施後に事前審理手続を行い、両当事者の証拠及び主張の整理を行う。なお、事前審理は最長で 30 日間までと定められている。その後、法廷における審理が行われ、審理の終了から 45 日以内に判決が下される。もっとも、実務上は、民事裁判の進行に関する各種の期間制限の規定が存在するにもかかわらず、様々な理由により遅滞が生じることが常態化しており、訴訟提起から第一審の判決までに 3 年程度を要することが通常である。

当該判決に不服がある場合には、当事者は控訴裁判所へ上訴することができ、更に最高裁判所へ上訴することができる。

④ 行政措置

裁判所での刑事措置及び民事措置に加えて、フィリピンでは IPOPHL 等の行政機関による行政措置を求めることも可能である。

(i) DTI 及び IPOPHL

損害賠償請求額が 20 万ペソ未満の知的財産権侵害事件については貿易産業省 (“Department of Trade and Industry”) 法務部が、20 万ペソ以上の知的財産権侵害事件については IPOPHL 法務局が管轄権を有している。IPOPHL 法務局は、審理を行った上で、侵害行為の停止命令、模倣品の押収・破棄命令、5,000 ペソ以上 15 万ペソ以下の過料等の行政罰を科すことができる¹⁷⁰。

更に、IPOPHL は、PNP 等の捜査機関と協力して、強制捜査 (レイド) を行う権限も有しているため、前記の刑事措置を執るにあたって、PNP や NBI でなく、IPOPHL に対して告発を行うこともできる¹⁷¹。

なお、IPOPHL は、2018 年 7 月 26 日付の 2018 年覚書回覧第 8 号 (IPOPHL Memorandum Circular No. 008 Series of 2018) により、知的財産権侵害に対する行政事件等について、IPOPHL 法務局による裁判外紛争解決制度 (ADR) である調停に付されなければならないとして、行政罰を前提とした審理に先立って調停を行うことを必要なものとした。従前は調停の実施については当事者の同意が必要であったところ、必ず調停手続を経るものとするに

¹⁷⁰ 知的財産法 10 条 2 項

¹⁷¹ 知的財産法 10 条 2 項

より、当事者の互譲による早期解決を促進することを意図したものである。模倣品の流通等によりその知的財産権を侵害されている企業にとっては、上記覚書回覧に基づく変更により、IPOP HL に提起した行政事件において、相手方との互譲による解決を図る機会が確保されるというメリットがある一方、調停による解決を希望しない、あるいは調停による解決が現実的ではない場合においても、形式上調停手続を経なければならなくなる結果、紛争解決までの期間が延び、その分の費用がかかるというデメリットが生じることとなる。

(ii) 関税局

フィリピン国内で模倣品が発見され、その製造業者又は販売業者がフィリピン国内にいる場合には、これらの者に対して前記の各種権利執行手続を執ることとなるが、フィリピン国内の模倣品は中国やベトナム等国外で製造され、フィリピン国内に持ち込まれることが多い。このような場合には、フィリピン国内での執行手続は有効とは言えず、模倣品が税関や国内に持ち込まれた直後に搬入される倉庫等に所在しているうちに模倣品の流通を食い止める、いわゆる水際措置が有効である。

登録商標を模写し若しくは模倣し、又は当該物品がフィリピンにおいて製造され若しくは当該物品が実際に製造される国若しくは地方以外の外国若しくは地方において製造されていると誤認させることを意図した標章若しくは商号を付した輸入商品は、フィリピンの税関で通関を許可されず¹⁷²、関税局（“Bureau of Customs”）（以下「BOC」という。）は、商標権を侵害している輸入品を差し止める権限を有していることから、事前に模倣品が入っている貨物を特定できている場合には、BOC に対して当該貨物の検査及び模倣品の差止めを求めることができる。

もっとも、事前にどの貨物に模倣品が入っているか特定できることは稀である。このような場合に有益なのが事前登録制度である。事前登録制度では、事前に権利者が自己の知的財産権を BOC に登録しておくことにより、BOC に対して当該権利者の商品が含まれる貨物を注意的に監視・検査するよう促すことができる。水際措置の発動に係る手続は、税関行政命令第 6-2002 号¹⁷³等により定められており、その概要は次のとおりである。

- a. 知的財産の権利者又はその代理人は、BOC 局長に対し、その知的財産権の侵害が疑われる物品に対する警告・停止命令を発出するよう書面により申し立てる。この申し立てに際しては、IPOP HL に既に登録されている知的財産権の場合には IPOP HL 発行の登録証（未登録である場合にはこれに代わる裁判所その他の機関による知的財産権に係る申立人の主張を基礎付ける決定等）が必要となる。これに加え、当該知的財産権に係るその他の情報及び対象となる製品の添付も必要である。

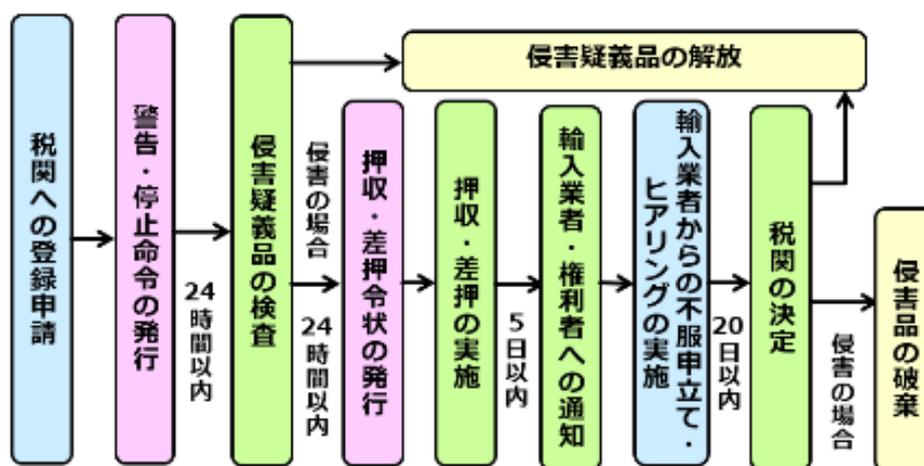
¹⁷² 知的財産法 166 条

¹⁷³ <http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2014/02/CAO-6-2002.pdf>

- b. BOC は、前記 a.の申立て又は自ら了知した事実に基づいて、信用に足りる情報がある場合には、知的財産権を侵害することが疑われる物品に対して警告・停止命令を発する。
- c. 税関審査官は、警告・停止命令が受領されてから 24 時間以内に、知的財産権者と荷受人（それぞれの代理人を含む）の立ち合いの下で警告・停止命令の対象たる物品を審査する。
- d. 上記 c.の審査の結果、対象の物品について知的財産権の侵害の事実が認められない場合には、警告・停止命令は解除される。それ以外の場合には、知的財産権者と荷受人双方からのヒアリングが実施される。
- e. ヒアリングの結果、知的財産権侵害の事実が認められた場合には、当該物品の破棄等の命令が発出される。他方、そのような事実が認められない場合、警告・停止命令は解除される。

このような BOC における水際措置の流れを図で示すと以下のとおりとなる。

BOC における水際措置の流れ



出典：関連法令等を参考に作成

(4) 事例

フィリピンにおける商標権侵害に関する重要な判例・事例は、以下のとおりである。

- ① 2004年8月18日付け商標権侵害及び不正競争に関する控訴裁判所の決定に対する再審請求に関する最高裁判所判決 (McDonald's Corporation and McGeorge Food Industries, Inc. v. L.C. Big Mak Burger, Inc. & Others (G.R. No. 143993))

(i) 当事者

- 原告 : 1. McDonald's Corporation
2. McGeorge Food Industries, Inc.
- 被告 : 1. L.C. Big Mak Burger, Inc.
2. Francis B. Dy
3. Edna A. Dy
4. Rene B. Dy
5. William B. Dy
6. Jesus Aycardo
7. Araceli Aycardo
8. Grace Huerto

(ii) 事案の概要

本件は、原告らが、被告らに対して、被告らによる「Big Mac」商標の使用が、原告1の商標権の侵害及び不正競争に該当するとして、損害賠償請求をした事案である。

原告1は、自ら又はフランチャイズ加盟店を通じて、ファーストフードレストランのグローバルチェーンを運営する米国企業である。原告は、「Big Mac」の商標を、1979年10月16日に米国で登録し、1985年7月18日にフィリピンにおいても登録している。また、原告2は、原告1のフィリピンにおけるフランチャイジーである。一方、被告1は、マニラ首都圏等でファーストフード店を運営するフィリピン企業であり、その他の被告は、被告1の発起人、株主、取締役である。

原告らは、1990年6月6日、マカティ地方裁判所に対して、主に以下を理由として、被告らによる商標権侵害及び不正競争行為に基づく損害賠償請求訴訟を提訴した。

- 被告らが食品のパッケージや看板、広告に使用している「L.C. Big Mak Burger, Inc」という標章は、原告1の「Big Mac」商標を色彩的に模倣しており、商標権侵害にあたる。
- 被告らの行為により、一般消費者は、被告らが提供する商品や役務が、原告らによって承認され、又は原告らと関係していると、混同、誤認する可能性が高く、商品の混同が生じる。
- 被告らは、原告らと同じハンバーガー商品の販売事業に「Big Mak」標章を使用しているため、事業の混同が生じるおそれもある。
- 被告らによる商標権侵害の結果として、原告らの商品や事業について出所の混同が生じ、原告らは「Big Mac」商標の価値の希釈化という損害を被っている。

これに対して、被告らは、「Big Mac」商標と、被告らが使用している「Big Mak」標章は、以下の差異を考慮すれば、混同のおそれが生じないと反論した。

- 原告らは、「Big Mac」商標を二段重ねのハンバーガーにのみ使用している一方、被告らは「Big Mak」の標章をハンバーガーのほか、麺類やピザ等の商品にも使用している。
- 原告らは、ハンバーガーを発泡スチロールの箱に入れ、赤いブロック体の文字で「McDonald's」のロゴ及び商標を付して、中・高所得者層向けに、被告らのハンバーガーよりも高価な価格で販売している一方、被告らはハンバーガーをプラスチックの包装紙やビニール袋に入れて主に低所得者層向けに販売している。
- 被告らは移動式バンで販売を行っているところ、原告らはドライブスルーサービスのある、エアコン付きの建物でハンバーガーを販売している。

マカティ地方裁判所は、1994年9月5日、主に以下の理由により商標権侵害及び不正競争行為を認定し、原告らの被告らに対する損害賠償請求を認容する旨の判決を下した。

- 原告1は「Big Mac」商標を有効に保有しているところ、被告らが食品に関する看板や包装、容器等に使用している「Big Mak」標章との間には、一応いくつかの差異がある。
- しかしながら、原告らと被告らは同じハンバーガーを販売する事業者であり、消費者は、被告らの商品が原告らの商品であると容易に混同するおそれがある。

被告らは、かかる判決に対して控訴裁判所に控訴し、1999年11月26日、控訴裁判所は、主に以下の理由により被告らによる商標権侵害及び不正競争行為を否定し、地方裁判所の判決を取り消し、原告らの被告らに対する損害賠償請求を棄却する旨の判決を下した。

- 商標権侵害が認められるには、両者の名称に類似性があるだけでは不十分であり、全体的な表示又は本質的、実質的かつ特徴的な部分が、真正品を購入しようとする通常の消費者を誤認させ、混乱させるおそれが必要である¹⁷⁴。
- 原告らが使用している「Big Mac」商標は、一つの商品に対して使用されている一方、被告らは「Big Mak」標章を、食品だけではなく、事業名や法人名にも使用している。
- 食品パッケージや看板に表示されている被告らの会社名や事業名は、赤橙色の文字で記載されており、「B」と「M」は大文字であり、「Big Mak」の文字の上には、大文字の「L.C.」が記載され、「Big Mak」の文字の下には、大文字で綴られた「Burger, Inc.」の文字が記載されている。更に、食品パッケージや看板に表示される企業名や事業名には、必ず会社のマスコットキャラクターと一緒に表示されている。加えて、被告らの食品パッケージは、プラスチック素材でできている。
- 以上のとおり、製品の外観や、「Big Mak」という標章の使用方法、一般消費者への見せ方には大きな違いがあることが明らかである。原告らの「Big Mac」商標を付した商品は二段重ねのハンバーガーであり、「McDonald's」のロゴと商標が赤色の大文字で印刷された発泡スチロールの箱に入っており、被告らの商品よりも高い価格で販売されている。ビッグマックを購入するためには、通常、商業施設にある「マクドナルド」レストランに行く必要があり、マクドナルドはその他の店舗と識別されている。したがって、消費者において混同が生じるおそれはない。

控訴裁判所の判決に対して、原告は、控訴裁判所に再考（“reconsideration”）を求めたが、控訴裁判所は、2000年7月11日、当該申立てを棄却した。そこで、原告は、最高裁判所に対して再審請求を行った。

¹⁷⁴ 後述の全体評価テスト（“Holistic Test”）を採用する旨を判示した箇所である。

(iii) 最高裁判所判決の要旨

最高裁判所は、被告らが「Big Mak」標章を法人名の一部としてのみではなく、ハンバーガー商品にも使用していることを認定した上で、主に以下の理由により、原告らによる再審請求を認めた。

- 商標権侵害があったとするためには、以下の要件を主張立証しなければならず¹⁷⁵、このうち本質的要素は混同のおそれを生じさせることである。
 - ・ (被侵害者の) 商標の有効性¹⁷⁶
 - ・ (被侵害者の) 商標の所有権
 - ・ 侵害者による商標等の使用が混同のおそれを生じさせること
- まず、本件において、原告 1 は「Big Mac」商標を有効かつ正当に所有している。
- 混同のおそれに関して、法学上は全体評価テスト (“Holistic Test”) ¹⁷⁷と主要部分テスト (“Dominancy Test”) の 2 つの判断方法が存在するところ、控訴裁判所が全体評価テスト (“Holistic Test”) を採用したことは不適切であり、これまでの裁判例において全体評価テスト (“Holistic Test”) が否定されてきたことや、知的財産法 155 条 1 項において、侵害行為が「登録商標の・・・主要な特徴を商業上使用すること」と定義されていることからすれば、主要部分テスト (“Dominancy Test”) を採用することが適切である。
- 主要部分テスト (“Dominancy Test”) を採用すれば、混同のおそれを判断するに際しては、些末な差異は捨象し、当該商標の支配的な特徴を用いることで生じる商品の外観の類似性を重視することとなる。また、商標が与える聴覚的、視覚的な印象がより重視される一方、商品の価格、品質、販売方法や販売対象は重視しない。
- 本件において、主要部分テスト (“Dominancy Test”) を適用すれば、混同のおそれが生じることは明らかである。すなわち、「Big Mak」は、「Big Mac」と響きが同様であり、最初の単語も同じで、「Mak」の最初の 2 文字は、「Mac」の最初の 2 文字と同じであり、かつ、「Mak」の「k」は、「Mak」と発音すると「c」と同じように聞こえる。更に、フィリピン人は、「k」を「c」の代わりに用いる。

¹⁷⁵ See A & H Sportswear Co. v. Victoria's Secret Stores, Inc., 167 F.Supp.2d 770 (2001)

¹⁷⁶ なお、被告は、「Big Mac」商標の有効性に関して、「Big」は一般的な用語であるため、「Big Mac」商標のうち有効なのは「Mac」の部分のみである旨の主張も行っているものの、最高裁は「Big Mac」商標は全体として取り扱うべきであると述べ、当該主張を排斥している。

¹⁷⁷ 全体評価テスト (“Holistic Test”) とは、混同を生じさせる虞のある商標の類似性について、ラベルやパッケージを含む製品に適用される標章の全体を考慮する判断方法をいう。

- 以上のとおり、聴覚的かつ視覚的に、両標章は共通又は類似しており、被告らは「Big Mac」の支配的な特徴のみならず、ほとんど全ての特徴を「Big Mak」に採用しているため、ハンバーガーという同一の商品に「Big Mak」の標章が用いられた場合には、公衆に混同を生じさせるおそれが高い。
- 商標権の保護は、潜在的な商品や市場分野についても及ぶのであって、被告らがハンバーガー以外の商品に「Big Mak」標章を使用していることや、原告らと被告らの包装容器の種類が異なることは、商標権侵害を否定する理由にはならない。
- また、原告1の商標は著名であるところ、被告らは「Big Mak」の標章を選択するに至った経緯や理由を十分に立証できなかったことから、被告らは「Big Mak」の標章を採用することで、「Big Mac」商標の信用や評判に便乗する意図があったことは明らかである。

以上のとおり、最高裁判所は、混同のおそれを判断する方法として、全体評価テスト（“Holistic Test”）と主要部分テスト（“Dominancy Test”）の2つの方法があるところ、知的財産法155条1項の規定等を根拠に、主要部分テスト（“Dominancy Test”）を採用すべきことを明確にした¹⁷⁸。

その上で、控訴裁判所の1999年11月26日付け決定及び2000年7月11日付け決定を破棄し、被告らによる商標権侵害及び不正競争行為を認定したマカティ地方裁判所の1994年9月5日付け判決を維持した。

¹⁷⁸ なお、最高裁は、その後も混同のおそれを判断する方法として Dominancy Test を継続して採用している（G.R. No. 228165, Kolin Electronics Co., Inc. v. Kolin Philippines International, Inc., February 9, 2021 参照）。

② 2013年6月17日付け告発状却下に関する移送決定に対する再審請求に関する最高裁判所判決 (Republic Gas Corporation & Others v. Petron Corporation & Others (G.R. No. 194062))

(i) 当事者

原告 : 1. Republic Gas Corporation
2. Arnel U. Ty
3. Mari Antonette N. Ty
4. Orlando Reyes
5. Ferrer Suazo
6. Alvin U. Ty

被告 : 1. Petron Corporation
2. Pilipinas Shell Petroleum Corporation
3. Shell International Petroleum Company Limited

(ii) 事案の概要

被告1及び被告2は、フィリピンにおける液化石油ガス (LPG) の2大バルク供給事業者かつ生産者である。被告1は、フィリピンにおいて、LPG製品に使用される「GASUL」及び「GASUL cylinders」商標の所有者であり、フィリピンにおいて唯一、LPG 詰替業者や販売業者に対して、「GASUL」のLPG容器及び製品並びにその商標の使用及び販売等を許可する権限を有している。また、被告2は、「SHELLANE LPG」製品の製造、販売及び流通に関して、「SHELLANE」及び「SHELL device」の商標を含む、被告2の親会社である被告3の商号、商標、シンボル及びデザインをフィリピンで使用することを許可されており、フィリピンにおいて唯一、LPG 詰替業者や販売業者に対して、「SHELLANE LPG」の容器や製品の使用及び販売等を許可する権限を有する事業者である。

一方、原告1はLPGの補充、購入、販売、流通、卸売り及び小売の販売事業に従事することを正式に許可された企業であり、原告2乃至6は、原告1の取締役及び役員である。

2004年2月5日、LPGディーラーズ・アソシエーションは、特定の事業者が、被告らの登録商標が付されたLPGシリンダーの不正な充填、販売及び流通に従事しているという報告を受け、石油製品の違法取引及び/又はLPG製品の販売における過少納入又は過少充填の疑いについて、NBIに告発

状を提出した。上記の告発状に基づき、NBI が調査を行った結果、原告 1 が、被告らの商標を付した LPG シリンダーの補充及び販売に従事していることが判明したため、NBI は、2005 年 1 月 28 日、商標権侵害の疑いで、原告らを司法省に告発した。

しかしながら、2006 年 1 月 15 日、市検察官は、主に以下の理由により告発状を却下した。

- 提出された証拠が、原告らが被告らの製品を販売していたことや被告ら登録商標を模倣・複製したことを示すのに不十分であること
- 原告らが LPG の補充と販売の事業を行う上で、欺瞞の意図はなかったこと

上記の決定に対して NBI が司法省に控訴したが、司法省は、2008 年 9 月 18 日付の決議で、空のボンベを補充すること自体は犯罪ではなく、液化石油ガスの補充と販売に従事することは原告らの正当な業務であることから、原告 1 の商品を被告らの商品であると偽ったわけではないとして、検察官による告発状の却下を支持した。

これを受けて、被告らは控訴裁判所に対して移送 (“certiorari”) の申立てを行い、控訴裁判所は、2010 年 7 月 2 日付の決定で、移送申立を認め、司法省が下した 2008 年 9 月 18 日付の決議を破棄し、司法省に差し戻す旨の決定を下した。

この控訴裁判所の決定に対して、原告らは、再審請求を行ったが、控訴裁判所は、2010 年 10 月 11 日付の決議で再審請求を却下した。そこで、原告らは、最高裁判所に対して移送決定の再審査請求を行った。

(iii) 判決の要旨

最高裁判所は、類似の事案 (Ty v. De Jemil (G.R. No. 182147, December 15, 2010)) において、商品又は役務の販売、流通、広告に関連して登録商標が付された容器を無許可で使用することは、購入者や消費者の間に混同、誤認、欺瞞を引き起こす可能性があり、商標権侵害とみなされる旨が明確に判示されていることを述べ、原告 1 は、被告らの同意を得ずに、被告らの登録商標が付された LPG 容器にガスを補充したことで実際に商標権侵害を行っており、当該行為が消費者を混乱させることは明らかであり、かつ、一般消費者

は、原告 1 が被告らの登録商標が付された空の LPG 容器を受け取り、再販売のために充填する行為により、原告 1 が LPG 製品の正規の充填業者及び販売業者であると信じてしまうことになることになると判示した。

更に、最高裁判所は、会社の役員や取締役は、その行為、不履行又は不作為によって会社が犯罪を行った場合、当該犯罪に対して責任を負うとして、本件において、原告 2 乃至 6 は、原告 1 の業務を直接管理監督しており、原告 1 が商標権侵害行為を行っていることを認識していたはずであるから、原告 1 という法人格を用いて、役員ら個人の刑事責任を免れることはできないと判示した。

以上により、最高裁判所は、原告らによる再審査請求を却下し、控訴裁判所の 2010 年 7 月 2 日付け決定及び 2010 年 10 月 11 日付け決議を維持した。

③ 2012年9月19日付け商標権侵害及び不正競争に関するIPOP HL 長官決定
(Fredco Manufacturing Corporation v. President and Fellows of Harvard College (IPO
Appeal No. 10-2011-0003))

(i) 当事者

申立人 : Fredco Manufacturing Corporation

被申立人 : President and Fellows of Harvard College

(ii) 事案の概要

本件は、被申立人が、「HARVARD」の商標を付して衣服等の販売を行っていた申立人に対して、当該商標の使用差止及び損害賠償請求を行った事案である。

なお、申立人は、2005年8月10日、被申立人による本件の商標使用差止及び損害賠償請求に先立って、被申立人の以下の登録商標(第25類)に対して、自社が以下の商標について先行して登録し、かつ、使用していることを理由に、被申立人の登録商標の取消請求を行ったところ、主に次の理由により、最高裁判所において当該請求が棄却されている¹⁷⁹。

申立人の登録商標	被申立人の登録商標
 <p>指定区分：第25類 指定商品：Tシャツ、ポロシャツ、ブリーフ、ジャケット、スラックス等</p>	 <p>指定区分：第25類 指定商品：スウェットシャツ、Tシャツ、帽子等</p>

¹⁷⁹ Fredco Manufacturing Corporation v. President and Fellows of Harvard College [G.R. No. 185917, June 1, 2011] (以下「前最高裁判決」という。)

- 申立人が、ハーバード大学やマサチューセッツ州ケンブリッジとは何の関連や関係もなく、申立人又はその前身の会社は 1936 年に米国で設立されたわけではないにもかかわらず、ロゴにこれらの文言を用いることについて、その理由を説明できないことからすれば、申立人は、被申立人の権威や信用に便乗する意図があることが明らかである。
- フィリピン及び米国は、いずれもパリ条約に加盟しているところ、パリ条約 6 条の 2 において、加盟国は、ある商標が、他の加盟国の当局が他国において広く周知されていると認める商標の複製である場合又は当該商標と混同を生じさせるおそれがある場合には、職権又は利害関係人の請求により、商標登録を拒絶し又は無効とし、その使用を禁止すべき旨を定めている。なお、同条の保護を受けるためには、当該商号がフィリピン国内で実際に使用されている必要はない。
- また、パリ条約 8 条は、加盟国における商号は、当該商号が商標の一部であるか否かを問わず、出願又は登録を要することなく保護される旨を定めている。
- この点に関して、「HARVARD」は、世界的に著名なハーバード大学の商号であり、被申立人の商標でもあるところ、パリ条約 8 条に基づき、ハーバード大学はフィリピンでの商号登録がなくとも、「HARVARD」の商号について、フィリピン国内で保護を受ける権利を有している。
- また、「HARVARD」商標は、世界 50 カ国以上で登録され、米国のみならず、フィリピンを含む国際的にも著名な名称、商標であることには疑いの余地がない。したがって、被申立人は、フィリピンにおいて「HARVARD」の商標登録を申請する以前から、パリ条約第 6 条の 2 及び第 8 条に基づき、当該商標について保護を受ける権利を有する。

被申立人は、2004 年 4 月 20 日、以下の理由により、IPOP HL 法務局に対して、申立人による商標の使用差止め及び損害賠償を求める申立てを行った。

- 被申立人は、1636 年に設立され、350 年以上の歴史がある米国の高等教育機関であり、フィリピンを含む世界中の国で、様々な分類において「HARVARD」という商標を登録し、使用している。
- 被申立人は、1990 年代に、フィリピンにおいて、「HARVARD VERITAS SHIELD DESIGN」、「HARVARD VERITAS SHIELD SYMBOL」、「HARVARD」及び「HARVARD GRAPHICS」という商標を第 16 類、第 18 類、第 21 類、第 24 類、第 25 類及び第 41 類等で登録している。
- 申立人は、2003 年 3 月頃、同社のウェブサイトにおいて、HARVARD JEANS USA というブランド名のパンツやジャケット、T シャツ等の衣

類に、「JEANS」や「USA」という文字と組み合わせて、「HARVARD」という名称を無許可で使用していた。そこで、被申立人は、申立人に対して、同年5月23日に警告文を送付したが、申立人は、2003年6月2日、申立人が1985年に既に商標登録を行っており、当該商標登録に基づき「HARVARD」の商標を使用していたと反論した。これに対して、被申立人は2003年7月28日、申立人に2回目の警告書を送付したが、申立人からは回答がなかった。

一方、申立人は、主に以下のとおり反論を行った。

- 申立人の前身である New York Garments Manufacturing & Export Co., Inc. は、1982年1月2日、フィリピンにおいて初めて、Tシャツ、パンツ、ジャケット等に「HARVARD」という商標を使用しており、1985年1月24日、第25類について「HARVARD」の商標出願を行い、1988年12月12日に登録されている。
- 申立人は、1995年11月9日の設立以来、「HARVARD」という商標を用いて衣類の製造・販売を行ってきた。
- 「Harvard」という商標は、衣類の出所を誤認させるために使用されたものではなく、また、米国のいかなる機関をも関連又は連想させるために使用されたものでもなく、「1936」という数字や「Cambridge Massachusetts」の文字には特別な意味はない。
- 申立人は、フィリピンにおいて、1988年に第25類で「HARVARD」という商標を登録し、1982年1月2日を初使用日とする、前身の会社を通じて、当該商標の権利者であり先使用者である。
- 被申立人が1993年11月25日付けにて本国で登録した「Harvard Veritas Shield」（第25類）（商標登録第56561号）は、不正に取得されたものであるため、被申立人は、第25類の「HARVARD」という商標について権利を有しておらず、取り消されるべきである。
- 被申立人により、「HARVARD」という商標が使用されている商品やサービスは、教育等に関するものであるから、申立人が第25類の商品について当該商標を使用しても混同を生じさせるものではない。
- 被申立人によるフィリピンにおける商標登録は、本国登録に基づくものであるところ、申立人は、被申立人による商標の本国登録日よりも早い1982年1月2日から当該商標を使用している。

法務局局長は、2011年11月14日、前最高裁判決を引用し、被申立人が「HARVARD」という商標の真の所有者であり、同商標を使用し、登録する

権利を有するとする同最高裁判決を支持し、申立人による「HARVARD」という商標の使用は、商標権侵害及び不正競争に該当する旨の決定を下し、申立人に対する損害賠償請求を認めた。

これに対して、申立人は、2011年12月23日、法務局局長が前最高裁判決に依拠することは誤りであり、商標権侵害及び不正競争に関する本事案においては、申立人が善意の先使用者として、第25類について、「HARVARD」という商標を使用する権利を有していたかが問題であると主張し、IPOP HL長官に対して不服申立てを行った。また、申立人は、商標権侵害に当たらないことの理由として、被申立人がフィリピンにおいて、第25類の商品に対して「HARVARD」という商標の商業的使用を行っていないことや、被申立人による損害賠償額についての立証が不十分であること等を主張した。

(iii) 決定の要旨

IPOP HL長官は、商標権侵害があったとするためには、以下の要件を立証しなければならないとした。

- (被侵害者の) 商標の有効性
- (被侵害者の) 商標の所有権
- 侵害者による商標等の使用が混同のおそれを生じさせること

その上で、本件においては、被申立人は、既に前最高裁判決において認定されているとおり、「HARVARD」という商標の真の所有者かつ正当な登録者であり、混同可能性についても立証がされている一方で、申立人は、抗弁として善意の先使用(知的財産法159条1項)を主張しているが、申立人が被申立人との関係性を誤認させる目的で「HARVARD」という商標を使用していたことは前最高裁判決が示すとおり明らかであるから、申立人の「善意」は認められないとした。そして、申立人が、「HARVARD」や「Cambridge, Massachusetts」という文字を用いた理由について、合理的な説明ができなかったことからすれば、申立人が何らの関係を有しない被申立人と関係があるように見せかけ、被申立人の知名度を利用しようとしたものと推認されるとし、申立人による商標権侵害を認めた。

更に、申立人は、被申立人による損害額の立証が不十分であったと主張しているが、知的財産法156条1項は、商標権侵害に基づく損害賠償の額について、「裁判所が、損害を合理的に容易に算定することが困難な場合、被告の総売上高又は権利侵害に係る商標に関連したサービスの価値に基づき裁

定する適切な損害額」とすることを定めており、商業上の信用は金銭的評価が困難であるから、損害額の立証は不要であると判断した。

以上から、IPOP HL 長官は、申立人による商標権侵害を認め、申立人による不服申立てを棄却した。

④ 2019年12月27日付け商標権侵害及び不正競争に関するIPOPHL長官決定
(Petron Corporation v. Zevron Petroleum (IPO Appeal No. 10-2018-0004))

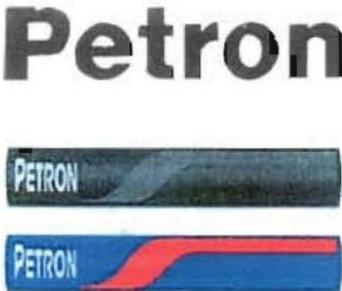
(i) 当事者

申立人 : Petron Corporation

被申立人 : Zevron Petroleum

(ii) 事案の概要

本件は、申立人が、被申立人に対し、被申立人の以下の商標及び店舗外観が、申立人の以下の商標及び店舗外観に類似しているとして、商標権侵害及び不正競争を理由に損害賠償請求を行った事案である。

申立人の商標	被申立人の商標
	

申立人の店舗外観	被申立人の店舗外観
	

申立人は、主に以下の理由により、被申立人が商標権侵害等を行ったと主張した。

- 被申立人は、申立人の使用しているデザインと類似のデザインを使用することで、自社のサービスステーションに申立人のサービスステーションの一般的な外観を付与しようとしている。

- 被申立人は「ZEVRON」という用語を使用することで、申立人の「PETRON」という商標を侵害し、申立人の商品と同一の商品を広告しているかのように誤認混同を生じさせている。
- 被申立人は、店舗の屋根に申立人が採用している赤と青の色彩や全体的な外観に類似したデザインを採用することで、故意に、申立人のデザインによって生み出される信用を利用しようとしたものである。

IPOPHL 法務局局長は、2017年12月22日、主に以下の理由で、申立人の請求を棄却した。

- 被申立人の「ZEVRON」という用語は、接尾語が「RON」であり、申立人の登録商標である「PETRON」と類似しているものの、発音が明らかに異なるため、混同のおそれは低い。
- 両者の使用しているデザインは、被申立人のデザインが「Z」を配置したものである点等で異なっている。
- 消費者である自動車の所有者は、ガソリン提供者の品質及びサービス等について細心の注意を払っており、ガソリンは価格が安くないため消費者は慎重に買い物を行うことから、混同が生じるおそれは低い。

当該決定を受けて、申立人は、2018年3月1日、IPOPHL 長官に対して、不服申立てを行った。

(iii) 決定の要旨

IPOPHL 長官は、主に以下の理由により、2017年12月22日付けの法務局局長の決定を取消し、被申立人による商標権侵害及び不正競争行為を認定する旨の決定を下した。

- 商標権侵害の本質は、混同のおそれを生じさせることであり、混同のおそれの有無は相対的に判断される。
- 申立人と被申立人の商標は、その使用状況に照らせば、類似性が明らかである。すなわち、両者は、提供する商品及び役務が同一かつ密接な関係にあるところ、両標章には同一の接尾語「RON」が付されており、被申立人は施設の色彩に赤と青を採用していることから、被申立人が「ZEVRON」の商標を使用すれば、当該商標が「PETRON」商標の異なるバージョンであるとの誤認、混同を生じさせるおそれがある。
- 被申立人は、「ZEVRON」標章を申立人の役務と同一の役務である、ガソリンスタンドに使用しているため、商品の混同が生じる。また、申立

人の「PETRON」商標が著名であるとしても、「ZEVRON」の消費者が、「ZEVRON」も申立人が所有し、販売を行っていると信じる可能性があり、被申立人は、紛らわしい標章を用いることで、消費者に「PETRON」を連想させ、利益を得ることができるため、営業上の混同が生じるおそれがある。

- 混同のおそれを判断するには、主要部分テスト（“Dominancy Test”）の方法を用いるべきであるところ、申立人の「PETRON」の標章と、被申立人の「ZEVRON」の標章を比較すると、標章自体が支配的な特徴であるため、両標章の聴覚的、視覚的な外観が紛らわしいことは否定できない。更に、被申立人は、「ZEVRON」に「PETRON」標章の支配的な特徴だけでなく、ほとんど全ての特徴を採用していることが明らかである。そうだとすれば、これらの標章が同一のサービスに使用された場合、公衆に混乱を生じさせるおそれが高い。
- 加えて重要なことは、申立人は、「PETRON」の標章を、被申立人が「ZEVRON」標章を使用する相当以前から使用、登録していたことからすれば、被申立人は、申立人の「PETRON」標章から生ずる信用に便乗する意図がないことを立証すべき責任がある。それにもかかわらず、被申立人は、赤と青の色彩の使用を含めて、ガソリンスタンドの標章に「ZEVRON」を採用するに至った経緯及び理由を十分に説明できなかったことから、被申立人は、ガソリンスタンド市場における自らの標章の認知度を高めるための広告宣伝費の多くを節約する目的で、申立人の「PETRON」標章を模倣する意図があったと考えるほかない。

⑤ 2021年6月30日付け商標権侵害及び不正競争に関する IPOPHL 法務局局長決定 (Perry Ellis International, Inc. v. Sze Ye Se (IPO Decision No. 2021-15))

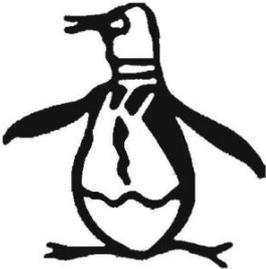
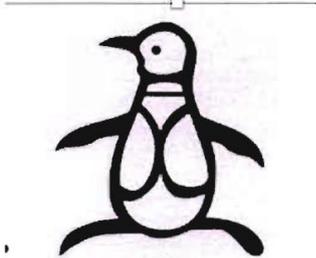
(i) 当事者

申立人 : Perry Ellis International, Inc.

被申立人 : Sze Ye Se

(ii) 事案の概要

本件は、以下の登録商標を有する申立人が、被申立人が以下の商標を使用していることを理由に、被申立人に対し、商標権侵害及び不正競争を理由に損害賠償請求を行った事案である。

申立人の商標	被申立人の商標
<p><i>Complainant's logo:</i></p> 	<p><i>Respondent's logo:</i></p> 

申立人は、主に以下の理由により、被申立人が商標権侵害等を行ったと主張した。

- 申立人は、上記商標の所有者であり、ペンギンのマークの付いたゴルフシャツに同商標を付して販売している会社である。同商標は、1959年2月10日に米国において商標登録されている。
- 申立人の前身である Munsingwear, Inc.は、1973年6月22日、フィリピンにおいて、ゴルフシャツ等のスポーツウェアを指定商品として、上記商標の商標登録を行った。また、申立人は、その他にも「PENGUIN DEVICE」に関連する複数の商標を登録し、有効に保有している。
- 申立人は、2011年7月、ライセンスを通じて、被申立人がペンギンのマークがついた「YOUNGMAN」というブランドのシャツを販売していることを発見し、被申立人に対して警告文を送付した。申立人は、ペン

ギンのマークが、被申立人の使用している商標の支配的部分であり、被申立人によるシャツの販売は、申立人が保有する商標権を侵害すると主張した。

一方、被申立人は、申立人の主張は、過去に裁判（Munsingwear, Inc. v. Sze Ye Se (CA-G.R. SP No. 11529)）（以下「前事案」という。）において争われており、Munsingwear, Inc.のペンギンのデザインと、被申立人が使用している「YOUNGMAN & PENGUIN DEVICE」商標との間に混同を生じさせる類似性がないことを理由に、取消請求の棄却が確定していることを理由に反論した。

(iii) 決定の要旨

IPOP HL 法務局局長は、主に以下の理由で、被申立人が使用しているロゴは、申立人の登録商標を侵害していると認め、被申立人は「YOUNGMAN」の文字が含まれていないロゴの使用を停止しなければならないと判断した。

- 混同の有無に関して、両商標が類似していることは明らかであるところ、両商標はいずれも衣類に使用されており、通常の購入者が、誤認して他方の商品を購入する等、商品の混同が生じる可能性がある他、両社の間に何らかの関係があると誤認し、ビジネスの混同が生じるおそれがある。
- 一方で、被申立人は、1973年2月6日、以下の「YOUNGMAN AND A REPRESENTATION OF A BIRD」の商標登録を行っている（商標登録第18421号）。当該商標登録の有効性は前事案において争われ、当時のIPOP HLは、主に以下の理由により、当該商標登録が有効であると判断されており、控訴裁判所においても同判断が支持されている。
 - ・ 2つの商標にペンギンのデザインが採用されていることは事実であるが、当該事実のみでは混同可能性の立証は不十分である。
 - ・ 被申立人の商標はペンギンのデザインではなく、むしろ「YOUNGMAN」の文字が支配的な特徴であるといえるから、両商標には混同のおそれはない。
 - ・ Munsingwear, Inc.による先使用の証明が不十分である。

前事案において争いとなった被申立人の商標



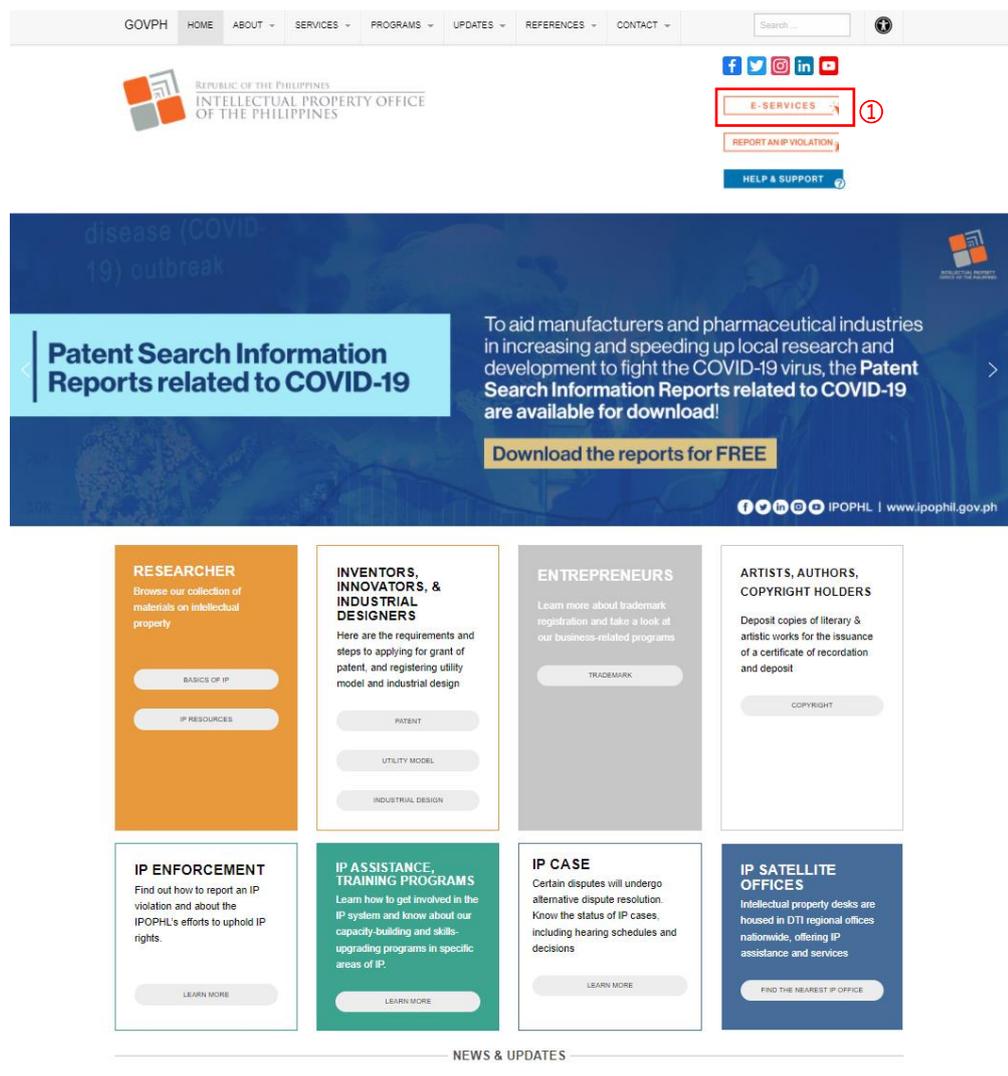
- しかしながら、本件において申立人は、被申立人が「YOUNGMAN」の文字を含まないペンギンのデザインのみを被申立人の商品の一部にロゴとして使用していると指摘している。IPOPFL 及び控訴裁判所が、両商標の混同のおそれを認めなかったのは、主に被申立人の商標に「YOUNGMAN」という文字が含まれていたからであり、当該文字が含まれていなければ、被申立人の商標は、申立人の商標と容易に混同される。

13. IPOPHL が提供するオンラインツール

(1) eTM File

IPOPHL は、オンラインで商標出願を行うことのできる eTM File を提供している¹⁸⁰。eTM File の実際の利用画面・方法は以下のとおりである。

IPOPHL ウェブサイトのトップページ



① 右上の「E-SERVICES」をクリック

¹⁸⁰ <https://tm.ipophil.gov.ph/sp-ui-tmefiling/wizard.htm?execution=e1s1>

E-SERVICES のトップページ

GOVPH HOME ABOUT SERVICES PROGRAMS UPDATES REFERENCES CONTACT Search ...

REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE
OF THE PHILIPPINES

E-SERVICES
REPORT AN IP VIOLATION
HELP & SUPPORT

E-SERVICES

PRE-FILING. Before applying for intellectual property applications, knowing existing documents can save you time and effort. Search for registered / granted IP, IP applications, and pending IP below.

TRADEMARK SEARCH
Distinguish your business through trademarks. Consult our searchable database of trademark information.
SEARCH

PATENT, UTILITY MODEL, DESIGN SEARCH
A searchable database of published and granted invention patents, utility models, and industrial designs.
SEARCH

FILING. Skip the lines and file your intellectual property using our electronic facilities.

PATENT
Protect your invention, apply for a patent grant using our eInventionfile.
FILE FAQs

INDUSTRIAL DESIGN
Apply for industrial design (ID) registration online with the eIDfile and protect your ID from unauthorized copying or imitation.
FILE FAQs

UTILITY MODEL
An innovation that doesn't meet the inventive requirement of a standard invention patent can still be applied for registration as utility model. Apply for UM registration with eUMfile.
FILE FAQs

TRADEMARK
Create more value for your goods and services, apply for IP registration with eTMfile.
FILE FAQs

COPYRIGHT
Certify ownership of your creation. Deposit your copyrighted work.
DEPOSIT FAQs

IP ADJUDICATION AND MEDIATIONS
Requests for online mediations, hearings, services, and processes. File your documents here.
SEND REQUEST FAQs

POST-FILING. Submit requirements & access documents from the comfort of your homes.

TRADEMARK
Submit subsequent trademark & patent documents online through eDocfile.
FILE

PATENT (UTILITY MODEL, INDUSTRIAL DESIGN)
Submit responses, extensions, requests, basic annuity, and other patent-related documents.
FILE

② FILING 内の「TRADEMARK」の「FILE」をクリック

eTM File のトップページ

REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE OF THE PHILIPPINES

English (en)

Apply to Register a Trademark Online

Apply for a trademark online

Fee 0

1 Trademark 2 Goods and Services 3 Priorities 4 Your Details 5 Confirm and Sign

Import Application XML
Export Application as XML
Reset Application Form
Print

Language

Language of the application: English .

Language *
English

Type of mark

Which of the following types best describes the mark you want to apply for?

Word mark
A word mark is represented using words, letters, numbers or any other characters that can be typed.

Figurative mark
A figurative mark is represented using pictures, graphics or images; a figurative mark does not contain words or letters.

Figurative with words mark
A figurative mark containing word elements combines the use of pictures, graphics or images with words or letters.

3D mark
A three-dimensional mark is represented using a three-dimensional shape, such as the actual product or its packaging.

See more types

Next

- ③ 出願する商標の種類（文字商標、図形商標、結合商標、立体商標のいずれか）を選択

文字及び図形の結合商標を選択した場合

English

Fee 0

Import Application XML
Export Application as XML
Reset Application Form
Print

Type of mark

Which of the following types best describes the mark you want to apply for?

Word mark
A word mark is represented using words, letters, numbers or any other characters that can be typed.

Figurative mark
A figurative mark is represented using pictures, graphics or images; a figurative mark does not contain words or letters.

Figurative with words mark
A figurative mark containing word elements combines the use of pictures, graphics or images with words or letters.

3D mark
A three-dimensional mark is represented using a three-dimensional shape, such as the actual product or its packaging.

See more types

Figurative with words mark

Please attach reproduction of the mark. (The mark must not exceed 8cm x 8cm. If colour/s is/are claimed, the reproduction must show the colour/s claimed.)

Attach attachment(s)

Trade mark *

Description of the mark, if there is a claim of color/s specify the principal parts of the mark that are in the color/s identified.

Fill in this field with the description of the mark being applied for.

Disclaimer, if any (any word/s or component of the mark over which no exclusive right is claimed)

Fill in this field with the disclaimer of the mark being applied for.

Translation/Transliteration

Fill in this field with the translation/transliteration of the mark being applied for.

Check if it is a collective mark.
 Check if your trade mark contain any colour.

Next

- ④ 出願する標章の見本データを添付
- ⑤ 出願する標章の名称を入力
- ⑥ 出願する標章の詳細（色の有無等）を入力
- ⑦ ディスクレームの有無を入力
- ⑧ 翻訳・音訳を入力
- ⑨ 団体商標の場合又は商標に色が含まれる場合にはクリック

指定商品・役務の選択

Apply for a trademark online

Fee 0

1 Trademark 2 Goods and Services 3 Priorities 4 Your Details 5 Confirm and Sign

Goods and services

What goods and/or services should this trade mark protect? ⑩

Search I want to provide my list

Import Application XML
Export Application as XML
Reset Application Form
Print

Previous Next

Choose accepted terms

Search

Class 1

Filtering media of chemical and non-chemical substances included in the class 0 27

Chemical preparations and materials for film, photography and printing 0 254

Sensitised paper 0 1

Photographic film 0 12

Unprocessed plastics 0 106

Adhesives for use in industry 0 200

Fertilisers, and chemicals for use in agriculture, horticulture and forestry 0 488

Detergents for use in manufacture and industry 0 42

Chemical substances, chemical materials and chemical preparations, and natural elements 0 2922

Activated carbon
Activated carbons
Activated charcoal
Carbons (Activated -)
Ceramic materials in particulate form for use as filtering preparations
Ceramic materials in particulate form, for use as filtering media
Filter aids for liquid purification
Filter materials of ceramic [in particulate form]
Filtering compositions
Filtering materials [chemical preparations]
Filtering materials [mineral substances]
Filtering materials of chemical substances

Cancel 0 Terms 0 Nice class Add terms

⑪

- ⑩ 指定商品・役務を選択。「Search」をクリックすると IPOPHL が認定している指定商品・役務のリスト (⑪) から選択できるようになる。自ら入力したい場合には「I want to provide my list」を選択

類似商標の検出

Apply for a trademark online

Fee

1 Trademark 2 Goods and Services 3 **Priorities** 4 Your Details 5 Confirm and Sign

Import Application XML
Export Application as XML
Reset Application Form
Print

Similarity report - trade marks that may affect your application.

IMPORTANT: This similarity report is only a preliminary search report and is not legally binding on the IPOPHIL. The only purpose of the report is to provide you with a list of possible conflicting marks from the database of the IPOPHIL and is designed to assist you in deciding whether or not to proceed with your application. The preliminary search is limited to word search only. The trademark examiner will conduct a more thorough and exhaustive search as part of the examination process.

Your trademark details

Trade mark	Class

3 results were found. Search powered by ASEAN TMView

Trade mark ID	Trade mark	Type	Origin	Owner	Class	Details

Download PDF

Priority Claim

Would you like to claim the priority of earlier (an) application/s filed in another office/country in the last six(6) months?

Previous

- ⑫ IPOPHIL のデータベースより自動的に出願商標に類似する商標が表示される。類似商標を検討の上、出願を進めるか否かを判断する
- ⑬ 優先権主張をする場合には「Yes」をクリックの上詳細を入力

出願人・代理人の詳細情報の入力

Apply for a trademark online

1 Trademark2 Goods and Services3 Priorities4 Your Details5 Confirm and Sign

Applicant/s

[+ Applicant](#)

1 Applicant details

Applicant Type *

Select

Cancel

+ Add

⑭

Representative

[+ Representative](#)

1 Add Representative (If a representative is provided, all communication concerning this application will be sent to such representative.)

Type of representative *

Select

Cancel

+ Add

⑮

Previous

Next▶

⑭ 出願人の詳細情報を入力

⑮ 代理人の詳細情報を入力

その他補足情報の入力

①⑥ **Declaration of Small Entity**

By ticking off the box, the applicant is making a declaration that their assets are Php 100 million or below. In the event that the applicant is determined to have assets higher than Php 100 million, the full fee shall be collected.

Declaration of Small Entity

①⑦ **Priority Examination**

This is a request for priority examination under Rule 605(b) of the Trademark Regulations. Priority of examination may be granted upon submission of a petition under oath that the application fulfills the requirements under Rule 605(b). The request for priority examination is subject to the payment of an additional fee.

Priority Examination

①⑧ **Declaration of Actual Use**

If the applicant wishes to submit the Declaration of Actual Use (DAU) together with this application, the DAU must be attached and additional fees paid.

Declaration of Actual Use

Then tick which of the following is true to your situation:

Declaration of small entity
- Assets of the applicant are PHP 100 million or below.

- ①⑥ 小企業に該当する場合にチェック
- ①⑦ 優先審査（前記 5.(3)参照）を申請する場合にチェック
- ①⑧ 出願と同時に使用宣言書を提出する場合にチェック

委任状の提出及び支払者の入力

①⑨

Special Power of Attorney

If the applicant wishes to submit the Power of Attorney together with this application, the SPA must be attached.

Special Power of Attorney

①⑩

Payor / Payment Details

Enter the payor's name and details. This information will be added in the Official Receipt (O.R.).

Full name *

Additional Payor's detail

NOTICE

Notice: When you click on "Submit", you will be transferred to the Payment Page for the selection of the payment options after a SQA Generation. The page will allow you to select the mode of payment you want to use. If you select online payment, you will then be transferred to the bank's payment site.

Please remember that the filing date will be issued only after payment has been received by the IPOPHL.

[Previous](#) [Submit](#)

Then tick which of the following is true to your situation:

Declaration of small entity
- Assets of the applicant are PHP 100 million or below.

Priority examination
- Request for priority examination under Rule 605(b) of Trademark Regulations. Has corresponding fees.

Declaration of actual use
- Facts about the sale, advertising or how the word mark will be used. Has corresponding fees.

Special Power of Attorney
- Applicable to cases where a trademark agent or law firm is handling the application.

- ①⑨ 出願と同時に委任状を提出する場合にはチェック
- ①⑩ 支払いを行う者の氏名を入力

その後、支払画面となり（Dragonpay（フィリピンのオンライン決済サービス）がクレジットカードが選択可能）、支払情報を入力して出願完了となる。

(2) eDoc File

出願後の応答手続きに関連する書類の提出については、IPOP HL の提供する eDoc File を利用して行うことができる¹⁸¹。eDoc File の実際の利用画面・方法は以下のとおりである。

E-SERVICES のトップページ

GOVPH HOME ABOUT SERVICES PROGRAMS UPDATES REFERENCES CONTACT Search ...

REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE
OF THE PHILIPPINES

E-SERVICES
REPORT AN IP VIOLATION
HELP & SUPPORT

E-SERVICES

PRE-FILING. Before applying for intellectual property applications, knowing existing documents can save you time and effort. Search for registered / granted IP, IP applications, and pending IP below.

TRADEMARK SEARCH
Distinguish your business through trademarks. Consult our searchable database of trademark information.
SEARCH

PATENT, UTILITY MODEL, DESIGN SEARCH
A searchable database of published and granted invention patents, utility models, and industrial designs.
SEARCH

FILING. Skip the lines and file your intellectual property using our electronic facilities.

PATENT
Protect your invention, apply for a patent grant using our inventionfile.
FILE FAQs

INDUSTRIAL DESIGN
Apply for industrial design (ID) registration online with the eIDfile and protect your ID from unauthorized copying or imitation.
FILE FAQs

UTILITY MODEL
An innovation that doesn't meet the inventive requirement of a standard invention patent can still be applied for registration as utility model. Apply for UM registration with eUMfile.
FILE FAQs

TRADEMARK
Create more value for your goods and services, apply for TM registration with eTMfile.
FILE FAQs

COPYRIGHT
Certify ownership of your creation. Deposit your copyrighted work.
DEPOSIT FAQs

IP ADJUDICATION AND MEDIATIONS
Requests for online mediations, hearings, services, and processes. File your documents here.
SEND REQUEST FAQs

POST-FILING. Submit requirements & access documents from the comfort of your homes.

TRADEMARK
Submit subsequent trademark & patent documents online through eDocfile.
FILE

PATENT (UTILITY MODEL, INDUSTRIAL DESIGN)
Submit responses, extensions, requests, basic annuity, and other patent-related documents.
FILE

① POST-FILING 内の「TRADEMARK」の「FILE」をクリック

¹⁸¹ <https://edoc.ipophil.gov.ph/eDOCfile/>

eDoc File のトップページ

REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE OF THE PHILIPPINES

File Trademark Documents Online

1 Request type 2 Affected Trademarks 3 Attachments and declarations 4 Applicants 5 Representatives
6 Confirmation

Request Type

? Help

②

Request group * -- All -- ▾
Request Type * -- Select -- ▾
Next

- ② 希望する応答手続の種類を「Request group」から選択し、提出する書類の内容を「Request Type」から選択する。

1 Request type 2 Affected Trademarks 3 Attachments and declarations 4 Applicants 5 Representatives
6 Confirmation

Request Type

? Help

Request group * -- All --

Request Type *

Next

- Abandonment/Cancellation
- Allowance and Registration
- Appeals/Petitions/Motions
- DAU/DNU
- Divisional
- Extension of time
- Madrid

Intellectual Property Office of the Philippines
Upper McKinley Road, McKinley Hill Town Center
Taguig City 1634 Philippines
T: +632-2386300 • Gen. Inquiries: Loc. 121 / 122/ 207 • Library: Loc. 205 •
TM Application Status: Loc. 503 or 502 • Inquiries on Madrid Protocol System: Loc. 507 / 509 / 513 •
F: +632-5539480 • www.ipophil.gov.ph

なお、「Request group」をクリックすると上記のように応答手続の種類を選択できるようになっており、以下の応答手続が表示される。

- 放棄／取消（Abandonment / Cancellation）
- 許可／登録（Allowance and Registration）
- 不服申立て（Appeals / Petitions / Motions）
- 使用宣言書・不使用宣言書（DAU / DNU）
- 分割（Divisional）
- 期限延長（Extension of time）
- マドリッド（Madrid）
- 再登録（Reconstitution）
- 記録（Recordal）
- 申請（Requests）
- 応答（Responses）
- 復帰（Revival）

使用宣言書／不使用宣言書を選択した場合

You are currently filing: Declaration of Actual Use (10th year)

- 1 Request type
- 2 Affected Trademarks**
- 3 Attachments and declarations
- 4 Applicants
- 5 Representatives
- 6 Confirmation

Affected Files

Search in TMview Capture nbr/name

Sequence	Filing	Registration	Name	Logo	Nice classes	Qty affected classes (click to edit)	Applicant name
No records found.							
(1 of 1) <input type="button" value="1-4"/> <input type="button" value="<-4"/> <input type="button" value="4-1"/> <input type="button" value="4-1"/>							

You are currently filing: Declaration of Actual Use (10th year)

- 1 Request type
- 2 Affected Trademarks
- 3 Attachments and declarations**
- 4 Applicants
- 5 Representatives
- 6 Confirmation

Attachments

Sequence	Type	File Name
No records found.		
(1 of 1) <input type="button" value="1-4"/> <input type="button" value="<-4"/> <input type="button" value="4-1"/> <input type="button" value="4-1"/>		

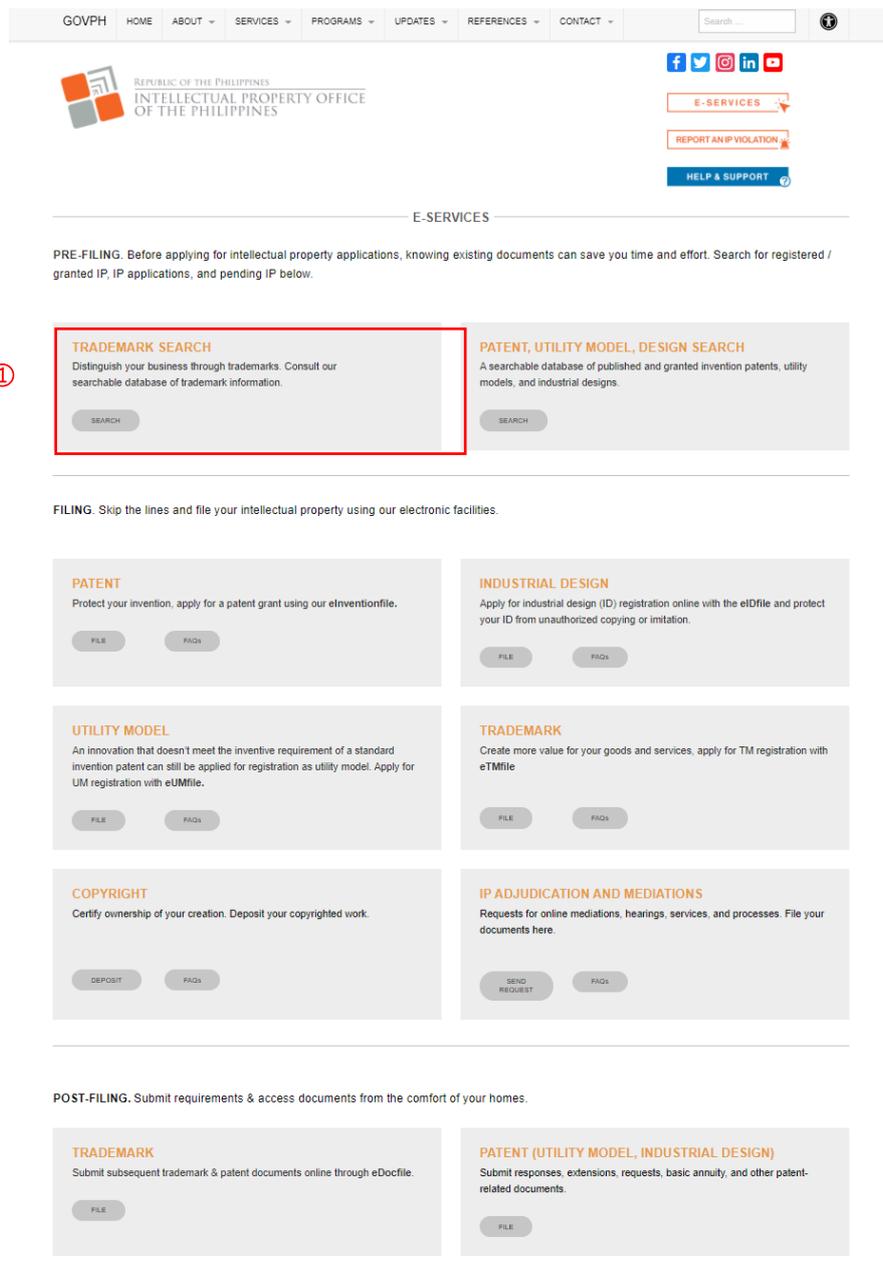
Declarations

Activation	Status	Type	Notes
<input checked="" type="checkbox"/> Check/Uncheck		Declaration of Small Entity	Declaration that the applicant or the registrant is a small company. This entitles a reduction in the fees, and is subject to verification by the IP Office
<input checked="" type="checkbox"/> Check/Uncheck		Declaration of Actual Use	The applicant or the registrant shall file a declaration of actual use of the mark with evidence to that effect. An attachment containing proof of the trademark use is required.
(1 of 1) <input type="button" value="1-4"/> <input type="button" value="<-4"/> <input type="button" value="1"/> <input type="button" value="4-1"/>			

(3) Philippines Trademark Database

IPOP HL は、WIPO のデータベースを利用した商標のオンライン検索ツールである Philippines Trademark Database を提供している¹⁸²。Philippines Trademark Database の実際の利用画面・方法は以下のとおりである。

E-SERVICES のトップページ



GOVPH HOME ABOUT SERVICES PROGRAMS UPDATES REFERENCES CONTACT Search ...

REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE
OF THE PHILIPPINES

E-SERVICES
REPORT AN IP VIOLATION
HELP & SUPPORT

E-SERVICES

PRE-FILING. Before applying for intellectual property applications, knowing existing documents can save you time and effort. Search for registered / granted IP, IP applications, and pending IP below.

TRADEMARK SEARCH
Distinguish your business through trademarks. Consult our searchable database of trademark information.
SEARCH

PATENT, UTILITY MODEL, DESIGN SEARCH
A searchable database of published and granted invention patents, utility models, and industrial designs.
SEARCH

FILING. Skip the lines and file your intellectual property using our electronic facilities.

PATENT
Protect your invention, apply for a patent grant using our eInventionfile.
FILE FAQs

INDUSTRIAL DESIGN
Apply for industrial design (ID) registration online with the eDfile and protect your ID from unauthorized copying or imitation.
FILE FAQs

UTILITY MODEL
An innovation that doesn't meet the inventive requirement of a standard invention patent can still be applied for registration as utility model. Apply for UM registration with eUMfile.
FILE FAQs

TRADEMARK
Create more value for your goods and services, apply for TM registration with eTMfile.
FILE FAQs

COPYRIGHT
Certify ownership of your creation. Deposit your copyrighted work.
DEPOSIT FAQs

IP ADJUDICATION AND MEDIATIONS
Requests for online mediations, hearings, services, and processes. File your documents here.
SEND REQUEST FAQs

POST-FILING. Submit requirements & access documents from the comfort of your homes.

TRADEMARK
Submit subsequent trademark & patent documents online through eDocfile.
FILE

PATENT (UTILITY MODEL, INDUSTRIAL DESIGN)
Submit responses, extensions, requests, basic annuity, and other patent-related documents.
FILE

① PRE-FILING 内の「TRADEMARK」の「SEARCH」をクリック

¹⁸² <https://www3.wipo.int/branddb/ph/en/>

Philippines Trademark Database のトップページ

②

SEARCH BY: Mark, Names, Numbers, Dates, Class

Text: e.g. wipo OR omp, 'intel', ompi-

Applicant/Holder: e.g. 'world intell', wipo-

Goods/Services: e.g. footwear, comput*

search

FILTER BY: Status, Image, Filing Date, Holder country, Expiration

Registered: 182,081
 Pending: 30,640
 For validation: 73,729
 Appeal pending: 12
 Cancelled: 26,048
 Abandoned with finality: 122,153

Display: List

Mark	Status	Relevan	Applicant/Holder	Number	Reg. Date	Filing Date	Nice Cl.	Vienna Cl.	Image
HAILEY'S BRAND	Registered 1		ANN MARIE V DY	42010009310	2021-12-30	2010-08-25	3	01.01, 27.05, 29.01	
TOSHIDEN	Registered 1		PHILIPPINE SUNTAL CORPORATION	42009009798	2021-12-29	2009-09-25	7, 9	27.05, 26.01, 27.01	
ZIP	Registered 1		INTERNATIONAL PHARMACEUTICAL, INC.	41995107141	2021-12-29	1995-12-26	5		
PRIME RITE	Registered 1		DAVIES PAINTS PHILIPPINES, INC.	42010013320	2021-12-27	2010-12-08	2		
BLASER	Registered 1		BLASER SWISSLUBE AG	41997123819	2021-12-23	1997-08-21	1, 4		
IKI	Registered 1		JOSEPH O SY	42010500629	2021-12-23	2010-05-07	12		
NCAR	Registered 1		JOSEPH O SY	42010500989	2021-12-23	2010-07-13	12		
MANKIND	Registered 1		MANKIND PHARMA LTD.	42011008865	2021-12-22	2011-07-28	5	26.03, 26.04, 26.11, 27.05	
ALFA FRUIT PACKERS	Registered 1		SUNNYPHIL INC.	42011000933	2021-12-21	2011-01-27	31	05.07, 26.01, 29.01	
ECO CHANGES	Registered 1		MITSUBISHI ELECTRIC CORPORATION	42011002353	2021-12-21	2011-03-02	7, 9, 11, 12, 37	05.03, 26.01, 29.01	

1 - 10 / 565,137

Display: 10 per page

download report PDF CSV XLSX HTML XML

② 「SEARCH BY」内に検索条件を入れることにより検索。なお、以下の検索方法が選択できる。

- Mark：標章の文字、商標出願人・商標権者の名称及び／又は指定商品・役務での検索
- Names：商標出願人・商標権者の名称及び／又は代理人の名称
- Numbers：登録番号及び／又は出願番号
- Dates：登録日、出願日及び／又は期限満了日
- Class：ウィーン分類に基づく指定区分及び／又はニース国際分類に基づく指定区分

WIPO IP PORTAL MENU Philippine Trademark Database HELP ENGLISH LOGIN WIPO

INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE OF THE PHILIPPINES

Searchable database of trademark information from the Intellectual Property Office of the Philippines. For a more global search, use the Global Brand Database. ③

SEARCH BY Mark Names Numbers Dates Class

Text = ▾ e.g. wipo OR omp, 'intel', ompi-

Applicant/Holder= e.g. "world intel", wipo-

Goods/Services = e.g. footwear, comput*

search

FILTER BY Status Image Filing Date Holder country Expiration

Registered 182,081
 Pending 30,640
 For validation 73,729
 Appeal pending 12
 Cancelled 26,048
 Abandoned with finality 122,153

Display: List filter

Mark	Status	Relevan	Applicant/Holder	Number	Reg. Date	Filing Date	Nice Cl.	Vienna Cl.	Image
<input type="checkbox"/> HAILEY'S BRAND	Registered	1	ANN MARIE V DY	42010009310	2021-12-30	2010-08-25	3	01.01, 27.05, 29.01	
<input type="checkbox"/> TOSHIDEN	Registered	1	PHILIPPINE SUNTAL CORPORATION	42009009798	2021-12-29	2009-09-25	7, 9	27.05, 26.01, 27.01	
<input type="checkbox"/> ZIP	Registered	1	INTERNATIONAL PHARMACEUTICAL, INC.	41995107141	2021-12-29	1995-12-26	5		
<input type="checkbox"/> PRIME RITE	Registered	1	DAVIES PAINTS PHILIPPINES, INC.	42010013320	2021-12-27	2010-12-08	2		
<input type="checkbox"/> BLASER	Registered	1	BLASER SWISSLUBE AG	41997123819	2021-12-23	1997-08-21	1, 4		
<input type="checkbox"/> IKI	Registered	1	JOSEPH O SY	42010500629	2021-12-23	2010-05-07	12		
<input type="checkbox"/> NCAR	Registered	1	JOSEPH O SY	42010500989	2021-12-23	2010-07-13	12		
<input type="checkbox"/> MANKIND	Registered	1	MANKIND PHARMA LTD.	42011008865	2021-12-22	2011-07-28	5	26.03, 26.04, 26.11, 27.05	
<input type="checkbox"/> ALFA FRUIT PACKERS	Registered	1	SUNNYPHIL INC.	42011000933	2021-12-21	2011-01-27	31	05.07, 26.01, 29.01	
<input type="checkbox"/> ECO CHANGES	Registered	1	MITSUBISHI ELECTRIC CORPORATION	42011002353	2021-12-21	2011-03-02	7, 9, 11, 12, 37	05.03, 26.01, 29.01	

1 - 10 / 565,137 Display: 10 per page options

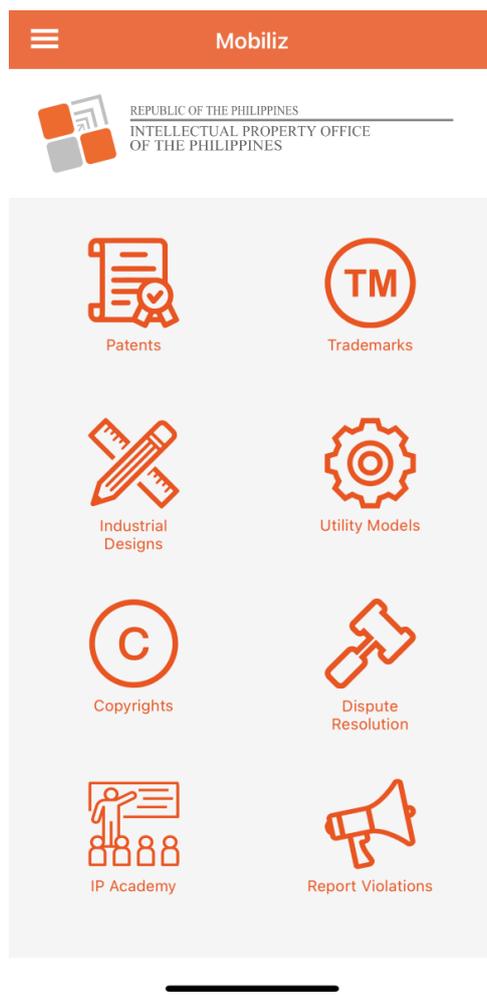
download report PDF CSV XLSX HTML XML

なお、検索の結果、該当する商標の分類（出願の状況（審査中か登録済か等）、商標の種類（文字商標か結合商標か等）、出願年、商標権者の国及び期限満了年）とそれぞれの件数が上記③に表示される。

(4) IPOPHL Mobiliz (モバイルアプリ)

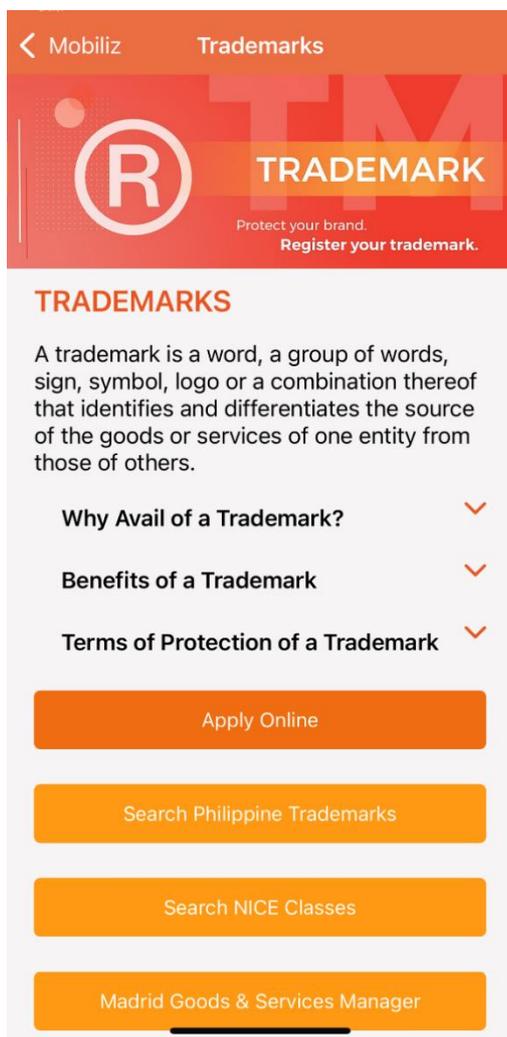
IPOPHL は、2020 年 10 月 19 日、Google Play 及び App Store においてモバイルアプリ「IPOPHL Mobiliz」の提供を開始している¹⁸³。ユーザーは、出願や検索、更には商標権侵害の通報まで、IPOPHL が提供する全てのサービスを、同アプリを用いて行うことができる。

アプリ画面トップページ

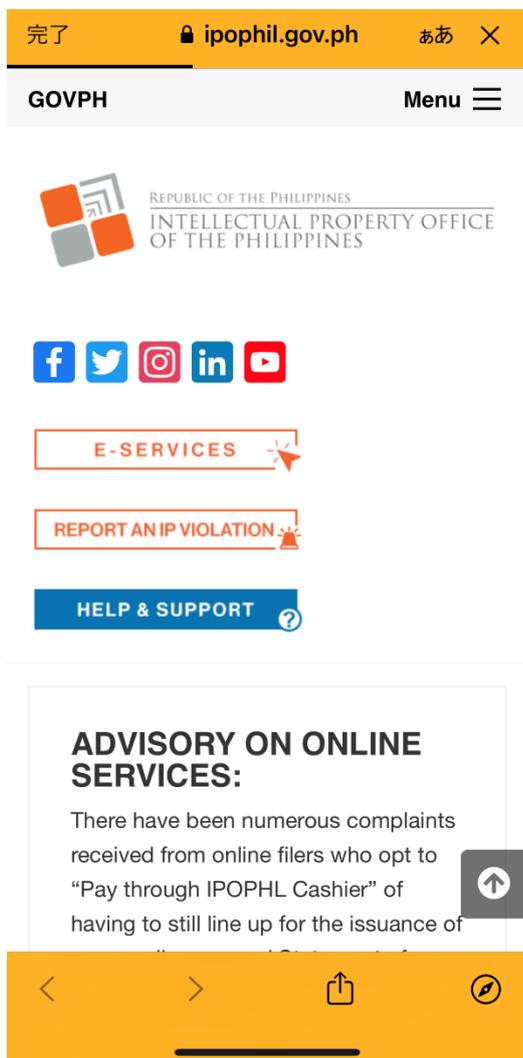


¹⁸³ <https://www.facebook.com/IPOPHL/photos/a.127946453920468/3374437465938001/?type=3>

Trademarks を選択した場合の画面



Apply Online を選択した画面



なお、上記の画面は IPOPHL のモバイルウェブサイトであり、その後の手続きは前記(1)と同様となる。

14. 料金

商標の出願、登録、更新、当事者間手続等に係る料金は、以下のとおりである¹⁸⁴。

料金の種類	小企業	大企業
一般手数料		
文書検索費用（2～3日）	207 / box	207 / box
文書検索費用（特急（1日））	560 / box	560 / box
記録の復元依頼	900	900
認証	370	370
認証済みの真正の写し	500	500
印刷（1枚あたり）	20	20
IPOPHL Box（年間）	3,000	3,000
コピー（国内）（1枚あたり） 注：適宜変更される	3.50	3.50
公告（E-Gazette）の定期購読（12ヶ月間）	12,600	12,600
拒絶・審査官の措置・最終命令又は決定に対する局長への不服申立て	3,300	3,300
局長の決定に対する再考申立	3,300	3,300
局長の決定に対する長官への異議申立て	5,500	5,500
その他の請求	300	700
公告の延期依頼	1,000	2,000
執行		
権利者による執行への異議の提出	2,000	2,000
商標関連		
出願料（1区分あたり）	1,200	2,592
優先権主張（1区分あたり）	860	1,800
色・識別性の主張（1区分あたり）	280	600
優先権審査の申請	2,990	6,240

¹⁸⁴ <https://www.ipophil.gov.ph/services/schedule-of-fees/general-and-other-fees/>
<https://www.ipophil.gov.ph/services/schedule-of-fees/trademark-related-fees/>
<https://www.ipophil.gov.ph/services/ip-adjudication/adjudication-filingreqs-fees/>

審査		
意見書提出の期間延長	340	720
分割出願	280	600
放棄された出願の回復	570	1,200
審査官による審査の中断	460	960
長官による審査の中断（初回）	570	1,200
本国登録の写し提出期限の延長	570	1,200
長官による審査の中断（第2回）	1,800	3,840
補正料	400	840
長官への異議申立の延長	1,800	1,800
取下げ／放棄	280	600
登録許可／公告	900	960
未払いの初回の公告からの回復	570	1,200
未払いの第2回目の公告からの回復	570	1,200
原簿の復元	860	900
原簿への記録料	400	840
IPOPHL で必要としないライセンス契約その他の書類の記録	340	720
区分の追加	1,200	2,592
登録・公告費用（登録商標）	900	960
登録		
登録証（COR）の発行	570	1,200
登録の公告（第2回の公告）	900	960
小規模企業から大企業への出願移転（初回）	3,000+公告費用	
小規模企業から大企業への登録商標の譲渡（初回）	5,500+公告費用	
訂正（IPOPHL に過失がない場合）	570	1,200
自発的取消	280	600
自発的な権利の部分放棄	280	600
登録の分割	570	1,200

登録の更新		
登録の更新（1区分あたり）	3,100	6,600
更新時の加算金（1区分あたり）	1,500	3,300
使用宣言書の提出		
使用宣言書の提出3年目（1区分あたり）	900	1,920
使用宣言書の提出5年目（1区分あたり）	1,100	2,400
更新時の使用宣言書の提出（1区分あたり）	1,100	2,400
中間更新時の使用宣言書の提出（1区分あたり）	1,100	2,400
3年目の使用宣言書提出期間延長	1,800	3,840
不使用宣誓の提出3年目（1区分あたり）	900	1,920
不使用宣誓の提出5年目（1区分あたり）	1,100	2,400
マドリッド協定議定書関連		
手数料	NA	2,592
個別手数料（1区分あたり）	NA	5,712
更新時の個別料金（1区分あたり）	NA	8,760
更新時の個別料金（区分ごとの加算金あり）	NA	13,140
転換料金（1区分あたり）	NA	2,592
代替料金	NA	720
その他の請求	NA	720
住民票の写しの提出期限の延長	NA	1,200
当事者間手続関連		
異議申立て／取消請求	10,000	14,600
異議申立期間の延長	800	1,700

通貨単位はフィリピンペソ



Intellectual Property Office of the Philippines
 28 Upper McKinley Rd, Fort Bonifacio, Taguig City 1634 PH
 ☎ +63 (2) 7238-6300 | ✉ ask@ipophil.gov.ph

For IPOPHL use only

Application No.	
Date Received	
Date Mailed	
IPSO / ITSO Code	

TRADEMARK APPLICATION

TRADEMARK INFORMATION			
Place a copy of the Mark inside the box. It should be clear enough for the reproduction and digitization.	Title of the Mark		
	Claim of Color/s		
	Translation / Transliteration		
	Disclaimer		
	Type <input type="radio"/> Word Mark <input type="radio"/> Figurative Mark <input type="radio"/> Figurative w/ Word Mark <input type="radio"/> Three-dimensional <input type="radio"/> Collective Mark		
CLAIM OF CONVENTION PRIORITY (If applicable)			
Prior Foreign Application Number/s	Foreign Filing Date (yyyy/mm/dd)	Country	
To add more priority claim/s, please use, IPOPHL Form 120 – Supplemental Priority Form			
APPLICANT INFORMATION (For individual applicants, you may skip Name of Company/Government/School and Position fields)			
Type of Applicant <input type="radio"/> Individual <input type="radio"/> Company / Corporation <input type="radio"/> School <input type="radio"/> Government			
Name of Company / Corporation / Government Agency / School		Entity <input type="radio"/> Big (Total Assets > P100M) <input type="radio"/> Small (Total Assets P100M or less)	
Position		Sex <input type="radio"/> Male <input type="radio"/> Female	
Last Name	First Name	Middle Name	
Address (Complete street info, village, subdivision, barangay)			
Town / City	Province / State	Zip Code	Country of Residence
Contact No.	Email Address	Nationality	
* At least one Applicant is mandatory The applicant with no agent or authorized representative must inform the office of any changes in the contact information To add more applicants, please use, IPOPHL Form 110 – Supplemental Sheet			
RESIDENT AGENT / AUTHORIZED REPRESENTATIVE (If supplied, all correspondences will be sent to this contact)			
Agent Number (If available)		Company Name (The law firm, if applicable)	
Position		Sex <input type="radio"/> Male <input type="radio"/> Female	
Last Name	First Name	Middle Name	
Address (Complete street info, village, subdivision, barangay)			
Town / City	Province / State	Zip Code	Country of Residence
Contact No.	Email Address	Nationality	
Agent or authorized representative must inform the office of any changes in the contact information			
GOODS AND SERVICES (Pls. refer to the list of Nice Classes on IPOPHL Form 410 – Nice Classes)			
* At least one good or service is mandatory Use additional sheet/s if necessary			

IMPORTANT REMINDERS**Pursuant to Section 124.2 and Section 145 of R.A. 8293 and the Trademark Regulations:**

1. The applicant or the registrant shall file **DECLARATION OF ACTUAL USE (DAU)** of the mark with evidence to that effect, as prescribed by the Regulations within three (3) years from the filing date of application. Otherwise, the application shall be **REFUSED** or the mark shall be **REMOVED** from the Register by the Director.
2. A certificate of registration shall remain in force for ten (10) years; provided, that the registrant shall file a **DAU** to that effect, or shall show valid reasons based on the existence of obstacles to such use, as prescribed by the Regulations, within one (1) year from the fifth (5th) anniversary of the date of registration, otherwise, the mark shall be **REMOVED** from the Register by the Office.
3. A Renewal DAU must be filed within one (1) year from the date of renewal of the registration, otherwise, the mark shall be removed from the Register.

IPOPHL PRIVACY STATEMENT AS PER RA 10173 ALSO KNOWN AS "DATA PRIVACY ACT OF 2012" AND SIGNATURE

Agree Disagree

By ticking the AGREE box and affixing my signature to the right, I understand that I am giving consent to the collection, storage, sharing and other necessary processing of the personal information contained in this application, freely and voluntarily, to the Intellectual Property Office of the Philippines (IPOPHL) and its partners, in the exercise of its mandate as the lead government agency for the protection of IP rights and in compliance with the provisions of RA 10173, also known as, the Data Privacy Act of 2012.

I declare that all the information provided above are true and correct to the best of my knowledge.

SIGNATURE OVER PRINTED NAME

NOTE: Submission of this Application Form and Payment of the Filing Fees do not mean that the mark is registered as there are stages for the whole registration process. The mark shall be deemed registered upon completion of all the requirements under the IP Code and Trademark Regulations.

The address stated in these forms shall be used for sending notices and orders in cases filed with BLA.

参考資料 2 優先審査申請書の様式¹⁸⁶

	Intellectual Property Office of The Philippines	Document No. IPOP HL-SOP-BOT-01-F09	
	Bureau of Trademarks	Rev. No. 00	
	REQUEST FOR PRIORITY EXAMINATION (Optional Form)	Issued by: BOT	Date: 10/16/2020

The Director of Trademarks
 Intellectual Property Office
 14/F Intellectual Property Center
 No. 28 Upper McKinley Road
 McKinley Hill Town Center
 Fort Bonifacio, Taguig City 1634

Application No. : _____
 Trademark : _____
 Date Filed : _____
 Examiner : _____

Sir/Madam:

This is to request for priority examination of the above-mentioned application on the ground that, the subject application falls under the following as indicated:

- (a) Re-filing by the same registrant or assignee of a mark previously registered but:
 - (i) removed from the Register for failure to file the 3rd year DAU or DNU or meet the maintenance requirement; or
 - (ii) has expired due to non-filing or late filing of the renewal;
- (b) Re-filing by the same applicant of a mark previously filed but:
 - (i) abandoned and can no longer be revived; or
 - (ii) refused for failure to file the 3rd year DAU or DNU;
- (c) An application for registration of a mark, names or abbreviation of names, logos of any nation, intergovernmental or international organizations;
- (d) An application for registration of a mark, names, abbreviation of names, logos of any sports competition conducted within a short period of time or when periodically conducted, the registration of the mark is necessary to promote goodwill or image before the commencement of the sports activity;
- (e) An application for registration of a mark, names, abbreviation of names, logos of product and services of applicants introduced and/ or participating in a trade mission and/ or exposition local or abroad and will be conducted within a short period of time;

¹⁸⁶ https://drive.google.com/file/d/1mOU9Puhuk8tVjNl9pvBkn_nW4yF1_Gzk/view

- (f) An application for registration of a mark, names, abbreviations of names, logos of a religious, social or charitable, educational activity the early registration of which is necessary to achieve its purpose or objective;
- (g) Domain names (as service mark); and
- (h) Trademarks, service marks, and trade names used or to be used in Information and Communications Technology (ICT) infrastructure.

Pls. see below/attached:

- Details of removed/abandoned/cancelled/expired trademark application/registration

Application/Registration No. : _____
 Filing Date/Registration Date : _____

- Supporting documents (e.g., trade fair/exhibition registration, sports activity)

I/We will pay the corresponding priority examination fee.

I/We hope for your kind consideration and approval.

Very truly yours,

Applicant

SUBSCRIBED AND SWORN TO before me, for and in the City of _____, affiant exhibited to me his/her _____ identification card with photo no. _____ issued on _____ at _____.

Notary Public

Doc. No. _____;
 Page No. _____;
 Book No. _____;
 Series of _____.

参考資料 3 使用宣言書の様式¹⁸⁷

	Intellectual Property Office of the Philippines	Document No. IPOPPL-SOP-BOT-01-F02	
	Bureau of Trademarks	Rev. No. 04	
	DECLARATION OF ACTUAL USE (Prescribed Form)	Issued by: BOT	Date: 10/01/2017

- Please check one:
- Within three (3) years from filing/international registration/subsequent designation
 - Within one (1) year from the fifth (5th) anniversary of the registration
 - Within one (1) year from date of renewal
 - Within one (1) year from the fifth (5th) anniversary of each renewal
 - Registered under Republic Act No. 166
 - Tenth (10th) anniversary
 - Fifteenth (15th) anniversary

I, _____, of legal age, _____ citizen, residing at

 _____ (name of declarant)

_____, depose and state under oath that:

1. I am the applicant for registration
 authorized officer of applicant-corporation
 registrant
 authorized officer of registered owner-corporation
 agent/authorized representative of applicant/registrant

of the mark _____

2. The mark was accorded

- Application No. _____ Filing Date _____
- Registration No. _____ Registration Date _____
- International Reg. No. _____ International Reg. Date _____
- International Reg. No. _____ Subsequent Des. Date _____
- International Reg. No. _____ Date of Grant _____
- International Reg. No. _____ Renewal Date _____

for the following class/es of goods and/or services: (Attach additional sheet/s, if necessary):

3. The Mark is being used in the Philippines for the following class/es of goods and/or services (Attach additional sheet/s, if necessary):

4. The goods are sold and/or services are rendered in the following outlet/s:
 Name of Outlet Address

5. As proof of actual use, attached are labels or pictures of the Mark (or pictures of the stamped container visibly or legibly showing the Mark) or other evidence of use.

6. This affidavit is executed to attest to the truth of the foregoing and for the purpose of complying with the requirements of R.A. 8293 and the Trademark Regulations, as amended.

 Affiant

SUBSCRIBED AND SWORN TO before me this _____ day of _____,

NOTARY PUBLIC

Doc. No. _____
 Page No. _____
 Book No. _____
 Series of _____

¹⁸⁷ <https://drive.google.com/file/d/1IVF-3-l6zkjHGOiPLA6ng8umnemBMEpq/view>

特許庁委託事業

フィリピンにおける商標制度・運用に係る実態調査

2022年3月

禁無断転載

〔調査受託〕

TMI Associates (Thailand) Co., Ltd.

独立行政法人 日本貿易振興機構
バンコク事務所
(知的財産権部)

本冊子は、2021年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行ったTMI Associates (Thailand) Co., Ltd.が作成した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。

Copyright(C) 2022 JPO/JETRO. All right reserved.